令和4年

富岡町議会会議録

第7回定例会 9月13日開会~9月15日閉会

富岡町議会

令和4年第7回富岡町議会定例会会議録目次

第1日 9月13日(火曜日)

○議事日程
○本日の会議に付した事件
○出席議員
○欠席議員
○説明のため出席した者
○事務局職員出席者
開 会 (午前 9時00分)6
○開会の宣告
○開議の宣告
○議事日程の報告
○諸般の報告
○会議録署名議員の指名
○会期の決定
○諸報告
○議案の一括上程
○提案理由の説明及び一般町政報告
○一般質問
高 野 匠 美 君
佐 藤 啓 憲 君
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決3 9
○散会の宣告 ····································
散 会 (午後 1時20分)41
第2日 9月14日(水曜日)
○議事日程
○本日の会議に付した事件
○出席議員 ····································
○欠席議員
○説明のため出席した者 ····································
○事務局職員出席者

開 議 (午前 9時00分)4	. 8
○開議の宣告	. 8
○議事日程の報告	. 8
○会議録署名議員の指名	: 8
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決 4	. 8
○教育委員会委員就任挨拶	2
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決 5	3
○散会の宣告	1
散 会 (午後 1時16分)8	1
第3日 9月15日(木曜日)	
○議事日程	5
○本日の会議に付した事件	5
○出席議員	5
○欠席議員	6
○説明のため出席した者	6
○事務局職員出席者	6
開 議 (午前 9時00分)8	8
○開議の宣告	8
○議事日程の報告	8
○会議録署名議員の指名	8
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決	8
○委員会報告	9
○動議の提出 ····································	2
○閉会の宣告 ····································	2
閉 会 (午前11時46分)	2

第7回定例町議会

(第 1 号)

令和4年第7回富岡町議会定例会

議事日程 第1号

令和4年9月13日(火)午前9時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
 - 1、監査委員報告
 - 2、議会運営委員会報告
 - 3、議会広報特別委員会報告
 - 4、原子力発電所等に関する特別委員会報告
 - 5、総務文教常任委員会報告
 - 6、産業厚生常任委員会報告

日程第4 議案の一括上程

- 報告第 6号 令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 報告第 7号 令和3年度富岡町継続費精算の報告について
- 議案第53号 富岡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第54号 富岡町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第55号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第56号 富岡町議会議員及び富岡町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する 条例の一部を改正する条例について
- 議案第57号 工事請負契約の変更について
- 認定第 1号 令和3年度富岡町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 2号 令和3年度富岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 3号 令和3年度富岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 4号 令和3年度富岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 5号 令和3年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 6号 令和3年度富岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 7号 令和3年度富岡町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 8号 令和3年度富岡町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第58号 令和4年度富岡町一般会計補正予算(第3号)

議案第59号 令和4年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

議案第60号 令和4年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

議案第61号 令和4年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)

議案第62号 令和4年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

議案第63号 令和4年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

議案第64号 令和4年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

議案第65号 令和4年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)

日程第5 提案理由の説明及び一般町政報告

日程第6 一般質問

日程第7 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

報告第 6号 令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

報告第 7号 令和3年度富岡町継続費精算の報告について

議案第53号 富岡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについ て

議案第54号 富岡町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第55号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第56号 富岡町議会議員及び富岡町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する 条例の一部を改正する条例について

議案第57号 工事請負契約の変更について

認定第 1号 令和3年度富岡町一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第 2号 令和3年度富岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 3号 令和3年度富岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 4号 令和3年度富岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 5号 令和3年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 6号 令和3年度富岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 7号 令和3年度富岡町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 8号 令和3年度富岡町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第58号 令和4年度富岡町一般会計補正予算(第3号)

議案第59号 令和4年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

議案第60号 令和4年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

- 議案第61号 令和4年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第62号 令和4年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第63号 令和4年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第64号 令和4年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 議案第65号 令和4年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
 - 1、監査委員報告
 - 2、議会運営委員会報告
 - 3、議会広報特別委員会報告
 - 4、原子力発電所等に関する特別委員会報告
 - 5、総務文教常任委員会報告
 - 6、産業厚生常任委員会報告

日程第4 議案の一括上程

- 報告第 6号 令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 報告第 7号 令和3年度富岡町継続費精算の報告について
- 議案第53号 富岡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについ て
- 議案第54号 富岡町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第55号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第56号 富岡町議会議員及び富岡町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する 条例の一部を改正する条例について
- 議案第57号 工事請負契約の変更について
- 認定第 1号 令和3年度富岡町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 2号 令和3年度富岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 3号 令和3年度富岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 4号 令和3年度富岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 5号 令和3年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 6号 令和3年度富岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 7号 令和3年度富岡町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 8号 令和3年度富岡町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第58号 令和4年度富岡町一般会計補正予算(第3号)

議案第59号 令和4年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

議案第60号 令和4年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

議案第61号 令和4年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)

議案第62号 令和4年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

議案第63号 令和4年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

議案第64号 令和4年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

議案第65号 令和4年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)

日程第5 提案理由の説明及び一般町政報告

日程第6 一般質問

日程第7 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

報告第 6号 令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

報告第 7号 令和3年度富岡町継続費精算の報告について

○出席議員(10名)

1番	堀	本	典	明	君	2番	佐	藤	教	宏	君
3番	佐	藤	啓	憲	君	4番	渡	辺	正	道	君
5番	高	野	匠	美	君	6番	遠	藤		善	君
7番	安	藤	正	純	君	8番	宇包	左神	幸	_	君
9 悉	涟	÷Л	\equiv	里	君	1 0 悉	喜	尪		宔	

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者

町		長	山	本	育	男	君
副	田丁	長	髙	野		剛	君
副	田丁	長	竹	原	信	也	君
教	育	長	岩	崎	秀	_	君
会	計管理	者	植	杉	昭	弘	君
参総	事 務 課	兼長	林		紀	夫	君

課 原 仁 君 企 画 長 \blacksquare 徳 税 務 長 斉 藤 宏 君 課 君 住 民 課 長 猪 狩 力 福祉 之 君 課 長 飯 塚 裕 健康づくり課長 遠 藤 博 生 君 生活環境課長 杉 本 良 君 産業振興課長 坂 本 隆 広 君 都市整備課長 志 賀 智 秀 君 教育総務課長 猪 狩 直 恵 君 生涯学習課長 佐 藤 邦 春 君 郡山支所長 黒 澤 真 也 君 いわき支所長 安 倍 敬 子 君 総務課課長補佐兼 秘書係長 大和田 豊 君 代表監查委員 坂 本 和 久 君

○事務局職員出席者

 参議事務局長
 小
 林
 元
 一

 事務局主任兼庶務係係事務所主任兼務所主任務務所主
 本
 亜
 季

 議会事務局主任兼務所主
 基
 本
 本
 番

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○議長(高橋 実君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより令和4年第7回富岡町議会定例会を開会いたします。

○開議の宣告

○議長(高橋 実君) 直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長(高橋 実君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○諸般の報告

○議長(高橋 実君) 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

まず初めに、今定例会における会期及び日程等について、去る9月7日の議会運営委員会において 審議をしていただきました。その結果、会期は本日から15日までの3日間とする旨の答申を受けてお りますので、ご報告いたします。

次に、令和4年第3回双葉地方広域市町村圏組合議会定例会並びに令和4年第2回双葉地方水道企業団議会定例会について、文書をもって報告しておりますので、御覧いただくようお願いいたします。

また、双葉地方広域市町村圏組合に係る令和3年度歳入歳出決算書並びに双葉地方水道企業団に係る水道事業会計決算書、工業用水道事業会計決算書、併せて富岡町社会福祉協議会等諸団体より決算の報告がありましたので、配付させていただいております。御覧いただくようお願いいたします。

最後に、陳情書1件を受理し、この写しを委員会報告書の89ページに添付しておりますので、御覧いただきたいと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

○会議録署名議員の指名

○議長(高橋 実君) 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

8番 宇佐神 幸 一 君

9番 渡 辺 三 男 君

の両名を指名いたします。

○会期の決定

○議長(高橋 実君) 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月15日までの3日間といたしたいと存じますが、 これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から15日までの3日間と決定いたしました。

○諸報告

○議長(高橋 実君) 次に、日程第3、諸報告に入ります。

初めに、監査委員の報告を求めます。

代表監查委員、坂本和久君。

〔代表監查委員(坂本和久君)登壇〕

○代表監査委員(坂本和久君) 皆さん、おはようございます。それでは、監査委員より例月出納検 査の報告をいたします。

4 監第 8 号、令和 4 年 9 月13日、富岡町長、山本育男様、富岡町議会議長、高橋実様、富岡町監査委員、坂本和久、富岡町監査委員、宇佐神幸一。

例月出納検査報告書。例月出納検査を実施した結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告する。

記。1、検査の対象。(1) 令和4年5月(令和3年度5月分・令和4年度5月分)・6月・7月。

- (2) 一般会計及び特別会計。(3) 歳入歳出外現金。
- 2、検査の時期。令和4年6月20日・7月20日・8月22日。
- 3、検査の結果。(1)収支出納関係諸帳簿及び整備の状況、適切であると認めた。(2)違法または不適切と認めて指示した事項、なし。(3)検査時における現金及び予算執行の状況、適切であると認めた。

以下、別紙については記載のとおりでありますので、朗読を省略いたします。 以上です。

○議長(高橋 実君) 次に、委員会報告に入ります。

議会運営委員会の報告を委員長より求めます。

4番、渡辺正道君。

〔議会運営委員会委員長(渡辺正道君)登壇〕

○議会運営委員会委員長(渡辺正道君) おはようございます。報告第22号、令和4年9月13日、富

岡町議会議長、高橋実様、議会運営委員会委員長、渡辺正道。審査報告書。本委員会は、付託された 事件について、審査した結果を次のとおり報告する。

記。1、事件名。第1回、(1) 議案審議について、(2) 9月定例会の会期及び日程について、(3) その他、(1)一般質問について、(2)0陳情について、(3)0その他。

- 2、審査の経過。回数、第1回、日時、令和4年9月7日午前8時45分、場所、富岡町役場第一委員会室、出席委員5名、欠席委員なし、説明出席者、総務課長、同課係長、職務出席者、議長、議会事務局長。
- 3、審査の結果。第1回、(1)議案審議について。9月定例会に町長提出予定の議案等の内容について、総務課長より説明を受けた。提出予定議案は次のとおり。報告案件2件、人事案件2件、条例の一部改正案件2件、工事請負等の変更案件1件、決算の認定案件8件、補正予算案件8件、合計23件。(2)9月定例会の会期及び日程について。9月定例会の会期日程については、会期を9月13日から15日までの3日間とすることに決し、議長に答申した。(3)その他。①一般質問について、一般質問の通告3名について、議会事務局長より説明を受けた。②陳情について、提出のあった陳情1件について議会事務局長より説明を受けた。③その他、議場でのマスク着用について、これまで登壇の際はマスクを外しての発言を求めていたところであったが、感染症拡大防止の観点から、本定例会においては議場内でマスクを外すことなく発言するよう議会事務局長より説明を受けた。

以上です。

○議長(高橋 実君) ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(高橋 実君) 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会広報特別委員会の報告を委員長より求めます。

5番、高野匠美君。

[議会広報特別委員会委員長(高野匠美君)登壇]

- ○議会広報特別委員会委員長(高野匠美君) おはようございます。報告第23号、令和4年9月13日、 富岡町議会議長、高橋実様、議会広報特別委員会委員長、高野匠美。審査報告書。本委員会は、付託 された事件について、審査した結果を次のとおり報告する。
- 記。1、事件名。第1回~第3回、(1) とみおか議会だより第211号の編集について、(2) その他。第4回、(1) とみおか議会だより第211号の最終校正について、(2) その他。
 - 2、審査の経過は記載のとおりです。お読みください。
- 3、審査の結果。第1回~第3回、(1)とみおか議会だより第211号の編集について。とみおか議会だより第211号企画表に基づき、議会報編集の事務分担を決めた。表紙は、富岡小学校の遠足の写

真とすることに決した。巻末「ちょっとひとこと」は、特別養護老人ホーム桜の園施設長兼トータルサポートセンターとみおかセンター長の竹本恭太氏から寄稿していただくことに決した。とみおか議会だより第211号の今後の作成スケジュールについて協議し、本特別委員会を4回開催することに決した。リード記事の審議及び編集、質疑応答のピックアップ、レイアウトの審議を実施した。委員会名変更に伴い、とみおか議会だより編集マニュアルの改正を行った。第4回、(1)とみおか議会だより第211号の最終校正について。議会報の最終校正及び内容確認等を実施した。

以上です。

○議長(高橋 実君) ちょっと休議させてください。

休 議 (午前 9時11分)

再 開 (午前 9時12分)

○議長(高橋 実君) 再開いたします。

私の体調が思わしくありませんので、議場より一時退室しますので、議長の務めを副議長と交代いたしますので、暫時休議します。

休 議 (午前 9時12分)

〔これより高橋 実議長欠席〕

再 開 (午前 9時13分)

○副議長(堀本典明君) それでは、再開いたします。

高橋議長が急遽体調不良のため、議場を一時退室いたしましたので、復帰するまでの間、地方自治 法第106条の規定に基づき、議長の職を務めさせていただきます。円滑な議事運営に努めますので、 よろしくお願いいたします。

ただいま議会広報特別委員会委員長の報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長(堀本典明君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長(堀本典明君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。この件につきましては、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長(堀本典明君) 異議なしと認めます。

よって、議会広報特別委員会委員長報告のとおり決しました。

次に、原子力発電所等に関する特別委員会の報告を委員長より求めます。

9番、渡辺三男君。

〔原子力発電所等に関する特別委員会委員長(渡辺三男君)登壇〕

○原子力発電所等に関する特別委員会委員長(渡辺三男君) 報告第24号、令和4年9月13日、富岡町議会議長、高橋実様、原子力発電所等に関する特別委員会委員長、渡辺三男。審査報告書。本委員会は、付託された事件について、審査した結果を次のとおり報告する。

記。1、事件名。第1回、1、福島第一原子力発電所視察について、2、その他。第2回、1、原子力発電所通報連絡処理(令和4年5月・6月・7月分)について、2、(1)東京電力(株)福島第一原子力発電所1~4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況について、(2)その他、福島第二原子力発電所1号炉における使用済み燃料プール冷却系ポンプ点検に伴う冷却停止と再開について、3、その他。

- 2、審査の経過。審査の経過についてはお読み取りください。
- 3、審査の結果。第1回、1、福島第一原子力発電所視察について。福島第一原子力発電所構内を視察し、東京電力(株)より説明を受けた。議員からは、設備の設置場所や津波等への対策の要望、放出に係る海洋シミュレーションの確認などの意見が出された。2、その他。1号機格納容器内部調査に関する事項について、東京電力(株)より説明を受けた。議員からは、今後も調査を継続し、新たな状態が確認された際は速やかに公表をするよう要望が出された。第2回、1、原子力発電所通報連絡処理(令和4年5月・6月・7月分)について。原子力発電所通報連絡処理簿に基づいた福島第一原子力発電所並びに福島第二原子力発電所の通報内容について、生活環境課より説明を受けた。議員からは、構内設備等の点検や設備の対策について町から東京電力へ強く求める要望が出された。2、
- (1)東京電力(株)福島第一原子力発電所1~4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況について。廃炉に向けた主な作業項目と現在の作業の進捗状況等について、東京電力ホールディングス(株)より説明を受けた。議員からは、海洋生物の飼育試験や海域モニタリング地域等の拡充、各種情報発信に係る手法や発信後の対応、工事に関しての安全対策や工法等の周知、東京電力が行う試験等の情報発信の徹底等に関する要望が出された。(2)その他。福島第二原子力発電所1号炉における使用済み燃料プール冷却系ポンプ点検に伴う冷却停止と再開について東京電力ホールディングス(株)より説明を受けた。議員からは、安全面を最優先にした設備の運転を行うよう要望が出された。また、東京電力に対して風評被害への対策について、漁業関係者のみならず、様々な業種に対して影響を鑑みた対策を講じるよう要望が出された。3、その他。

終わります。

○副議長(堀本典明君) ただいま原子力発電所等に関する特別委員会委員長の報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長(堀本典明君) 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長(堀本典明君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。この件につきましては、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○副議長(堀本典明君) 異議なしと認めます。

よって、原子力発電所等に関する特別委員会委員長報告のとおり決しました。

次に、所管事務の調査については文書をもって報告しておりますが、委員長報告に対し、1人1回 の質疑を許可することになっておりますので、質疑を許します。

まず初めに、総務文教常任委員会委員長の報告に対して質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長(堀本典明君) 質疑なしと認めます。

次に、産業厚生常任委員会委員長の報告に対して質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長(堀本典明君) 質疑なしと認めます。

以上で所管事務の調査についてを終わります。

以上をもって委員会報告を終わります。

これをもって諸報告を終わります。

暫時休議します。

休 議 (午前 9時20分)

再 開 (午前 9時23分)

○副議長(堀本典明君) 再開いたします。

○議案の一括上程

○副議長(堀本典明君) 次に、日程第4、議案の一括上程を行います。 事務局長の朗読を求めます。

事務局長。

○提案理由の説明及び一般町政報告

○副議長(堀本典明君) 次に、日程第5、提案理由の説明及び一般町政報告を行います。 町長より提案理由の説明及び一般町政報告を求めます。 町長。

[町長(山本育男君) 登壇]

○町長(山本育男君) 皆さんおはようございます。二十四節気の処暑も過ぎ、朝の空気に秋の気配が感じられるようになるとともに、虫の音が美しく聞こえるようになりました。今年度も上半期が過ぎようとしております。職員には今年度の事業目的が達成されるよう、事業の進捗状況をしっかりと確認し、必要に応じて軌道修正を検討するようにと指示をしておりますので、議員の皆様からの引き続きのご指導もお願いをいたします。

先月28日に福島市の県消防学校で行われました第44回県消防操法大会ポンプ車操法の部において、 私たちの富岡町消防団が優勝をいたし、10月29日に開かれる全国大会に出場することとなりました。 選手6名をはじめ、指導された団員の皆様の3か月にわたる夜遅くまでの訓練の成果であることは言 うに及ばず、全消防団員の日頃の訓練の賜物と誇らしく思っております。この場をお借りいたしまして、選手諸君をはじめ、全消防団員の皆様に祝福と感謝の意を表します。

それでは、令和4年第7回富岡町議会定例会を開催するに当たり、さきの定例会以降の町政についてご報告申し上げ、次いで今定例会に提出しました議案等についてご説明申し上げます。

初めに、特定復興再生拠点区域に関してご報告いたします。先日の全員協議会において、特定復興再生拠点区域内の除染作業等につきましては年度内におおむね完了する見込みであると環境省より報告がありました。夜の森公園や新田団地の機能回復、夜の森消防屯所の新築などにつきましても当初の予定どおり工事の進捗が確保されており、令和5年春の避難指示解除を現実的なものと捉えることができる状態となってまいりました。このことから、私はこの後において特定復興再生拠点区域における避難指示解除の具体的な日程を国と協議してまいりたいと考えておりますので、議員の皆様をはじめ、町民の皆様にご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、特定復興再生拠点区域復興再生計画においては、小良ケ浜地区、深谷地区の集会所や墓地、主要な道路などを点拠点や線拠点と位置づけ、避難指示の解除を目指しており、点拠点や線拠点の外縁も含めた除染の準備が進められております。線拠点などと位置づけた道路等の避難指示の解除がなされれば、JR常磐線夜ノ森駅周辺のように地区の面的除染が行われる前であっても町民の皆様の自由な往来が可能となり、居住の前提となる面的除染の実施に向けた足がかりとなるものと考えるところでありますので、土地所有者の皆様をはじめ、関係する皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

町といたしましては、このことをはじめ、小良ケ浜地区、深谷地区の再生に関しての意見交換会を

来月初めから中旬に開催することと準備を進めるところで、町民の皆様のご理解の下、小良ケ浜地区、 深谷地区の避難指示解除に向けた取組の加速化を国に強く求めてまいる考えでありますので、ご理解 をいただき、さらなるご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、福島国際研究教育機構に関してご報告いたします。福島国際研究教育機構の立地に関しましては、本町の地理的優位性や多様な方々を積極的に受け入れる開放的な地域土壌があること、また何よりも世界に目を向けた研究、教育のための中核拠点の整備に住民の皆様の理解がある町であることを訴え、立地に向けた提案をいたしましたが、本町の提案が県の立地候補地となることはかないませんでした。

私たちの訴えが届かず、大変残念な思いでありますが、福島国際研究教育機構の我が国の科学技術力、産業競争力の強化を牽引し、経済成長や国民生活の向上に貢献する世界に冠たる創造的復興の中核拠点となることを目指すとの目的が実現されるためには、国、県、近隣自治体が一致協力して取り組むことが必要不可欠ですので、機構の活動展開において本町がどのような役割を担うことができるかを改めてしっかりと検討してまいりたいと考えております。また、機構の立地に向け提案いたしました国道6号東側の特定復興再生拠点区域につきましては、産業団地の整備を含めた利活用方策を速やかに検討するとともに、良好な交通アクセスと地理的優位性を様々な場面で積極的にPRしてまいりたいと考えますので、議員の皆様の引き続きのご支援とご協力をお願いいたします。

次に、にぎわいと活力ある本町のあしたをつくり出していくための取組に関してご報告いたします。 町政運営の1つ目の柱である農業、産業の育成に関しましては、富岡産業団地において全区画の約97% に14社の進出が決定するなど、着実な成果を見ることができており、今後においても経済産業省や福 島県の支援継続の下、私自らも企業を訪問するなどして積極的な企業誘致活動を進め、新たな産業の 集積に努めてまいります。

農業の再生においては、水稲栽培への総合的な支援の継続により、作付面積が昨年度比20.7へクタール増の86.1へクタールとなり、先日稼働した乾燥調製貯蔵施設、富岡町カントリーエレベーターの本格運用などでさらなる作付面積の拡大、回復を期待するところであります。また、生産者と共に取り組むタマネギの産地化のための野菜集出荷施設の整備につきましても、敷地造成工事が順調に進捗するなどして、施設整備工事の調達準備を進めることができる状態となっております。

2つ目の柱である帰還と移住促進に関しましては、移住相談窓口とみおかくらし情報館への来館が開設より延べ270件に上るなどしており、併設するお試し住宅には延べ6世帯16人のご利用があるなど、移住潜在者に対して確かな手応えを持ってPRできているものと考えております。また、共生サポートセンターさくらの郷におきましては、高齢者に対する配食、見守り事業、フィットネス設備を活用した介護予防事業や、子ども食堂の運営支援など、幅広く事業に取り組んでいるところで、あわせて障がい者や障がい児に対する総合福祉窓口の設置に向けた現実的な動き出しもできております。

私は、多様な方々が安心して暮らせる町づくりを進めることこそが着実な帰還と移住に結びついて

いくものと考えますので、これからも幅広いスタンスで失敗を恐れず、様々な取組を進めてまいります。

3つ目の柱である子供たちの環境づくりに関しましては、温かくおいしい給食の提供はもとより、子供たちが食材やその生産者、また給食調理者に目を向けるなど、食育につながる学校給食調理場の安定的な運営に努めるとともに、放課後児童クラブの運営充実にも努めるところです。恒久的な放課後児童クラブ施設の整備につきましては、具体的な施設整備計画の策定が進められているところであり、令和5年度の施設整備工事の着手、令和6年度の施設供用を目指し、着実に検討を進めております。

私は、子供たちが身近なことから多様な事柄に興味を持つことで魅力ある教育の確立につながるよう、また子供たちを地域全体で育む取組を継続するなどして、子供たちの安全と保護者の方々の安心をしっかりとサポートしてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様をはじめ、町民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

次に、今定例会に提出しております議案等について申し上げます。今定例会には報告案件2件、人事案件2件、条例の一部改正案件2件、工事請負契約の変更案件1件、令和3年度富岡町一般会計歳入歳出決算をはじめ、7特別会計の決算の認定案件8件、令和4年度富岡町一般会計補正予算をはじめ、7特別会計の補正予算案件8件の計23件の議案等を提出しております。詳細につきましてはそれぞれの議案審議の際にご説明申し上げますが、いずれも町政執行上重要な案件でありますので、慎重審議の上、速やかなる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、第7波の感染拡大が続いております。本町においても累計の感染が200例を超えるなど、十分なる注意が必要な状況にあります。このような中、先月初めに本庁舎勤務職員に30名を超える感染陽性が確認され、富岡町役場本庁舎が感染クラスターと認定されてしまいました。この場をお借りいたしまして、町民の皆様をはじめ本町に関係する皆様、また最大限のご努力を継続される医療従事者の皆様に心より深くおわびを申し上げます。

職員には基本的な感染防止対策の徹底はもとより、私ごとにおける行動についても一定以上の制限を課すなどしておりましたが、このような事態を発生させたことは私を含めた全職員に気の緩みがあったと言わざるを得ないものであります。再度気を引き締め、感染防止対策に努めてまいることを職員と共に誓いましたことをここにご報告申し上げ、町政報告及び提案理由の説明とさせていただきます。

○副議長(堀本典明君) これをもって提案理由の説明及び一般町政報告を終わります。 換気等がありますので、9時50分まで休議いたします。

休 議 (午前 9時40分)

再 開 (午前 9時49分)

○副議長(堀本典明君) 若干早いですが、皆さんおそろいですので、再開いたします。

○一般質問

○副議長(堀本典明君) 次に、日程第6、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許可いたします。

まず、5番、高野匠美君の登壇を許します。

5番、高野匠美君。

[5番(高野匠美君)登壇]

○5番(高野匠美君) ただいま発言の許可がありましたので、私の一般質問を通告に基づいて始めたいと思います。大きく分けて3点、順次質問させていただきます。

では、1点目、民生委員、児童委員、主任児童委員について。(1)、制限ある避難先や町内での活動について見直しをすべきではないか。

- (2)、社会福祉の制度が複雑となり、対応する知識と能力が民生委員、児童委員に求められる。 委員の資質の向上をどのように確保しようとしているのか。
 - (3)、主任児童委員の立場と活動状況は。

大きな2点目、地域医療の構築について。(1)、ふたば医療センターと町の現在の連携状況は。

- (2)、今後の町の医療状況は厳しくなっていくと思われる。早めの対応をすべきと考えるが、町の考えは。
- (3)、町民に現在の医療の対応状況をしっかり周知しておくべきと考えるが、町としての対応の考えは。

大きな3点目、組織の機構改革について。(1)、次世代を担う子供たちへの徹底的な支援を求める。 同時に、町民目線で分かりやすい組織体制とすべく、複数の課にまたがる児童関連業務を一本化する ことによって、組織自体のスクラップ・アンド・ビルドを図るべきではの3点です。ご答弁よろしく お願いいたします。

○副議長(堀本典明君) 5番、高野匠美君の一般質問について町長の答弁を求めます。 町長。

[町長(山本育男君) 登壇]

- ○町長(山本育男君) 5番、高野匠美議員の一般質問についてお答えいたします。
- 1、民生委員、児童委員、主任児童委員について。(1)、制限のある避難先や町内での活動について見直しをすべきではないかについてお答えいたします。民生委員は、住民の最も身近な相談役として厚生労働大臣から委嘱を受けた特別職の地方公務員であり、児童福祉法に基づく児童委員を兼ねることとされております。その活動は、支援を必要とする方の相談に応じ、助言や情報提供、公的機関との連絡調整を行うなど多岐にわたっており、近年では地域のつながりの希薄化や支援ニーズの多様

化など、社会状況の変化により困難さが増してきていることが全国的に指摘されております。本町では、震災、原発事故によって現在も多くの皆様が全国各地に避難を余儀なくされており、さらには町内居住人口の約半数が避難指示解除後に移住された方々であることなど、民生委員、児童委員の活動はより複雑化、高度化しているものと認識しております。こうした状況の中、町といたしましては支援を必要とする方を見落とすことがないよう、民生委員、児童委員の活動を補完しつつ、保健師、包括支援センター、生活支援相談員などが緊密に連携し、積極的に行動を展開しているところであります。また、避難を余儀なくされている方が必要な支援を受けることができるよう、様々な機会を通じて状況の把握に努めるとともに、避難先の自治体や関係機関との情報共有を行っております。今後とも民生委員、児童委員の負担軽減を図りながら、必要とされる福祉サービスをしっかりと提供してまいるとともに、原子力災害の特殊性に起因する困難な状況については避難先自治体にも相談しつつ国や県に情報提供してまいります。

次に、(2)、社会福祉の制度が複雑となり、対応する知識と能力が民生委員、児童委員に求められている。委員の資質の向上をどのように確保しようとしているのかについてお答えいたします。民生委員、児童委員は民生委員法に基づき、人格、見識高く、広く社会の実情に通じ、かつ社会福祉の増進に熱意のある方が委嘱されておりますが、多岐にわたる社会福祉制度の十分な理解に基づく的確な支援を行っていただくため、様々な研修に参加していただいております。委員の活動は、分かりやすい情報提供や目標における助言など、住民の立場に立ったものが期待されており、全ての世代の多様な方々からの相談に対応していくため、知識の習得に加えて事例検討などの実践的な内容を学んでいただくことが資質の向上に極めて重要な取組であると考えます。町といたしましても、委員の活動に不可欠となる情報提供を速やかに行うとともに、個別の住民支援に当たっては社会福祉協議会や関係機関との連携を図りながら一緒になって検討し、最適なものとなるよう調整してまいります。

次に、(3)、主任児童委員の立場と活動状況はについてお答えいたします。主任児童委員は、児童福祉に関する理解と熱意とともに、専門的な知識、経験を有し、積極的な活動ができる方に専門的な役割を担っていただくため、児童福祉法に基づき厚生労働大臣が委嘱することとされております。その業務は、活動対象を児童と妊産婦に特化しており、担当区域を持たずに町全体を活動範囲とし、個別相談への対応だけでなく、他の民生委員、児童委員の協力、援助を行うことも規定されております。当町では、現在2名の主任児童委員がおり、学校やこども園との緊密な連携の下、個々の児童にとって最適な支援の在り方について話合いを行うとともに、各家庭の見守りや助言、関係機関や専門職への橋渡しを担っていただいているところです。町内に居住する子育て世代は、移住により新たに町民となられた世帯も多いことから、子育てに関する悩みや不安の解消に向け、気軽に相談できる環境を整えるなど、主任児童委員の活動がより効果を発揮できるよう取り組んでまいります。

次に、2、地域医療の構築について。(1)、ふたば医療センターと町の現在の連携状況はについて お答えいたします。ふたば医療センター附属病院は、住民の帰還に対する医療面の不安の解消や働く 方の安心確保などを目的に平成30年4月に開院しました県立の病院であり、30床の入院病床や救急患者や専門スタッフ、医療資機材の搬送を行う多目的医療用へりを備えた地域の2次救急医療の中核をなす医療機関であります。町との連携の具体といたしましては、町が開催する様々な会議等に職員を派遣いただき、専門的な観点から意見や助言をいただいているほか、地域包括支援センターやケアマネジャーと一緒になって、在宅で療養中の方に対して訪問看護等の必要なサービスを提供していただいております。また、郡内町村と共に保健所にも協力をいただきながら、ふたば医療センター附属病院を会場として11歳以下の児童に対する新型コロナワクチンの接種を実施したところであります。今後も地域の医療と福祉の充実に向け、ふたば医療センター附属病院とのさらなる連携に努めてまいります。

次に、(2)、今後の町の医療状況は厳しくなっていくと思われる。早めの対応をすべきと考えるが、町の考えはについてお答えいたします。国、県、町が合同で実施している住民意向調査においても、町内で生活するに当たって必要なものや帰還するに当たって必要な施設等の設問では、例年医療機関、診療科の充実が回答の上位にあり、改めて町民の生活において極めて重要な社会インフラであると感じております。現在町内にはふたば医療センター附属病院のほか、診療所3か所、歯科医院2か所が開業しており、町といたしましては引き続き関係機関と連携の上、医療の充実確保に努めてまいります。また、先頃福島県より県立大野病院の後継医療機関の整備につきまして、来年9月をめどに基本構想をまとめる旨の発表がありました。検討の方向性としましては、ふたば医療センター附属病院の医療機能も含め、地域全体として必要な機能について整理することとされております。ふたば医療センター附属病院は、整備計画の段階より大熊町で病院が再開するまでの間、郡内の2次救急医療を担う医療機関として位置づけられておりました。しかしながら、夜間や休日など診療時間外の診察受入れなどを通じて、今や地域になくてはならない重要な生活インフラとなっております。今後県において在り方を検討することとされておりますので、地域住民の声とともに町の考えをしっかりと県に伝え、医療環境のさらなる充実を求めてまいります。

次に、(3)、町民に現在の医療の対応状況をしっかり周知しておくべきと考えるが、町の考えはについてお答えいたします。診療を行っている医療機関の情報等につきましては、毎月町の広報紙で町内医療機関の診療案内を掲載するとともに、役場窓口では医療機関マップの配布も行っております。加えて、相双地区の医療機関の連絡先や診療科、診療日などの情報を町ホームページやとみおかアプリで公開し、定期的に更新しております。特定復興再生拠点区域の避難指示解除を来年春に控えた現在、町内で地域の医療機関の状況は居住の判断をする上でも必要な情報であると考えますので、町民の皆様に対して丁寧に情報の提供を行ってまいります。

次に、3、組織の機構改革について。(1)、次世代を担う子供たちへの徹底的な支援を求める。同時に、町民目線で分かりやすい組織体制とすべく、複数の課にまたがる児童関連業務を一本化することによって組織自体のスクラップ・アンド・ビルドを図るべきではについてお答えいたします。子供

たちが自立した個人としてひとしく健やかに成長していくことは、持続可能な地域の確保のために大 変重要なことと認識しており、また子育てにおいて家庭の役割がしっかりと果たされることも大変大 切なことと認識しております。町におきましては、自ら考え、行動し、楽しく学ぶ子供を地域で育て る子供たちの環境づくりを町政の柱の一つとして、食育につながる学校給食調理場の安定的な運営や、 子供の安全や保護者の安心につながる放課後児童クラブの運営充実に向け、積極的に事業を実施して いるところです。さらには多様な子供たちの成長を支援する療育機能の確保などに取り組むとともに、 地域交流館の運営、児童発達支援事業や乳幼児及び子供医療助成事業などの児童福祉事業、妊産婦、 乳幼児健康審査事業や乳幼児発達相談をはじめとする健康相談事業などの母子保健事業を重層的に行 っているところであり、子供の発達の過程や家庭環境に応じたきめ細やかな育成支援に努めていると ころであります。子供の育成支援事業を進めていく上では、現状におきまして教育委員会、福祉課や 健康づくり課などがそれぞれの基本的な方針や課題を共有し、連絡、調整を密にして対応していると ころでありますが、ご提言いただきました児童関連業務の一本化につきましては子供や子育てを取り 巻く環境が複雑に変化する現状から非常に大事な視点であると承知するところであり、子供の育成支 援に関する方針や事業、また課題解決のためのアプローチ方法などを総合調整する部署の設置が必要 であると認識するところです。今般子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うこと を目的として、施行日を令和6年4月1日とする改正児童福祉法が公布され、市区町村は既に設置さ れている子ども家庭総合支援拠点と子育て世帯包括支援センターの設立意義や機能は維持した上で組 織を見直し、全ての妊産婦、子育て世代、子供へ一体的に相談支援を行う機能を有する機関の設置に 努めることとされました。町といたしましては、関係する業務の棚卸しを丁寧に行うとともに、不具 合や手戻りが発生しないよう近隣町村の支援、相談体制も参考とさせていただきつつ、子供たちにと って最適な支援体制の在り方を早急に検討してまいりたいと考えておりますので、議員のご理解を賜 りますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○副議長(堀本典明君) 再質問に入ります。

5番、高野匠美君。

 \bigcirc 5番(高野匠美君) ありがとうございます。では、大きな 1 点目の(1)について再質問いたします。

確かに町長がおっしゃったとおり、民生委員、児童委員、主任児童委員の方々はやはり給料もなく、 交通費など活動費を支給される非常勤の公務員で、民生委員法第1条、「民生委員は、社会奉仕の精神をもつて、常に住民の立場に立つて相談に応じ、及び必要な援助を行い、もつて社会福祉の増進に 努めるものとする」と示されております。民生委員は、住民と行政の制度をつなげる要と言える役割 を果たすとともに、町民からも信頼される仕事になっております。今現在避難や少子化や核家族化に よって地域のつながりが薄れる中、高齢者や障がいのある方、子育てや介護をしている方などが周囲 に相談できず、孤立してしまうケースが増えております。そんな中、地域の身近な相談相手となり、 支援を必要とする町民と行政や専門機関をつなぐ大切なパイプ役となっておられます。質問でござい ますが、今の民生委員の方は何人活動というか、登録なさっていらっしゃるのかお聞きします。

- ○副議長(堀本典明君) 福祉課長。
- ○福祉課長(飯塚裕之君) お答えいたします。

現在民生委員、児童委員と呼ばれる方が30名です。それから、主任児童委員が2名の配置となっております。

- ○副議長(堀本典明君) 5番、高野匠美君。
- ○5番(高野匠美君) ありがとうございます。行政区は27なのだけれども、その行政区からもやはり2人とか人数は上がっていらっしゃるのですか。
- ○副議長(堀本典明君) 福祉課長。
- ○福祉課長(飯塚裕之君) 民生委員の定数につきましては、法によりまして配置基準がございます。 それらが町村の場合、70から200世帯に1名ということになっております。町でいいますと、32名が 本来定数でございます。それを考えますと27行政区でございますので、大きい行政区に関しましては 2名の配置となっているところもございます。
- ○副議長(堀本典明君) 5番、高野匠美君。
- ○5番(高野匠美君) ありがとうございます。その中でも、やはり今コロナ禍で随分と活動しにくくなっていらっしゃるのかなとは思います。民生委員の方の平均活動日数というのはお分かりになりますか。お願いします。
- ○副議長(堀本典明君) 福祉課長。
- ○福祉課長(飯塚裕之君) 大変申し訳ございません。今手元には平均の活動日数がなく、お答えできない状況でございます。
- ○副議長(堀本典明君) 5番、高野匠美君。
- ○5番(高野匠美君) 分かりました。後ほど教えてください。やはり民生委員、児童委員は独り暮らしの高齢者家庭訪問や児童虐待の早期発見などの地域の見守り役として重要性がすごく増していると思うのです。その中での活動についてお聞きします。コロナ禍の中、民生委員、児童委員及び主任児童委員の活動はどんな状況であるか。特徴的な活動について伺います。お願いいたします。
- ○副議長(堀本典明君) 福祉課長。
- ○福祉課長(飯塚裕之君) お答えいたします。

まず、コロナ禍ということでの対応としましては、訪問などを避けるべきである場合には電話などでの声かけなども行っているところでございます。それ以前に震災以降各地に町民の方ばらばらとなっておりますので、そういったところも踏まえますと、かなり活動的には難しい、困難な状況であると認識しておるところであります。したがいまして、民生委員毎月定例会というものをやっておりま

すが、その中でどういった活動がより効果的であるとか、そういったことは常に検討しているところでございます。当然町といたしましてもその話に入りまして、一緒になってよりよい活動の仕方、さらには困っている町民の方々を見落とさないための手法などを常に検討しているようなところでございます。

- ○副議長(堀本典明君) 5番、高野匠美君。
- ありがとうございます。民生委員の方、児童委員の方は今おっしゃったよう ○ 5 番 (高野匠美君) な活動にすごく困っていらっしゃるのかなとは思います。大変ご苦労されているというのもすごく分 かります。私個人で以前民生委員の方に話を伺うことがありまして、やはり一番困るのは戸別訪問が なかなかできない、思うようにいかないということなのですが、ただ彼女からの話の中で私は1点思 ったことがあるのです。お話しさせてください。行政区からの民生委員なので、行政区の方への訪問 が思うようにできないと。でも、今自分は郡山の復興団地にいるのですけれども、その復興団地のお 年寄りの方、独り住まいの方も年々増えています。それで、行政区を関係なく訪問されるのですけれ ども、顔見知りで気楽に話はできるのですけれども、あなた民生委員だったのって、私の行政区の民 生委員は一回も顔を出さないわよという、そういう言葉を聞くと彼女はとてもつらいと、同じ民生委 員としてそういう気持ちで行っているわけではないのだけれども、そう取られるのがとてもつらいと。 それは、一生懸命やってくれる方にとってはやはりつらいでしょうねと思いますけれども、うまく言 えないですけれども、同じ行政区の人に郡山からいわきだ、富岡だと行くとなると活動範囲や時間が 倍以上かかるのです。であれば、それがすごく負担になるわけです。それで、そういう委員の方はや はり自分の避難していた地域で、そういう行政区に関係なく活動できるように訪問を考えたほうがい いのではないかと思います。一番いいのは、民生委員、児童委員の活動、行政区にとらわれない考え というので、町としてはどうお考えですか。
- ○副議長(堀本典明君) 福祉課長。
- ○福祉課長(飯塚裕之君) ご質問の町の考えということでございますが、全くもって今のご質問のとおり、負担もなく効果的にやるに当たっては行政区を越えた活動が最もよりよいのではないかと考えていることでございます。ただ、個別のケースによりますが、困っていらっしゃる町民の方が一部どうしてもやはり昔からの知っている地域の方にお願いしたいというような声もあったり、そういった例は特殊でございますが、その場合はあえて遠方であってもお願いする場面もございます。ただ、重ねて申し上げてしまうのですが、効果的な方法というのはやはり行政区を越え、例えば郡山地区、いわき地区、避難者が多いところ重点となってしまいますが、そのようなやり方でできればと思っております。ちなみに、民生委員の数なのですけれども、富岡では町内に9名、郡山地区5名、いわき地区16名という避難の状況といいますか、実際はそのようになっております。
- ○副議長(堀本典明君) 5番、高野匠美君。
- ○5番(高野匠美君) ありがとうございます。私が思うのは、委員の方が活動しやすい環境づくり、

さらには地域住民の方が相談しやすい環境づくりの観点から、町民に対しての民生委員はこういう仕事をしていますよという周知というのが、町の広報もそうなのですけれども、社会福祉協議会の広報を見てもそんなに触れていないのです。これだけ頑張っていらっしゃる方たちの活動をきちんと教えて周知したほうが私はいいと思うのですけれども、その辺のお考えお願いいたします。

- ○副議長(堀本典明君) 福祉課長。
- ○福祉課長(飯塚裕之君) お答えいたします。

民生委員の周知、おっしゃるとおり周知する場面が少ないかなと感じております。できる方法としましては、まず広報での案内と、それから年に1度となっておるのですけれども、街頭でのチラシ配りなども行っておりますので、それら活動についてその頻度を上げるとか、そういったことを今後考えてまいりたいと思います。

- ○副議長(堀本典明君) 5番、高野匠美君。
- ○5番(高野匠美君) ありがとうございます。私、質問の予定はしていなかったのですけれども、 今チラシとお話しされたのですけれども、そのチラシの内容というのは主にどういうことなのでしょ うか、お聞きします。
- ○副議長(堀本典明君) 福祉課長。
- ○福祉課長(飯塚裕之君) 内容としましては、民生委員のまずは役割ですとか、あとはこういった 役割に絡めて、こういったことができますよ、相談できます、情報提供ができますというような、主 にそういったことの周知でございます。
- ○副議長(堀本典明君) 5番、高野匠美君。
- ○5番(高野匠美君) ありがとうございます。もちろん問合せ番号とか書いていらっしゃるのでしょうけれども、その問合せのところに町民からは問合せっておありなのでしょうか。もし話せる範囲であればどういう内容だったのか、お聞かせください。
- ○副議長(堀本典明君) 福祉課長。
- ○福祉課長(飯塚裕之君) お答えいたします。

連絡先は、事務局があります社会福祉協議会となっておるところでございます。もちろん町の案内もしております。それによる相談といいますか、先ほどの件数の報告が届きましたので申し上げますと、それらによる相談件数というのは年間で311件ほどございます。中身については、主に生活苦であったり、それからお子様の問題、介護の問題等々、多岐にわたるものでございます。

以上です。

- ○副議長(堀本典明君) 5番、高野匠美君。
- ○5番(高野匠美君) では、そういう問題があることに対しての民生委員の研修とか、そういう会議の頻度、内容の種類や回数というのはどのように開催していらっしゃいますか。お聞きします。
- ○副議長(堀本典明君) 福祉課長。

○福祉課長(飯塚裕之君) お答えいたします。

まず、研修の機会、大きなところでは毎月行っておる定例会の中でスポットを絞って、個別の制度とか、そういったことを研修しております。そのほかには、研修の中身としましては、対面での模擬訓練であったり、それから大きいところ、中央研修ですとか県の研修、それから先進地研修、あと個別なものとしては人権擁護であったり、現在の総体的な地域共生社会と民生委員の活動など、それからあとは、これはかなり範囲の広いところですが、要援護者に対する民生委員としてのトリアージとか、そういったことまで広く浅く研修はやっていただいております。

- ○副議長(堀本典明君) 5番、高野匠美君。
- ○5番(高野匠美君) ありがとうございます。でも、なかなかコロナ禍で集まり方も悪いのかなとも感じるところもあるのですけれども、民生委員、児童委員の中には行政から推薦とかされる方がほとんどそうなのでしょうけれども、民生委員、児童委員という言葉は知っていても、その役割や職務について理解している人って少ないのかなと感じますし、どんなことをするのかも分からないまま民生委員を引き受けたという方も少なくありません。まず、そこから始めてほしいのです。初任者研修の徹底とその時代に沿った対応などの研修というのはとても大事だと思うのです。この震災後の対応は、震災前とは全然違うと私は思いますので、その辺の民生委員の活動に対しての、町としてはそういうところまで補助というか、見ていただきたいと思うのですけれども、どうでしょうか。
- ○副議長(堀本典明君) 福祉課長。
- ○福祉課長(飯塚裕之君) ありがとうございます。民生委員の……おっしゃるとおり、初めは誰も 具体にはどこまで活動するのだとか、そういったことは分かるわけではございませんので、研修には 初任者研修もございますし、それから先輩民生委員などと話す場面も設けておるところでございます。 なお、昨年につきましては、新任民生委員研修が中止となっておりますが、当町の場合、本年の12月 が改選日でございますので、新たに民生委員になられた方につきましては今のお話を受けまして、重 点的に新任研修などに努めてまいりたいと思います。
- ○副議長(堀本典明君) 5番、高野匠美君。
- ○5番(高野匠美君) ありがとうございます。ぜひそうやっていただければと思います。今の民生委員の任期は3年です。それで、長年やっている方で何期までやっている方がいらっしゃいますか。 選任するに当たり、年齢制限というか、基準としては75歳未満ということもありますけれども、長い方で何期くらい民生委員をおやりになっているでしょうか。お聞きします。
- ○副議長(堀本典明君) 福祉課長。
- ○福祉課長(飯塚裕之君) 大変申し訳ございません。正確な数字が今申し上げられませんので、そこは控えさせていただきたいと思いますが、認識の中では4期、5期やっていらっしゃる方もいたなとは覚えております。なお、年齢要件につきまして、民生委員、児童委員の方は30歳から75歳未満という、指針でございますけれども、ございます。主任児童委員については55歳未満、これも指針でご

ざいますが、そういった設定はございます。

- ○副議長(堀本典明君) 5番、高野匠美君。
- ○5番(高野匠美君) ありがとうございます。現に75歳以上で民生委員をやられている方も何人かいらっしゃいますよね。それって、行政区にとっては成り手不足になるのでしょうか。ちょっとその辺。
- ○副議長(堀本典明君) 福祉課長。
- ○福祉課長(飯塚裕之君) おっしゃるとおり、成り手不足というものもございます。これは全国的な問題ではありますが、当町においてはさらに震災以降厳しい状況にあるということになっております。
- ○副議長(堀本典明君) 5番、高野匠美君。
- 5 番(高野匠美君) いろいろお聞きしましたが、やはり民生委員の方もいろいろと大変です。年 齢的にも行政区では成り手不足と、それでも現状は新型コロナウイルスの流行などで高齢者、今もこ れからも多くなる、独り住まいの方などの見守りの重要性は本当に多くなっていく中で思うように活 動ができない。これに対して、提案して検討していただきたいことがあるのです。今全国的にもタブ レット端末の貸与等に取り組んでいる市町村がございます。理由として、新型コロナウイルスの流行 下で対面活動が難しい中、タブレット端末を使えば自宅など離れた場所でも、それこそ避難先でも意 思疎通ができ、高齢者、独り住まいの方の見守りもできます。お仕事を持っている委員の活動が両立 しやすくなるということもあります。業務のオンライン化、見守り活動のオンライン化が進めば負担 軽減や活動のしやすさにつながり、民生委員の担い手不足解消や仕事を持ちながら活動していただけ る可能性も広がると私は思います。誰一人取り残さないためにも、そのような人たちの支援に地域で 重要な役割を果たしていただけるのが民生委員、児童委員、主任児童委員の皆さんではないでしょう か。ただ、もちろんICTの使い方が不慣れな民生委員の方、児童委員の方もいらっしゃると思いま す。そこはやはり支援というのが大切です。必要です。そういうタブレットを導入している市町村の 中には、大学とも連携して、見守り体制とか、そういうことを大学として研究して、お互いに町と協 力して行っているというところがあるのですけれども、やはりそのような人的支援、ヒューマンサポ ートの提供と併せて民生委員の負担軽減、民生委員の成り手不足解消の観点から、私はオンライン回 線の確保されたタブレット端末の貸与等に取り組むことを検討していただきたいと思うのですけれど も、いかがでしょうか。
- ○副議長(堀本典明君) 福祉課長。
- ○福祉課長(飯塚裕之君) ありがとうございます。すみません。私タブレットによるそういった活動をしているという町村があることを存じ上げてはいなかったのですけれども、お話を伺いまして、今のICTの時代ですから当然そういったこともあるのだろうと考えます。今後先進地の事例などを勉強させていただきながら、本町にマッチするものなのかどうか、そういったところも含めましてこ

れは検討してまいりたいと思います。よろしくお願いします。

- ○副議長(堀本典明君) 5番、高野匠美君。
- ○5番(高野匠美君) ありがとうございます。町にはこうやっていろいろ進めるには、大胆な発想とかチャレンジというのもとても必要だと思います。今富岡町にはそういうことが、申し訳ないですけれども、これといったことがございません。その辺は皆さんのお考えでしょうけれども、私はやはりいろんな大胆な発想でこの町を進めるべきだと思っております。

次の質問に移ります。(3) については理解しました。ただ、1つ教えていただきたいのは、主任 児童委員の推薦基準からの分でございます。主任児童委員に指名されるべき者は、児童福祉に関する 理解と熱意を有し、専門的な知識、経験を有し、地域における児童健全育成活動の中心となり、積極 的な活動が期待できるものを選出するとされております。その中の専門知識、経験とはどういうこと なのでしょうか。教えてください。

- ○副議長(堀本典明君) 福祉課長。
- ○福祉課長(飯塚裕之君) 法が目指しておるもの、経験とか、そういった部分というのは、例えば 主任児童委員には教員であった方、それから保育士であった方、そのほかには子供会、PTAなどで 積極的に活動されていた方など、とにかく子供たちと広く接していた方ということがうたわれておる ところでございます。
- ○副議長(堀本典明君) 5番、高野匠美君。
- ○5番(高野匠美君) ありがとうございます。そういう主任児童委員って、なかなか皆さん分かっていらっしゃらないところも多いので、先ほどの民生委員ともども、そういう主任児童委員のこともやはり町民に周知をお願いしたいと思います。

時間がないので、次に2点目の地域医療の構築について質問させていただきます。我が町は、この 双葉郡での医療ではとても重要で、なくてはならないところだと思います。ふたば医療センターをは じめ、内科、外科、眼科、歯科ととても大切な機関が富岡町にはあります。本当に各病院の先生には 感謝申し上げます。双葉郡には必要不可欠ですが、この先のことを考えると不安になるところがあり ます。今後の地域医療構想について、町としてはどう考えて、どう進めるのかというのをもう一度お 答えください。

- ○副議長(堀本典明君) 健康づくり課長。
- ○健康づくり課長(遠藤博生君) お答えいたします。

先ほど町長からもありましたが、現在富岡町内にはふたば医療センター附属病院のほかに診療所が3か所、歯科医院が2か所ございます。当然震災前にあった病院数には届いていないという状況でございます。これにつきましては、帰還している人数とか、町内に生活している人数との兼ね合いなどもありまして、一概に数だけそろえばいいということではないと思っておりますが、今後は町民の帰還が進むに当たって、また新たな町民の方が増えるに当たって、当然医療機関の充実というものにつ

きましては大変重要なことだと考えております。引き続き、震災前に町内で開業されておられた先生 方が町内で事業を再開したいというご意向がある場合につきましては、町としても積極的に支援をし ていくとともに、ふたば医療センター附属病院との連携なども図りまして、引き続き医療の確保、充 実に努めてまいりたいと考えております。

○副議長(堀本典明君) 5番、高野匠美君。

ありがとうございます。今回の一般質問の前に、私は実はふたば医療センタ ○ 5 番(高野匠美君) ーの副センター長兼事務長のお話を伺いました。その中で、1つ気になったことがあったのです。救 急医療でありますが、回復後に継続した治療が必要な場合、もちろん先生の診断の下なのですけれど も、ふたば医療センターで治療を継続される方もいます。在宅復帰支援、在宅診療、訪問診療、訪問 看護を行っているということで思ったことがあります。町民の多くの方は高齢者の方なのですけれど も、やはり富岡で最期を過ごしたいと望んでおられる方が多くいらっしゃいます。私も何人かの人に 通っております。不便とみんな言うけれども、富岡に帰ってきてやっぱり俺は安心する、だから最期 はここで死にたいとおっしゃいます。だから、これから少子高齢化が進む中、国としては2025年まで に団塊の世代が全て75歳以上になります。超高齢化社会を迎えます。こうした中、医療や介護が必要 な状態となっても、できる限り住み慣れた地域で安心して生活を継続し、その地域で人生の最期を迎 えることができる環境を整備していくことは喫緊の課題となっております。もちろん富岡町もそうで す。医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けること ができるよう、地域において様々な医療、介護、関係機関が連携して包括的かつ継続的な在宅医療、 介護を提供することが私は重要だと思っております。我が町においては、富岡町高齢者福祉計画第8 期介護保険事業計画の中の基本方針、地域包括ケアの深化、推進、限りある社会資源を効率的、効果 的に活用しながら、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステ ムを地域の実情に応じて深化、推進していくことで、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有す る能力に応じた日常生活を営むことができる地域を目指すと記載されております。富岡町では、行政 をはじめ、介護事業所などの関係機関が連携されて、様々な取組をされていることは承知していると ころでありますが、そこで質問です。在宅医療と介護の一体的な提供の実現に向けて、町における現 状と課題について伺います。

- ○副議長(堀本典明君) 健康づくり課長。
- ○健康づくり課長(遠藤博生君) お答えいたします。

現状といたしましては、在宅医療、訪問介護、訪問看護等につきましては、町内で行っている事業所についてはふたば医療センター附属病院のみとなっております。一方で、町内において事業を始めたいという相談がないわけでもなく、これにつきましては町としても積極的にそういった計画がある場合には参加をいたしまして、実現をさせていけるような方向で協力をしていきたいと考えております。また、在宅ということとちょっと変わってはくるのですが、医療センター附属病院が今後どうな

っていくかということについては非常に重要な問題であると思っておりますので、この点につきましても町長の答弁にもありましたとおり、しっかりと町民の皆様の現状と町の考えをしっかりと県に伝えていきまして、貴重な医療のインフラでございますので、確保していきたいと考えております。

- ○副議長(堀本典明君) 5番、高野匠美君。
- ○5番(高野匠美君) まさしくそのとおりですよね。ふたば医療センターとの関連は重要です。これは本当に死活問題。私たちの命を本当に預けている、私はそのくらいに思います。やはり町長、引き続きふたば医療センターとの協力を得られるような体制を確保することが私は先決だと思いますので、これからもいろんなところに足を運んで、富岡町はこうだ、県にでも行って何度でも、副町長もそうです。そうやって足を運んで、情報を早くキャッチし、一歩でも二歩でも早い行動判断して、この富岡町を活気ある町、希望のある町へと導いてください。町長のお考えお願いします。
- ○副議長(堀本典明君) 町長。
- ○町長(山本育男君) 今議員からおっしゃられたことをすごく肝に銘じております。ふたば医療センターにつきましては、我々もすごく大事な機関と考えております。もちろん連携も必要でありますし、そこを今後大野病院が整備されたときにどのようになっていくのかと、これは厳しく県といろいろとご相談していきたいと思っています。私どもの意向としましては、そこは何らかの形で病院という形で残したいというのが希望でありますので、その辺も含めまして県とよく相談していきたいと思っております。なお、議員からそういった応援の言葉をいただいたということで、まずしっかりと努力していきますので、どうぞよろしくお願いいたします。
- ○副議長(堀本典明君) 5番、高野匠美君。
- ○5番(高野匠美君) ありがとうございます。ご期待申し上げますので、ぜひよろしくお願いします。それの関連として、先ほども大野病院の関係が出ましたけれども、今現在で大野病院の情報というのは町はどの辺までつかんでいらっしゃるのか、お伺いしたいのですけれども。
- ○副議長(堀本典明君) 健康づくり課長。
- ○健康づくり課長(遠藤博生君) 現在のところですが、先月新聞報道等で来年9月をめどにこの整備方針の計画をまとめていくという報道もございました。町としましても、現状ここまでしか情報はないというところでございますので、繰り返しになりますが、今後県で検討されていく中で町の考え方をしっかりと県に伝えていきたいと思っております。

以上です。

- ○副議長(堀本典明君) 5番、高野匠美君。
- ○5番(高野匠美君) やはり大野病院の位置というのはとても大事なことになりますので、先々の情報をキャッチ、もう早い判断、そういうことをやはり詰めていただいてほしいと思います。

時間がないので、次の3点目、組織の機構改革についてです。町長答弁のとおり、やはり子供は大切です。でも、その前にそれを産み育てる親御さんも大事だと私は思います。もちろん進めていただ

けることを期待しておりますが、私としてはやはり次代を担う子供たちを応援する体制、子育で支援、保育、教育、地域と学校との連携とそれを支える生涯学習環境を含むということの充実をつくることが大事だと思います。本来だったら結婚、妊娠、子育て、教育、そこら辺まで一つで見ていくのも私は重要かと思います。そういうことが、町民目線で分かりやすい役場づくりというのも大切だと思っております。なぜそういうことを話しするかというと、私はある一家族のお話がとても気になっていたのです。期待膨らんで富岡に移住してきたけれども、移住して一番先やることって役所の仕事なのです。いろんな手続に行くのですけれども、小さい子も抱えているし、小学生、中学生も抱えています。いろんなところにあっち行け、こっち行けと言われる。何で同じ子供のことなのに、そう移動していかなければいけないのかしらと。これでは富岡、何か移住者に親切ではないのではないかと。もうそういう体制が整っている町もあります。隣町ですけれども。すごく評判がいいです。やはり1か所でも、このことを言ったら、ああ、何々ちゃんね、うんうん、生まれたときはこうだったのねとかいう感じで分かって、とてもいいとおっしゃってたので、そういうところは移住者を増やすのであればそういう役所の、やはり町民目線で、それでさりげなく、きちんとやっていただけるような役所というのが私は必要だと思うのですけれども、その辺はどのようにお考えになっているか、最後にお聞きします。

○副議長(堀本典明君) 総務課長。

○参事兼総務課長(林 紀夫君) いろいろお話しいただいてありがとうございます。基本的な線のお答えは、町長がお答えしたとおりのことになって大変恐縮ですが、繰り返しになりますけれども、本年6月の児童福祉法の改正によりまして、市区町村は子ども家庭総合支援拠点と子育て世帯包括支援センターの設立、意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子供へ一体的に相談を行う機能を有する機関の設置により、子育て世代に対する包括的な支援のための体制強化に努めるとされております。ということでございますので、遅くとも改正児童福祉法の施行日である令和6年4月1日までには組織の見直しにより、改正法で求められている機能を設置したいと考えております。まずは子供や子育でに関する事業の棚卸し、これは町長も申しておりますが、棚卸しを行った上で他自治体の事例も参考としつつ、子供の健全な育成を支援するために組織機能として備えるべき総合調整、それから育成、支援という観点から組織の在り方を検討してまいりたいと考えております。このことに関しましては、子供、子育て世帯を取り巻く環境が複雑に変化するということを踏まえれば早急に行うべきではありますけれども、後に不具合の発生や手戻りということが可能性としてありますので、拙速とならないように慎重を期しつつも可能な限り早急にという態度で臨んでまいりたいと思っております。

具体の話になりますけれども、例えば認定こども園の入園手続が教育総務課と福祉課で行われているということで分かりにくいというご指摘があるということは承知しております。また、数は多くないものの、児童手当や児童扶養手当、就学援助等を複数の部署で行っていることで煩雑であり、審査

に時間がかかるというご指摘や、それから子供支援や様々なご事情を抱えるご家庭の支援に多くの担当が関わらざるを得ないことから、そのことに対する不安ということを持つという声も伺っております。それから、就学によりこども園での支援の継続性が担保されないのではないですかというような不安も持っているという声も聞いております。これらにつきましては、例えば認定こども園の入園手続、入所判定につきましては、これ事務分掌の見直しで何とかなるものだとは思いますが、そのほかについては組織を改編する、組織の在り方を見直していかないと抜本的なご不安の対応にはならないだろうと思っておりますので、やはり繰り返しになりますけれども、慎重を期しつつ早急にという態度でしっかりと臨んでいきたいと思います。参考までなのですが、ほぼ全ての部署で子供に関する業務を担当するとした自治体もあります。しかしながら、事務の混乱が起きてサービスが低下している、また支援の継続性が薄れる状態になっているというところも指摘がされておりますので、このようにならないように、それから我々としてはそこに重点的に人的資源を投入することによってほかのサービスが低下しないようにという、限られた人的資源でございますので、そういうことも配慮しながら見直しをしていきたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

- ○副議長(堀本典明君) 5番、高野匠美君。
- ○5番(高野匠美君) ありがとうございました。時間超過してしまいました。 これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。
- ○副議長(堀本典明君) 5番、高野匠美君の一般質問を以上で終わります。 議場換気のため、10分間、11時まで休議いたします。

休 議 (午前10時50分)

再 開 (午前11時00分)

○副議長(堀本典明君) 再開いたします。

続いて、3番、佐藤啓憲君の登壇を許します。

3番、佐藤啓憲君。

[3番(佐藤啓憲君)登壇]

○3番(佐藤啓憲君) ただいま発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

それでは、大きな1番、コロナ禍における高齢者福祉について。(1)、今年度待望の共生型サポート施設、特別養護老人ホーム桜の園が開所いたしました。厚生労働白書では、少子高齢化による医療、介護分野の人材確保が厳しくなると予想され、さらにはコロナ禍によるスタッフの要員不足が懸念されます。現在の町民が入居を希望する介護施設のスタッフ確保はできているか伺いたい。

(2)番、当町においては高齢者世帯の割合が多く、今後は生活支援、医療、介護、予防の需要が

さらに増加すると見込まれます。介護者からはどのような相談が寄せられているのか。また、地域の 医療、介護の連携をどのように進めていくのか伺いたい。

(3)番、町民の皆様からは医療費や介護保険料、介護保険サービスの減免措置について、長期避難による健康不安があり、本当にありがたいと。避難解除時期にかかわらず、期間の継続を求める声が多い。これらの支援策について、町の考えを伺いたい。

大きな2番、社会体育施設等の整備について。(1)、現在本町における体育施設の多くは開設から30年以上経過しています。また、このところ地震の影響により、総合体育館についてはアリーナの天井が損傷し、利用再開は不透明な状況になっています。つきましては、町で管理する体育施設等の安全性と修繕計画について伺いたい。

以上、大きく2点の答弁をよろしくお願いいたします。

○副議長(堀本典明君) 3番、佐藤啓憲君の一般質問について町長の答弁を求めます。 町長。

〔町長(山本育男君)登壇〕

○町長(山本育男君) 3番、佐藤啓憲議員の一般質問については、2について教育長からの回答とし、1については私からお答えいたします。

3番、佐藤啓憲議員の一般質問にお答えいたします。1、コロナ禍における高齢者福祉について。

(1)、今年度待望の共生型サポート施設、特別養護老人ホーム桜の園が開所しました。厚生労働白 書では、少子高齢化による医療介護分野の人材確保が厳しくなると予想され、さらにはコロナ禍によ るスタッフの要員不足が懸念されます。現在の町民が入居を希望する介護施設のスタッフ確保はでき ているか伺いたいについてお答えいたします。厚生労働白書によれば、高齢者の増加と労働者人口の 減少により、2040年には医療介護分野において100万人程度の人材不足が推計されております。本町 を含めた原発被災地域では、現状においてもあらゆる分野で人材確保が困難な状況であり、危機感を 持って将来推計を捉えているところであります。こうした課題の解決を図るため、国、県では持続可 能な社会保障制度の構築に向けて、処遇改善や技術革新、人材育成等が進められており、町といたし ましても関係事業者との緊密な連携を図りながら人材の確保に努めております。また、未来に向けた 町づくりを進めていく上では、医療、介護分野だけでなく、町民の皆様が働きやすい環境を整えるこ とが極めて重要であると認識するところであり、認定こども園や放課後児童クラブの運営をはじめと する子育て支援の充実を図るとともに、移住、定住の促進にも重点的に取り組んでいるところであり ます。町が設置する特別養護老人ホーム桜の園では、職員数が十分に確保されており、職員等に新型 コロナウイルスの感染者が判明した場合においても検査の実施や勤務体制の調整を行うなどにより、 業務を継続できるようあらかじめ計画を作成しております。なお、町民が利用を希望する近隣の施設 において、様々な事情から利用が困難となる場合においては、代替となる施設や在宅介護サービスの 利用を調整するなどの対応を行っており、町民の皆様が必要とする福祉サービスの提供に支障を来す

ことがないよう、関係事業者とより一層の連携を図ってまいります。

次に、(2)、当町においては高齢者世帯の割合が多く、今後は生活支援、医療、介護予防の需要がさらに増加することが見込まれます。介護者からはどのような相談が寄せられているのか、また地域の医療、介護の連携をどのように進めていくのか伺いたいについてお答えいたします。町内で居住する皆様が安心して生活をしていくためには、医療、介護分野のニーズの増加に応じたサービス提供事業者の増加を図るとともに、それぞれの事業者が利用者にとって最適なサービス提供を行うことができる質の確保を進めていくことが不可欠であると考えております。現在町内で居住しながら家族の介護を行っている方からは、在宅福祉サービスをもっと利用したいとの希望や、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う交流機会の減少、介護予防に向けた家庭での取組など様々な相談が寄せられており、個々の状況の把握に努めているところであります。町では、こうした課題を踏まえ施策に反映していくため、医師や福祉事業所、民生委員などを構成員とする地域包括支援センター運営協議会を設置しており、高齢者世代の現状や介護者が抱える悩みなどを関係者間で情報共有し、必要とされる取組について協議、検討を行っております。今後とも、個別の支援においても医療と福祉のより一層の連携を図りながら、町民の皆様に最適なサービスを提供できるよう努めてまいります。

次に、(3)、町民の皆様から医療費や介護保険料、介護保険サービスの減免措置について、長期避 難による健康不安があり本当にありがたいと、避難解除時期にかかわらず期間の継続を求める声が多 いこれらの支援策について町の考えを伺いたいについてお答えいたします。被保険者等の一部負担金、 利用者負担金及び国民健康保険税、後期高齢者医療の保険料、介護保険料の減免措置は震災と原発事 故による避難以降、避難者の生活支援策の一つとして国による財政支援の下、現在に至るまで継続し て実施されております。この減免措置につきましては、昨年3月の閣議決定において見直しを行う方 針が示され、本年4月にその内容が決定されました。見直しの具体としましては、避難指示が解除さ れた翌年の4月から10年間で終了すること、激変緩和措置として保険税から段階的に減免が終了する こととされております。本町につきましては、現在国より示されているスケジュールによれば、平成 29年4月に避難指示が解除された地域において、令和9年度で減免措置が終了することとなっており ます。新聞等でも報じられておりましたが、当初国から示された見直し案では平成29年7月以前に避 難指示が解除された地域を対象として、避難指示解除の時期によって2グループに区分することとさ れておりました。この案につきましては、減免措置の適用を受けた期間について公平感を欠くため、 改善するよう強く意見を申し上げるとともに、現在も多くの方が避難を続けざるを得ない現状や町民 の皆様の声をしっかりと国にお伝えいたしました。このような経過を経て、最終的に国から示された 見直しの方針につきましては、減免措置終了となる時期が避難指示の解除時期によって細分化される など分かりやすい制度となっており、公平性に配慮されたものと考えております。今後この制度を町 民の皆様に十分ご理解いただけるよう丁寧なご説明を尽くすとともに、避難先における健診や健康相 談、介護予防事業等のサービスを引き続き提供し、避難を余儀なくされている皆様の健康不安の解消 に努めてまいります。

以上であります。

○副議長(堀本典明君) 教育長。

〔教育長(岩崎秀一君)登壇〕

○教育長(岩崎秀一君) 2、社会体育施設等の整備について。(1)、現在本町における体育施設の多くは開設から30年以上経過しています。また、このところの地震の影響により、総合体育館についてはアリーナの天井が損傷し、利用再開は不透明な状況となっています。つきましては、町で管理する体育施設等の安全性と修繕計画について伺いたいについてお答えいたします。

本町における社会体育施設につきましては、現在全13施設中、総合体育館、武道館などの計7施設が整備後30年を経過する状況となっております。各施設の管理においては、法令に定められた定期点検を遅滞なく行っており、全ての施設において随時の目視点検等を行い、安全性を確保しているところであります。こうした状況を踏まえ、本年3月に策定いたしました富岡町公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの管理計画を作成して、施設の長寿命化や適切な維持管理を実施してまいります。なお、富岡町総合体育館につきましては、本年3月に発生した地震により建物の柱やはりなどの構造体を損傷したことから、新築建て替えと改修の両面について安全性の確保と費用対効果を勘案して検討を行いました。新築建て替えの場合には非常に多額の経費を要することから、耐震改修補強とともに長寿命化を図った上で現在の施設を長期的に活用していくこととして、現在まで耐震診断と基本設計を実施しているところであります。今後年度内に実施設計を行った上で、令和5年度中にLEDライトへの照明設備への更新、アリーナの床の張り替え、防炎シャッター等の改修工事と併せて耐震補強工事を実施し、令和6年度の早い段階での利用再開を目指してまいりたいと考えております。今後とも町民の皆様の健康増進やスポーツ、レクリエーションの促進を図るため、安全で魅力的な施設運営を図ってまいる考えでありますので、議員のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○副議長(堀本典明君) 再質問に入ります。

3番、佐藤啓憲君。

○3番(佐藤啓憲君) 町長、あと教育長からのご答弁ありがとうございました。再質問について何 点かさせていただきたいと思います。

まず、新型コロナウイルスについて、オミクロン株については陽性者数が少しずつ減少傾向にあるものの、依然高止まりの状況であります。まず、町民が入居している介護施設のスタッフ確保についてご回答いただきましたけれども、この件に関しては当町を含めたこの地域に限ったことではなく、全国的に今問題になっているところだと思います。先ほど町長答弁から、スタッフの確保についてはしっかりと対策がされているということでご答弁いただきまして理解はいたしますが、施設の入居者につきましては現在50床中21床の利用にとどまっているとお聞きしました。入居の申込みは多いと伺っていますが、今後の計画についてどのようになっているかお答えお願いします。

- ○副議長(堀本典明君) 福祉課長。
- ○福祉課長(飯塚裕之君) お答えいたします。

現在桜の園につきましては、入所者が21名、それに対しまして申込者45名ということになってございます。申込者につきましては、その中には一部、一度入所に関する判定会まで進んだ方が取りあえず辞退をして、今後またお願いしたいときに入所できるように申込者ということで継続している方などもいらっしゃいますし、それから今病院に入院中の方ですとか、それからまだまだすぐに入所したいというお考えでない方など、そういった方々が結構おられまして、現時点で入所の可能性がある方というものは15名程度と考えられているところです。それらの方々につきまして、特に審査をし、判定会などを行いまして、入所がふさわしいということであれば随時入所いただくというような計画となっております。職員数につきましては、現在21名の入所ということでございますので、現在現実的に対応できる人数としましては現時点では30名は確実に受け入れても支障はないというような職員数となっておるところでございます。なお、法定の配置数から申し上げますと、45名は受入れが可能な職員数となっておるところでございます。

- ○副議長(堀本典明君) 3番、佐藤啓憲君。
- ○3番(佐藤啓憲君) 桜の園の今後の入居の計画ということなのですけれども、入居の申込数は45名 いらっしゃるということで、その後申込みに対して審査があって判定されるということで、すぐにその数が増加するというわけではないのかもしれませんが、施設の職員、スタッフのメンバーもそろっている、あとは希望者もいるということで、その希望者の枠、そういったものをしっかりと、町もそうなのですけれども、郡内、そういったところにアピールしながら入居者数を増やしていったらいいかなと思うのですが、その辺はどうでしょうか。
- ○副議長(堀本典明君) 福祉課長。
- ○福祉課長(飯塚裕之君) 今後の計画にも関わることでございます。まず、現在桜の園においては 21名の入所者ということで近隣の施設、それから介護事業所、また近隣町村につきましては当町の桜の園の現状を伝えまして、まだまだ受入れが可能ですというようなことはしてまいりたいと思っております。一方で、基本的な計画ということになりますが、今回桜の園を施設整備するに当たりましては、当初指定管理が始まった3年、今現在2年目なのですけれども、本年、来年度に関しましては町の試算としては大体28名程度が平均ではないかというような試算をしております。これは、これまでの様々な新設のケースなどを分析した結果、あるいは白書など、そういったものを参考にして出した数字でございます。一方、実際の指定管理という段階になりますとさらに精査をしたところでありまして、本年においては20名弱の入所者にとどまるのではないかというような考えで、来年度においては30名を超えるような、そういった推移になるのではないかというようなことで指定管理料なども設定されたところでございました。
- ○副議長(堀本典明君) 3番、佐藤啓憲君。

○3番(佐藤啓憲君) ありがとうございます。予想されたのが28名ということで、町のほうでしっかり、要介護3以上の方という条件もあるでしょうけれども、せっかくつくった施設なので、そこに便利というか、しっかり利用していただくということも大事なことなのかなと思いますので、今後も施設との連携を密にしながら状況を鑑みて施設利用をしていただくようにお願いしたいと思います。

続きまして、介護の相談と地域の医療、介護の連携についての再質問とさせていただきます。この点につきましては、先ほど5番議員と質問が重なる場合があるかもしれませんが、通告の関係上了承願いたいと思います。介護者からの相談について先ほどの答弁もありましたが、いろいろなケースにおいて相談があるということで、町でも対応もいろいろ難しいのではないかなと思っています。介護の関係で困った場合には地域包括支援センターに相談することになると思いますけれども、自分自身もそうなのですけれども、若い頃は親も含めて誰かを介護するというようなことは全く考えてはいませんでしたが、この年になりますとさすがに考えるようになりまして、まずその立場になって初めてどうしようかと考えるようになるのかなと思います。そうなる前に家族に介護が必要になったらどこに相談するのか、介護サービスは何を頼ればいいのか、介護にかかる費用はどれくらいかかるのか、他人事ではない介護に関する理解を高めるためにオンラインによる町主催のセミナーなどを町民に対して開催してはどうかと思います。ズーム、ウェブ会議システムなどを利用して参加している方の意見も吸い上げることもできますので、町内在住者に限らず避難されている方も参加できると思いますが、いかがでしょうか。

- ○副議長(堀本典明君) 福祉課長。
- ○福祉課長(飯塚裕之君) ありがとうございます。おっしゃるとおり、介護実際どうなるのだろうというような疑問や懸念というのは出てくるのかなと感じます。そういった点で事前の介護制度の案内とかPRというものは、私自身もちょっと何を見ればと考えてしまうところもございますので、これをやはりその段階に差しかかった方々に向けて周知、PRしていくというのは安心にもつながることなのかなと感じたところでございます。そういったPRを中心としまして、今ご提案がありましたオンライン、これも先ほどと同じように現在のICTの時代では有効な手法の一つかと思われますので、今後採用に向けて十分検討を重ねてまいりたいと思います。
- ○副議長(堀本典明君) 3番、佐藤啓憲君。
- ○3番(佐藤啓憲君) ありがとうございます。オンラインの勉強会について検討していただけるということで、ぜひこれについてはあらかじめ広報であるとか、あとはとみおかアプリなどでオンラインの利用方法、そちらを周知したり、参加できるようにすればコロナ禍で開催の中止をするという必要もなくよいのではないかと思いますので、ぜひ検討をよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、緊急通報システムの事業についてお聞きします。町では、独り暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、高齢者のみの世帯で介護が必要な方がいる世帯に対して緊急通報システムの貸与を行っていると思います。緊急時にオペレーションセンターへ通報できるほか、週1回のお元気コールを

行っているということで、これについてはとてもよいサービスだと思っています。これについて、現 在何名の方が利用されているかお聞きします。

- ○副議長(堀本典明君) 福祉課長。
- ○福祉課長(飯塚裕之君) 今現在毎年約50名程度で推移しているところでございます。
- ○副議長(堀本典明君) 3番、佐藤啓憲君。
- ○3番(佐藤啓憲君) 利用されている方は現在50名程度いらっしゃるということなのですけれども、せっかくこういうシステムがありますので、利用者数を増やしていくことによって、何かあった場合に迅速に対応可能になるのではないかなと思います。申込み等もあると思うのですが、対象者にしっかりと行き渡っているかお聞きしたいと思います。
- ○副議長(堀本典明君) 福祉課長。
- ○福祉課長(飯塚裕之君) まず、緊急通報システムの周知と具合ということになるのかなと思うのですが、もちろん介護制度を利用したいという方につきましては包括ですとかケアマネジャー、そういった方々からこういったものもありますよ、利用しませんかというものを本人及び家族に対して周知はしているところでございます。さらに、これも事前にということになりますが、例えばこのシステムを利用する前の世代の方であっても、今後こういったシステムがあるのだということをあらかじめ周知するのも利用者増へのきっかけになるかなと思われますので、そういったことをこのシステムがさらに充実していくよう考えてまいりたいと思います。
- ○副議長(堀本典明君) 3番、佐藤啓憲君。
- ○3番(佐藤啓憲君) ありがとうございます。これにつきましては、いま一度対象者を洗い直して、 あとは希望を聞いて対応していただく等、そういうのがあったのかという、分からなかったというの がないようにぜひお願いしたいと思います。

続きまして、高齢者になって介護が必要になっても住み慣れた町、住み慣れた家で暮らしたいというのが多くの町民の願いだと思います。5番議員からもありましたとおり、医療体制の強化という面ではふたば医療センターとの連携については重要なものになってくると思います。24時間の救急の対応、かかりつけ医、あとは介護サービスの情報共有などあると思いますが、よく言われます多職種連携において在宅医療、介護連携でのIT、ICTを活用したネットワーク、先ほどタブレットの話も出ていましたが、情報共有の面でのネットワーク、利用側、あとはそれを情報を整理、共有する側、そちらのネットワークなどは構築されているのかお聞きします。よろしくお願いします。

- ○副議長(堀本典明君) 福祉課長。
- ○福祉課長(飯塚裕之君) お答えいたします。

オンライン等によります情報共有などにつきましては、役場間、支所ですとか包括支援センターなどでは十分に打合せ、情報共有などもしておるところでございます。さらには県の主催するオンライン会議とか、そういったことでもオンラインの活用はしておるところですし、あと可能な事業者にお

いてはオンラインでマンツーマンといいますか、直接対話をしたりするような場面はございます。 大々的に広く構築という形には、今現在はなっていないところでございます。

- ○副議長(堀本典明君) 3番、佐藤啓憲君。
- ○3番(佐藤啓憲君) オンラインの活用について、医療、介護の連携について、あとは患者に対しての情報をどこまで出すというのもあるかと思うのですけれども、そういったもので新型コロナウイルスと、あと予想される大規模災害等でもそういう情報のネットワークが重要性が高くなるというようなことも言われているようです。その行政のデジタル化のアンケートなんかを見ますと、そういうところを取り組んでいるということも見ましたので、ぜひそういうシステムを利用して退院後のケア、そういったものにつなげている自治体もあるようですので、そういったものをしっかりと利用してさらなる連携の強化をお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。
- ○副議長(堀本典明君) 健康づくり課長。
- ○健康づくり課長(遠藤博生君) ただいま議員からご指摘ありましたオンラインを活用した連携という点でございます。当町におきまして、具体的にはまだ進んでいないという現状でございます。これにつきまして、医療の状況につきましては健康づくり課として全てというか、あらゆる医療機関とつながっているというところがまずなくて、人と人としてのマンツーマンでのやり取りの中で情報を得るという状況が主になっているというところでございます。これにつきまして、包括支援センターなどとも連携をしながら必要な支援についてはつなげていくというところでございますが、ただいま議員からございました大規模災害等が起きたときの連携などについては当然念頭に置かなくてはいけない部分でございますので、防災担当などとも連携をしまして、今後どういった支援ができるかというところにつきましては十分検討してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。
- ○副議長(堀本典明君) 3番、佐藤啓憲君。
- ○3番(佐藤啓憲君) ありがとうございます。今答弁いただいたように、やはり一番は顔と顔が見える状況での相談であるとか、あとはそういったものが一番重要なのかなと思いますけれども、利用ツールとしてそういう I C T のシステムを利用していくということでぜひ検討いただけたらなと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

続きまして、減免措置の件について再質問いたします。減免措置につきましては、これまでの経緯を含めて国に対して町、あと地域でもご要望いただいたということは理解いたしました。また、被保険者間の公平性というところでも理解はしておりますが、参考までに国の減免措置額を町で負担するということになると、大体でいいですのでどんな感じになるのかなとちょっとお聞きしたいのですけれども。

- ○副議長(堀本典明君) 健康づくり課長。
- ○健康づくり課長(遠藤博生君) 試算ということでございましたので、まず国民健康保険をベース にご説明をしたいと思います。

国民健康保険1年間の療養費に必要な金額は約17億円ございます。これの3割といいますとほぼ5億円ぐらいがあります。全額免除しているわけではございませんが、まずこの5億円については医療費として町の負担が出てくるというところでございます。加えまして、健康保険税について、これは税務課の試算によりますが、大体年間で約3億円程度の減免分が発生すると、現状の制度を継続するとなればそのぐらいの費用がかかってくるというところで、国民健康保険で申し上げますと年間約8億円程度かかります。現在の国民健康保険特会で持っている基金の残高が8億円、9億円弱というところでございますので、1年間でほぼこれがなくなってしまう程度という金額になってまいります。以上です。

- ○副議長(堀本典明君) 3番、佐藤啓憲君。
- ○3番(佐藤啓憲君) 今ほど答弁いただきましたが、年間8億円ということで、それが毎年かかってくるということは町政では負担し切れないということで了解いたします。しかしながら、既に広報等でも周知はされていると思いますけれども、避難区域解除されている町民から見ますと何とか継続できないかというような声も多いことも事実ですので、今後も町民に対してこれまでの町がやってきたというところの経緯も含めて、十分に納得できる丁寧な説明をお願いしたいと思います。以上でコロナ禍における高齢者福祉関係の質問を終わります。

続いて、大きな2番、社会体育施設等の整備について再質問させていただきます。先ほど教育長からご答弁いただきましたけれども、公共施設等の総合管理計画に基づいて維持管理をしていくということで、総合体育館については丸2年利用できない状況になりますけれども、利用者からはやはりできるだけ早い時期に再開されることを望まれています。できれば、今年度屋根の修復作業を行っていただいてアリーナの利用を再開して、来年度ステージの補強をするなどして休止期間を短くすることはできないかと思いますが、どうでしょうか。

- ○副議長(堀本典明君) 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(佐藤邦春君) ただいまのご質問にお答えいたします。

本年3月に発生しました福島県沖の地震において、総合体育館ですけれども、被災した部分ということで、当初のときは体育館のアリーナの天井部分のみ被災したというような状況だったのですけれども、その後いろいろ調べていく中で建物の躯体まで被害が及んでおりました。今回耐震補強工事のほかに長寿命化も踏まえた工事を行って、できるだけ長期に現在の建物を使用していくというような考えで、今基本設計を行っているところなのですが、これ以降に実施設計も行っていきたいと考えております。そうしていきますと、なかなか今年簡単に直すという状況にはならないということで、来年度1年ぐらいになると思うのですけれども、そちらで耐震工事、あと長寿命化を含めて併せて工事を行っていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いしたいと思います。

- ○副議長(堀本典明君) 3番、佐藤啓憲君。
- ○3番(佐藤啓憲君) 再度調べたところ耐震工事があるということで、やはり耐震性の面では今年

度内に修復して、来年度使用するというよりはしっかりと修繕して、安全性も確認してということになるのかなと思います。さっきの説明においても、総合体育館の新設については多額の費用がかかるということも以前の説明の中でお聞きしていましたし、その都度修復して大事に使用していくことが現実的なのかなということは理解しています。しかしながら、前年度も半年間、これから丸2年間利用できないということ、あとはそういう状況が続きますので、しっかりと天井照明の軽量化、先ほどLEDの話もありましたけれども、耐震補強もしっかりと予算措置も含めてやっていただいてほしいと思います。総合体育館の件については、以上にしたいと思います。

続きまして、屋内設備の関係で武道館に関してお聞きします。武道館につきましては、平成元年に利用を開始して、現在も用途が多い施設となっています。しかしながら、以前から横風を伴う台風、あと梅雨時期につきましては天窓付近からの雨漏りがひどく、利用できない場合があります。この件につきまして、町で確認されていますでしょうか。お願いします。

- ○副議長(堀本典明君) 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(佐藤邦春君) 今議員のおっしゃったとおり、富岡町の武道館につきましては平成元年の竣工から剣道、柔道等を目的に使用されたほかにも、空手とか、少林寺拳法とかというような形で多目的に使用されていた施設でございます。ご指摘いただいたとおり、天井、トップライト部分から結露や雨漏りといったようなことが度々ありましたので、そちらについては調査と改善を試みてきた経緯があります。

以上です。

- ○副議長(堀本典明君) 3番、佐藤啓憲君。
- ○3番(佐藤啓憲君) これについては大分昔からなのですけれども、雨漏りについてそのたびにブルーシートで床を保護したり、ひどいときにはバケツで水を受けたりということもございます。また、水のしみ込みによって床の張り替えも恐らく何回か実施しているのではないかなと思いますので、屋根の天窓を含めた修繕工事を再度お願いしたいと思いますが、その点についてはどうでしょうか。
- ○副議長(堀本典明君) 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(佐藤邦春君) 今お話あった雨漏りの部分でございます。武道館につきましても、個別の施設ごとの管理計画を作成させていただいて、施設の長寿命化や適切な維持管理を実施してまいりたいと思います。それで、雨漏りについての調査も実施して改修に持っていけたらなと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。
- ○副議長(堀本典明君) 3番、佐藤啓憲君。
- ○3番(佐藤啓憲君) 調査して工事していただくということで、ぜひ雨漏りがないように再度工事はお願いしたいなと思います。公共施設ですので、雨漏りしているというのはやはり使用できないという状況になりますので、よろしくお願いしたいと思います。

最後に、体育館東側のグリーンフィールドのエリアの整備についてご提案をしたいと思います。特

に土日、あとは夏休み、冬休み、スポーツセンターの施設、たくさんの団体で利用されているところです。私もよく拝見して、たくさん利用されているなと思って見ております。特に多目的広場やテニスコートなどは予約がたくさん入っておって、ほとんどの予約が入っていると思いますけれども、町民以外の利用も多く、スポーツ合宿は町内ホテルの宿泊者に対し補助を行っているところだと思います。人口交流の面からも、たくさんのスポーツ施設を利用していただきたいなと思っています。そこで、先日の所管外の説明において、体育館東側でふれあい農園を検討しているということですけれども、以前にあったようなバーベキューハウスであるとか、あとは農園で収穫した野菜、町で栽培を推奨しているタマネギなどをそこで利用して食べる。そして、スポーツ施設の利活用に、合宿等、そういったものにつなげられないか。また、体育館の脇にある公園遊具についてもしっかりと整備していただいて、最近は人気のあるオートキャンプ場に整備するなど、交流人口増加が見込まれるゾーンにすることができると思います。これについて検討していただきたいのですけれども、どうでしょうか。

- ○副議長(堀本典明君) 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(佐藤邦春君) グリーンフィールド跡地につきましては、今年度ふるさと農園が整備されました。この場所は、震災前にもバーベキューのできるような施設もございました。今議員からもご提案をいただきましたので、ふるさと農園との相互利用も含めた交流の場として、今後の利活用について関係部署と協議をしていきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

- ○副議長(堀本典明君) 産業振興課長。
- ○産業振興課長(坂本隆広君) 産業振興課では、先ほどのふれあい農園を整備させていただきました。整備前から一応生涯学習課とは農園をきっかけに、そこでまた震災前の交流の場をちょっとつくっていきたいねということで協議をしておりますので、今後庁内においていろいろと何がいいのかというところを話していきたいと思います。そちらの内容については、随時議会にもご報告をしてご意見をお伺いしたいと思います。

以上でございます。

- ○副議長(堀本典明君) 町長。
- ○町長(山本育男君) 今の議員のご提案、すごくいい提案だなと感じております。合宿センターの跡地の利用ですけれども、いろいろな交流の場として、それから子供たちの教育、環境づくりという観点からも今後どのように生かしていけるか、もちろん先ほどあった遊具の利用、それから合宿、オートキャンプ、こういった点、いろいろと検討できるものがあるかと思いますので、ぜひ検討して、何らかいい方法を、いい施設になるように考えていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。
- ○副議長(堀本典明君) 3番、佐藤啓憲君。
- ○3番(佐藤啓憲君) 町長からもご答弁いただきましてありがとうございます。スポーツだけでは

なくて、そういったような人が集まるようなところですか、そういうところになればいいのかなと思います。あと、考えなくてはならないのはランニングコスト等だと思いますけれども、テントハウスによるバーベキューなんかも市町村でやっているところもあると思いますので、そういったところも見ていただいて、検討していただきたいなと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。最後にいろいろとご提案させていただきましたけれども、当町としても今後は財政的にも厳しくなるということが予想されますので、今ある施設を計画的に修繕、工夫して利用、活用していただきたいと思います。

以上、よろしくお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。 〇副議長(堀本典明君) 3番、佐藤啓憲君の一般質問を以上で終わります。

次の一般質問を行う前に申出いたします。本定例会におきまして私、1番、堀本典明は一般質問の通告をしておりましたが、議長の職務に専念いたしますので、富岡町議会会議規則第61条第4項に基づき、その通告は効力を失うことから急遽取下げいたします。

以上をもって一般質問を終了いたします。

午後1時まで休議いたします。

休 議 (午前11時55分)

再 開 (午後 1時00分)

○副議長(堀本典明君) 再開します。

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○副議長(堀本典明君) 次に、日程第7、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決に入ります。

初めに、報告第6号 令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

[総務課課長補佐兼秘書係長朗読]

- ○副議長(堀本典明君) 内容の説明を総務課長より求めます。 総務課長。
- ○参事兼総務課長(林 紀夫君) 報告第6号 令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてで、令和3年度の一般会計における健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率を地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定によりご報告をいたします。

報告書を御覧ください。まず、健全化判断比率についてご報告いたします。実質赤字比率及び連結 実質赤字比率につきましては、赤字が生じていないことから該当がなく、また将来負担比率につきま しても充当可能財源が将来負担額を上回るため、平成23年度から引き続き該当なしとなっております。 実質公債費比率につきましては、前年度から3.1ポイントの大幅改善のマイナス0.8%となっておりますが、このことにつきましては当初補助率3分の2で交付されていた公共下水道富岡浄化センター災害復旧事業補助金が後に激甚災害の指定ということになりまして、補助率90.3%にかさ上げされ、既に交付されていた補助金との差額分となる約6億8,000万円を令和3年度公共下水道事業特別会計で収入し、これにより一般会計からの繰入金で支出していた起債償還が収入した補助金の差額分で賄うことができることとなり、一般会計からの繰入金を必要としなかったという特殊事情によるものでございます。ということでございますので、来年度のご報告においてはマイナス0.8が従前の2%程度と報告になると思いますので、このことはご承知おきいただきたいと思います。次に、資金不足比率についてご報告いたします。資金不足比率につきましては、いずれの特別会計においても資金不足が生じていないため該当はございません。

なお、このことに関する監査委員の意見につきましては、お手元に配付されております健全化判断 比率及び資金不足比率審査意見書のとおりでございますので、ご確認をくださるようお願いを申し上 げ、令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告といたします。

○副議長(堀本典明君) ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長(堀本典明君) 質疑なしと認めます。

これをもって報告第6号 令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての件を終わります。

次に、報告第7号 令和3年度富岡町継続費精算の報告についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○副議長(堀本典明君) 内容の説明を総務課長より求めます。 総務課長。

○参事兼総務課長(林 紀夫君) 報告第7号 令和3年度富岡町継続費精算の報告についてで、令和3年度において継続年度が終了した継続費の精算をご報告いたします。

ご報告いたします継続費設定事業は、共生型サポート拠点整備事業、太田モニタリング道路整備事業、富岡町アーカイブ施設整備事業、林道施設災害復旧事業の4事業でございます。

まず、共生型サポート拠点整備事業についてご報告をいたします。第3款民生費、第1項社会福祉費、事業名、共生型サポート拠点整備事業は、令和2年度から令和3年度を事業年度として事業が行われたものであり、年割額総額17億5,060万円に対し、支出済額の総額を17億5,060万円として精算をいたしました。

次に、太田モニタリング道路整備事業についてご報告をいたします。第8款土木費、第2項道路橋 梁費、事業名、太田モニタリング道路整備事業は、令和元年度から令和3年度を事業年度として事業 が行われたものであり、年割額総額3億1,100万円に対し、支出済額の総額を2億2,160万3,000円と して精算をいたしました。

次に、富岡町アーカイブ施設整備事業についてご報告をいたします。第10款教育費、第5項社会教育費、事業名、富岡町アーカイブ施設整備事業は、令和元年度から令和3年度を事業年度として事業が行われたものであり、年割額総額19億6,446万5,000円に対し、支出済額の総額を17億3,707万3,000円として精算をいたしました。

次に、林道施設災害復旧事業についてご報告をいたします。第11款災害復旧費、第1項農林水産施設災害復旧費、事業名、林道施設等災害復旧事業は、令和元年度から令和3年度を事業年度として事業が行われたものであり、年割額の総額6,000万円に対し、支出済額の総額を5,514万5,000円として精算をいたしました。

以上のとおり、令和3年度において継続年度が終了し、精算いたしました継続費について、地方自治法施行令第145条第2項の規定によりご報告をいたします。

○副議長(堀本典明君) ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長(堀本典明君) 質疑なしと認めます。

これをもって報告第7号 令和3年度富岡町継続費精算の報告についての件を終わります。

○散会の宣告

○副議長(堀本典明君) 本日はこの程度にとどめ、明日14日午前9時より会議を開きます。 これにて散会いたします。

散 会 (午後 1時20分)

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和4年 月 日

議 長 高 橋 実

副議長堀本典明

議 員 渡 辺 三 男

第7回定例町議会

(第 2 号)

令和4年第7回富岡町議会定例会

議事日程 第2号

令和4年9月14日(水)午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決
 - 議案第53号 富岡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
 - 議案第54号 富岡町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 - 議案第55号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
 - 議案第56号 富岡町議会議員及び富岡町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する 条例の一部を改正する条例について
 - 議案第57号 工事請負契約の変更について
 - 認定第 1号 令和3年度富岡町一般会計歳入歳出決算の認定について
 - 認定第 2号 令和3年度富岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 認定第 3号 令和3年度富岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 認定第 4号 令和3年度富岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 認定第 5号 令和3年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 認定第 6号 令和3年度富岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 認定第 7号 令和3年度富岡町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 認定第 8号 令和3年度富岡町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 議案第58号 令和4年度富岡町一般会計補正予算(第3号)
 - 議案第59号 令和4年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
 - 議案第60号 令和4年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
 - 議案第61号 令和4年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
 - 議案第62号 令和4年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)
 - 議案第63号 令和4年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
 - 議案第64号 令和4年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
 - 議案第65号 令和4年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

議案第53号 富岡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第54号 富岡町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第55号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第56号 富岡町議会議員及び富岡町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する 条例の一部を改正する条例について

議案第57号 工事請負契約の変更について

認定第 1号 令和3年度富岡町一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第 2号 令和3年度富岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 3号 令和3年度富岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 4号 令和3年度富岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 5号 令和3年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

V - C

認定第 6号 令和3年度富岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 7号 令和3年度富岡町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 8号 令和3年度富岡町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○出席議員(10名)

堀 本 典 明 君 2番 佐藤 教 宏 君 1番 3番 佐藤啓憲君 4番 渡辺正道君 5番 高 野 匠 美 君 6番 遠藤一善君 7番 安藤正純君 8番 宇佐神 幸 一 君 渡辺三男君 9番 10番 高 橋 実 君

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者

町 長 山 本 育 男 君 副 町 長 野 剛 君 髙 町 長 阊 竹 原 信 也 君

教 育 長 岩 崎 秀 君 会計管理者 杉 植 昭 弘 君 参総 事 君 林 紀 夫 務課 長 企 画 長 徳 仁 君 課 原 田 税 務 長 宏 君 課 斉 藤 住 民 課 長 猪 狩 力 君 之 福祉 課長 飯 塚 裕 君 健康づくり課長 遠 藤 博 生 君 生活環境課長 杉 本 良 君 産業振興課長 坂 本 隆 広 君 都市整備課長 志 賀 智 秀 君 教育総務課長 猪 狩 直 恵 君 生涯学習課長 佐 藤 邦 春 君 郡山支所長 黒 澤 真 也 君 いわき支所長 安 子 倍 敬 君 総務課課長補佐兼 秘書係長 大和田 豊 君 産業振興課課 長補佐 大 森 研 君 都市整備課長 無條長 佐 藤 美津浩 君 代表監査委員 坂 本 和 久 君

○事務局職員出席者

 参議事務局長
 小
 林
 元
 一

 事務局長
 杉
 本
 亜
 季

 議会事務局主任兼庶
 本
 亜
 本
 番

 養務主
 黒
 木
 本
 希

開議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長(高橋 実君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより令和4年第7回富岡町議会定例会2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長(高橋 実君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○会議録署名議員の指名

○議長(高橋 実君) 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

1番 堀 本 典 明 君

2番 佐藤教宏君

の両名を指名いたします。

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長(高橋 実君) 次に、日程第2、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決に入ります。

初めに、議案第53号 富岡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

[総務課課長補佐兼秘書係長朗読]

○議長(高橋 実君) 提案の理由を町長より求めます。 町長。

〔町長(山本育男君)登壇〕

○町長(山本育男君) 皆さん、おはようございます。富岡町固定資産評価審査委員会委員の選任に つき同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、富岡町固定資産評価審査委員会の委員、阿久津守雄氏が令和4年9月30日をもって任期満了となりますので、引き続き本委員会の委員に阿久津守雄氏を選任いたしたく、ご同意をお願いするものであります。

阿久津氏は、昭和29年12月に本町に生まれ、年齢は67歳であります。昭和49年に旧国土建設学院を卒業し、同年、民間企業に就職後、昭和52年から富岡町役場の職員として税務課長、産業振興課長等々を歴任され、平成28年3月に退職となるまで40年近くご活躍されました。また、昨年度より太田行政区長として地域活動にも積極的に取り組むなど多岐にわたりご活躍されている方であります。このように、阿久津氏は長年の行政経験と税務に対しての豊富な知識を有するとともに、人格、見識ともに優れた方であり、固定資産評価審査委員会委員として適任であると考えておりますので、ご同意のほどをよろしくお願いいたします。

以上であります。

- ○議長(高橋 実君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。 〔「なし」と言う人あり〕
- ○議長(高橋 実君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

[「なし」と言う人あり]

○議長(高橋 実君) 討論なしと認めます。

これより議案第53号 富岡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて の件を採決いたします。

採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長(高橋 実君) ただいまの出席議員は9名であります。 投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長(高橋 実君) 投票用紙の配付漏れありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長(高橋 実君) 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記入の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規 則第84条の規定により否とみなします。 点呼を命じます。

事務局長。

〔事務局長点呼により投票〕

○議長(高橋 実君) 投票漏れはありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(高橋 実君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長(高橋 実君) 開票を行います。

富岡町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番、堀本典明君、2番に佐藤教宏君、3番に佐藤啓憲君、以上の3名を指名いたします。

よって、立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長(高橋 実君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 9 票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち賛成 9 票、反対ゼロ票、 以上のとおり賛成が全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、ご了承賜りたいと思いますが、慣例により本件につきましてはご挨拶を省略させていただき ます。

次に、議案第54号 富岡町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長(高橋 実君) 提案の理由を町長より求めます。

町長。

〔町長(山本育男君)登壇〕

○町長(山本育男君) 富岡町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての提案理由を 申し上げます。

本案は、富岡町教育委員会の委員、鈴木文子氏が令和4年9月30日をもって任期満了となりますので、本委員会の委員に引き続き鈴木文子氏を任命いたしたく、ご同意をお願いするものであります。

鈴木氏は、昭和28年4月に山梨県塩山市に生まれ、年齢は69歳、現在いわき市泉町にお住まいであります。昭和49年、青山学院短期大学を卒業され、昭和52年より富岡町に住まわれ、その後、長年に

わたり、町スポーツ少年団の指導者をはじめ、富岡町民生委員、主任児童委員や町の各種審議会委員などを歴任されました。現在においても、富岡地区少年警察ボランティア協会の会長として富岡地区やいわき地区で活動を続けるなど、町民の福祉向上に大いに貢献されております。平成22年10月からは富岡町教育委員会委員として、また震災以降は三春町で再開した学校の子供たちの学ぶ環境を整えるとともに、全国に避難している子供たちの支援を、そして帰町に向けた町内での学校再開にもご尽力をいただきました。このように、鈴木氏は本町の学校教育や社会教育を推進するために必要な豊富な知識と経験を有し、人格、識見ともに優れた方であり、教育委員会委員として適任であると考えておりますので、ご同意のほどよろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長(高橋 実君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を許可します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 討論なしと認めます。

これより議案第54号 富岡町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を採決いたします。

採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

○議長(高橋 実君) ただいまの出席議員は9名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長(高橋 実君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長(高橋 実君) 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記入の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規 則第84条の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

事務局長。

〔事務局長点呼により投票〕

○議長(高橋 実君) 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長(高橋 実君) 開票を行います。

富岡町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に4番、渡辺正道君、5番、高野匠美君、6番、遠藤一善君、以上の3名を指名いたします。

よって、立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長(高橋 実君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 9 票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち賛成 9 票、反対ゼロ票、以上のとおり賛成全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○教育委員会委員就任挨拶

○議長(高橋 実君) お諮りいたします。

ただいま同意をいただきました鈴木文子さんよりご挨拶をいただきたいと存じますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(高橋 実君) 異議なしと認めます。

それでは、そのようにいたします。

暫時休議します。

休 議 (午前 9時22分)

再開 (午前 9時22分)

〔教育委員会委員(鈴木文子君)入場〕

○議長(高橋 実君) 再開いたします。

鈴木文子さん、ご挨拶をよろしくお願いいたします。

〔教育委員会委員(鈴木文子君)登壇〕

○教育委員会委員(鈴木文子君) このたび教育委員にご承認をいただきました鈴木文子でございます。私が初めて教育委員の承認をいただいた半年後に東日本大震災と原発事故が起こりました。当時千四百数名いた子供たちは県内外、全国へと散り散りとなりました。大混乱の中、9月には三春校の開校、小中4校の校歌を皆が涙ぐみながら歌った光景は今も忘れることができません。平成30年の4月には富岡校の再開、そして今年の3月には三春校の閉校、そして4月には新たに富岡小学校、富岡中学校として開校いたしました。震災後の激動の学校の全てに関わらせていただきましたことは、私にとって大変貴重な経験でございました。今、富岡小学校、富岡中学校も少しずつではありますが、子供たちが数が増え始めています。にこにここども園の子供たちも数が増え始めています。これからも、町長はじめ議員の皆様方のご助言やお力をお借りしながら、富岡の小中学校がよりよく発展できますように精いっぱい努めさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。○議長(高橋 実君) ありがとうございました。

それでは、退出お願いします。

[教育委員会委員(鈴木文子君) 退席]

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長(高橋 実君) 次に、議案第55号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例に ついてを議題といたします。

この件については、内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとしてください。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

[総務課課長補佐兼秘書係長朗読]

- ○議長(高橋 実君) 内容の説明を総務課長より求めます。 総務課長。
- ○参事兼総務課長(林 紀夫君) 議案第55号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての内容を説明申し上げます。

なお、条例の性格上、非常にくどく、それから繰り返しの説明と聞こえると思いますので、この点 についてはご容赦をいただきたいと思います。

それでは、説明を申し上げます。今回の改正は、本年6月の人事院規則の一部改正により、働きながら育児しやすい環境整備をさらに推し進めるため、非常勤職員等の育児休業等の取得要件の緩和などの措置を講ずることとされたことから、所要の改正を行うものでございます。

議案第55号別紙資料、新旧対照表を御覧ください。条例第2条の改正は、非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化に関し、必要な措置を講ずるために行うものであり、現行第2条第3号柱書き中の「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号は柱書き中の「いずれかに」を「いずれにも」と字句の修正を行った上で、現行第3号アの(ア)の中の第2条の4を当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の3「2歳」を「当該子が2歳」に改めるものであり、非常勤職員の子が1歳6か月に達する日までの夫婦交代での育児休業の取得や特別な事情がある場合の柔軟な取得を可能とするための改正として、現行第3号イを記載のとおり改正するものでございます。

また、任期付職員条例において、介護休暇や育児部分休業等の承認を受けた職員の勤務しない時間については、短時間勤務任期付職員を当該職員の業務に従事させることができるとされていることから、短時間勤務任期付職員が育児休業をしている職員の勤務時間をカバーするための職員であることを踏まえ、育児休業をすることができない職員として、富岡町一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第3項の規定により任期を定められて採用された短時間勤務職員とする旨の規定を新たに第3号として加え、さきに説明いたしました改正等により、現行第2条第3号ウを削るとともに、同号を同条第4号とするものでございます。

新旧対照表2ページから4ページを御覧ください。非常勤職員が育児休業を取得することができる対象期間の上限を定める第2条の2の改正は、非常勤職員の子が1歳到達日以降に育児休業の取得を可能とすることや、夫婦交代で育児休業を取得することを可能とすることなど、事情に応じて柔軟な取得が可能となるようにするものであり、現行第2条の2第3号ア中、「する育児休業」を「前号に掲げる場合に該当してする育児休業」に、「する地方等育児休業」を「同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業」に改め、同号中アをイとした上で、現行第2条の2第3号柱書き中に取得の要件が定められていることから、これらを同号アとして新たに規定し、同号中イをウとするとともに、非常勤職員の子が1歳到達日以降に育児休業を新たにしようとする場合の要件を定める規定を同号エとして新たに加えるものでございます。

新旧対照表 4 ページを御覧ください。非常勤職員が育児休業を取得する場合の特別な事情を定める第2条の3の改正は、これまでにおいて、当該子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合として、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日を育児休業の初日とする場合に限定されていたものを、1歳到達日以降に取得することを可能とすることや夫婦交代での育児休業の取得を可能とするなど、事情に応じた柔軟な取得が可能となるようするものであり、現行第2条の3各号列記以外の部分中に定められていた要件を第1号として新たに規定し、現行第2号を第3号と改め、非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子が2歳に達するまで可能となるようとする要件を新たに第4号として加えるものでございます。

なお、第2条の4は、本改正条例において育児休業の取得に必要となる要件を改めて規定いたしますことから、削除することとなります。

新旧対照表5ページを御覧ください。非常勤職員が当該子に係る育児休業を既に取得していた場合に、再度の育児休業の取得が可能となる特別な事情を定める第3条の改正は、事情に応じて柔軟な育児休業の取得が可能となるようにするものであり、育児休業終了後3か月の期間を経過しないと再度の育児休業の取得ができないとする現行第3条第4項の規定を削り、第5号を第4号、第6号を第5号に改めるもので、加えて、現行第7号は特別な事情を認めることができるというものを非常勤職員に限定しているところでありますが、任期を定めて採用された職員には非常勤職員以外にも任期付職員法に基づく任期付職員もいることから、育児休業法の改正内容を踏まえ、これら職員も非常勤職員と同様の扱いとするために、「その任期」を「任期を定めて採用された職員であって、当該任期」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「当該任期の末日の翌日」を「当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日」に、「当該引き続き採用される」を「当該採用の」にそれぞれ改め、同号を第6号とするものでございます。

新旧対照表5ページ下段の第3条の2の改正は、現行第2条の4の削除に伴い、新たに育児休業法第2条第1項ただし書の町長が規則で定める期間を基準として条例で定める期間を規定するものであり、第10条は育児短時間勤務計画書として新たに様式が整備されることから、用語の改正を行うものでございます。

なお、附則においてこの条例の施行日を人事院規則に基づき、令和4年10月1日とし、この条例の施行日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条及び第10条の規定の適用は従前の例によるものとしております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

- ○議長(高橋 実君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。 〔「なし」と言う人あり〕
- ○議長(高橋 実君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

[「なし」と言う人あり]

○議長(高橋 実君) 討論なしと認めます。

これより議案第55号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長(高橋 実君) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号 富岡町議会議員及び富岡町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例 の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

[総務課課長補佐兼秘書係長朗読]

○議長(高橋 実君) 内容の説明を総務課長より求めます。 総務課長。

○参事兼総務課長(林 紀夫君) それでは、議案第56号 富岡町議会議員及び富岡町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についての内容を説明申し上げます。

今回の改正は、近年の物価高騰や消費税率の改定を踏まえ、公職選挙法施行令の一部が本年4月に 改正され、衆議院議員及び参議院議員選挙における選挙運動に関して、選挙運動用自動車の使用と選 挙運動用ビラ、ポスターの作成に要する公費負担の限度額の引上げが行われたことから、町の選挙に おける立候補者に係る環境改善のため、本条例の一部を改正するものでございます。

議案第56号別紙資料、新旧対照表を御覧ください。条例第4条第1項第2号アにおいて定める一般 乗用旅客自動車運送事業者との運送契約、いわゆるハイヤー方式以外の契約による公費負担の対象と なる選挙運動用自動車1台の1日当たりの借入単価の限度額を1万5,800円から1万6,100円に、同条 同項同号イで定める選挙運動用自動車1台の1日当たりの燃料費の限度額を7,560円から7,700円にそれぞれ改めるものでございます。

新旧対照表8ページを御覧ください。条例第8条において定める選挙運動用ビラの作成の1枚当たりの公費負担額の限度額を7円51銭から7円73銭に、また条例第11条において定める選挙運動用ポスターの作成の1枚当たりの公費負担額の限度額を525円6銭から541円31銭に、選挙運動用ポスターの作成に係る加算額を3万1,050円から3万1,625円にそれぞれ改正するものでございます。

なお、附則においてこの条例は公布の日から施行し、条例の施行日以降に告示される選挙について 適用するものとされております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

- ○議長(高橋 実君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。 〔「なし」と言う人あり〕
- ○議長(高橋 実君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

討論。

「「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 討論なしと認めます。

これより議案第56号 富岡町議会議員及び富岡町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長(高橋 実君) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号 工事請負契約の変更についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長(高橋 実君) 内容の説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長(志賀智秀君) おはようございます。それでは、議案第57号 工事請負契約の変更 について、内容をご説明申し上げます。

今回の工事請負契約の変更は、7月臨時議会にて同意をいただき、契約締結いたしました、工事名 称、公共下水道処理区統合接続管渠整備工事の契約工期の変更でございます。

資料1ページ、議案第57号別紙資料1を御覧ください。本工事請負契約の変更に係る工事請負変更 契約書となります。変更契約書第1条のとおり、工事の完成期日を「令和5年1月31日」から「令和 5年3月24日」に変更するものです。

次に、資料3ページ、議案第57号別紙資料2を御覧ください。本工事の工事概要及び変更の概要となります。工期の変更理由は、資料上段に記載しておりますとおり、昨今の社会情勢の著しい変化に伴い、本工事の材料調達に当初の想定よりも長い期間を要することが判明したこと、加えて本工事の材料には受注生産のものも多く、工事工程に影響が大きいため、工事の完成期日を令和5年1月31日から令和5年3月24日に変更し、52日間工期を延長するものでございます。今後県道小野富岡線を通行規制し、本格的に工事が開始されますが、工事期間中は安全管理を徹底し、交通トラブル及び労働災害防止に努めてまいります。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長(高橋 実君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

[「なし」と言う人あり]

○議長(高橋 実君) 討論なしと認めます。

これより議案第57号 工事請負契約の変更についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長(高橋 実君) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、認定第1号 令和3年度富岡町一般会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。決算の認定については、一般会計、特別会計を続けて朗読を求め、会計管理者より併せて概要の説明を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 異議なしと認めます。

それでは、認定第1号から第8号まで続けて総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長(高橋 実君) 次に、会計管理者より一般会計、特別会計併せて決算の概要についての説明を求めます。

会計管理者。

○会計管理者(植杉昭弘君) それでは、令和3年度富岡町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算についてご説明を申し上げます。

令和3年度一般会計・特別会計歳入歳出決算概要説明書を御覧いただきたいと思います。初めに、 令和3年度富岡町一般会計及び特別会計の歳入歳出予算につきましては、出納閉鎖期間である令和4 年5月31日をもって出納を閉鎖し、地方自治法第233条第1項の規定により歳入歳出決算を調製後、 関係書類を添えて令和4年7月29日付で富岡町長に提出しておるところでございます。

それでは、令和3年度富岡町一般会計歳入歳出決算の概要についてご説明をいたします。1枚おめくりいただき、1ページ、2ページをお開きください。まず初めに、歳入についてご説明をいたします。予算現計206億4,343万3,000円に対しまして、調定額は211億6,259万7,107円、収入済額は209億8,691万5,249円であり、予算現額に対する収入割合が101.66%、調定に対する収入割合は99.17%でした。調定額に対して収入未済となった総額は1億7,551万2,822円であり、内訳は記載のとおりとなっております。不納欠損の総額は16万9,036円であり、内訳は記載のとおりとなっております。収入済額のうち、基金からの繰入金の総額は55億5,874万7,677円であり、内訳は記載のとおりとなっております。

次に、歳出についてご説明いたします。2ページを御覧ください。予算現額206億4,343万3,000円

に対し、歳出総額は195億8,193万8,055円であり、予算現額に対する執行率は94.86%でした。

次に、不用額の総額は7億6,694万461円であり、50万円以上の不用額が生じた件数は99件、款ごとの件数は記載のとおりとなってございます。

予算流用については70件、1,228万1,000円、予備費充当は12件、885万円でありました。

次に、実質収支の状況について申し上げます。歳入総額209億8,691万5,249円、歳出総額195万8,193万8,055円、歳入歳出差引額14億497万7,194円、次年度へ繰り越すべき財源8,184万7,600円、実質収支額13億2,312万9,594円、基金繰入額7億円となってございます。

令和3年度財産に関する状況につきましては、令和3年度富岡町歳入歳出決算書160ページから 167ページへ記載のとおりとなってございます。

次に、特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。なお、特別会計における説明は、3、実質収支の状況の実質収支額のみとさせていただき、その他は記載内容をご確認くださいますようお願いたします。

それでは、3、4ページをお開きください。令和3年度富岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出 決算の実質収支額は1億8,884万6,358円です。

- 5、6ページをお開きください。令和3年度富岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の実質収支額は785万5,165円です。
- 7、8ページをお開きください。令和3年度富岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の実質 収支額は602万2,147円です。
- 9ページ、10ページをお開きください。令和3年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計歳入歳出 決算の実質収支額は337万6,606円です。
- 11ページ、12ページをお開きください。令和3年度富岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の実質収支額は7,124万5,688円です。
- 13、14ページをお開きください。令和3年度富岡町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の実質収支額は506万1,761円です。
- 15、16ページをお開きください。令和3年度富岡町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の実質収支額は50万2、866円です。

令和3年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算の概要についての説明は以上となります。よろしく お願いいたします。

○議長(高橋 実君) 次に、代表監査委員より決算審査意見書の朗読を求めます。

なお、特別会計も併せてお願いいたします。

代表監查委員、坂本和久君。

○代表監査委員(坂本和久君) それでは、代表監査委員より令和3年度一般会計及び特別会計決算 並びに基金運用状況審査意見書の朗読をいたします。 1ページをお開きください。令和3年度決算審査意見書。1、審査の概要。(1)、審査の対象。①、令和3年度富岡町一般会計歳入歳出決算書。②、令和3年度富岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書。③、令和3年度富岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書。④、令和3年度富岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書。⑤、令和3年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算書。⑥、令和3年度富岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算書。⑦、令和3年度富岡町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書。⑧、令和3年度富岡町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算書。⑨、令和3年度における基金の運用状況について。

- (2)、審査の期間。令和4年8月3日水曜、4日木曜、5日金曜までの3日間。
- 2、審査の基本方針。令和3年度の決算審査に当たっては、町長から送付された各会計の歳入歳出 決算書及び附属書類並びに基金の運用状況について。①、決算の計数は正確であるか。②、予算の執 行は、関係法令及び議決の趣旨に沿って適正に行われたか。③、収入支出事務は、会計法規に基づい て処理されているか。④、決算書は、目的に沿っているか。⑤、補助金は、目的に沿っているか。⑥ 財産の管理は適正か。⑦、予算に定められる目的に従って事務事業が効果的、経済的、合法的に執行 されているか。⑧、基金の設置目的に沿って適正かつ効果的に運用されているか。また、計数的に正 確であるか。

以上を基本方針として、歳入歳出決算書及び基金の運用状況調書並びに各課等から提出された関係 書類や資料を照査し、また関係職員の説明を聴取するなど、さらには例月出納検査の結果も参考にし て審査した。

- 3、審査の結果。初めに、総体的な審査結果について、令和4年8月2日までに町長から送付された令和3年度の各会計の歳入歳出決算書及び附属書類は、関係法令等に準拠して調製され、決算の計数は会計管理者所管の証票書類と一致し、正確であり、予算の執行については、一部努力を要する部分があると見受けられたが、おおむね適正に行われ、所期の成果を収めたものと認めた。また、令和4年7月22日に町長から送付された令和3年度における基金の運用状況については、設置の目的に沿って適正かつ効果的に運用され、計数的にも誤りはなく、その運用は適正であると認めた。
- 4、決算の総括から11ページ、8、財産に関する状況については、各項目に表やコメントを付しておりますので、朗読を省略し、むすびを朗読いたします。11ページをお開きください。むすび。今回の決算審査は、昨年度の決算審査や例月出納検査等において指摘、指導した事項を改善しているか。また、条例や規則などの例規を遵守し、厳格さを持って事務執行に努めているかに着眼し、審査を行った。

本町においては、帰還困難区域を除く避難指示が解除されてから5年5か月が経過し、徐々に賑わいも戻りつつあると感じられる。そのような中で、帰還困難区域の復興に向けた特定復興再生拠点区域の避難指示解除が令和5年の春を目標に復旧・復興の取り組みが進められており、今後も、多くの施策が求められる。また、定住人口や交流人口の増加を促進する施策、更には特定復興再生拠点以外

の区域の再生や国際教育研究拠点に関わる施策が主要な政策になるものと推測され、量的にも質的に も既存の枠組みにとらわれない斬新かつ果断な行財政運営が引き続き求められるところである。

令和3年度決算においては、一般会計の決算規模は歳入209億8,691万5,249円、歳出195億8,193万8,055円、特別会計が歳入54億7,049万31円、歳出51億6,941万2,740円で、一般会計と特別会計を合計した決算総額では、歳入264億5,740万5,280円、歳出247億5,135万795円となっており、総体的には概ね適切に事務処理が行われたものと判断する。

また、財政状況においては、実質公債費比率が昨年度より3.1ポイント減となるマイナス0.8%となっており、町債においても一般会計及び特別会計を合わせた現在高の総額は、20億2,039万4,000円で、前年度より4億168万円減少するなど、着実に財政の健全化が図られていると評価する。

歳入においては、一般会計の歳入決算総額における収入未済額が1億7,551万2,822円となっており、 その内訳は町税3,618万9,722円、使用料及び手数料1,416万1,600円、国庫支出金1,076万4,000円、県 支出金1億1,431万円、諸収入8万7,500円となっている。

これらのうち、繰越事業に係る未収入特定財源を除く収入未済については、町税及び町営住宅使用料が大半であり、受益者負担の公平性の観点に加え、今後、納税意識の低下による滞納者の増加も懸念されることから、各担当部署で保持する滞納者の状況等の情報共有や行政組織内の連携強化を図るとともに、適正な法的対応も含め滞納を解消する創意工夫と地道な努力を引き続き要望する。

また、一般会計において、収入額が予算額を下回る項目が散見され、2億7,501万4,327円の歳入不足が生じていたが、内容を聴取した結果、本件については逓次繰越や繰越明許を起因とするもので、これによる歳入不足は問題ないものと判断する。しかし、予算に対する歳入の不足は歳出予算の執行を阻害する恐れもあることから、安易に歳入不足を生じさせる事のないよう、引き続き適正な予算要求と執行管理に努めていただきたい。

歳出においては、一般会計の予算未執行額の割合が3.7%で、不用額の総額は7億6,694万461円となっており、前年度より割合及び不用額は増えている。不用額を出す要因としては、年度末まで支出の可能性があるため予算を確保しておくべきものや事業の改善、工夫による節減によるものの他は、過大な積算によるもの、契約差金が生じたもの、他官庁との協議による遅れ等で事業未了となるものなどが考えられる。以前の決算審査において指摘した支出見込みがないにもかかわらず減額補正をせず、安易に不用額を生じさせている事案については、改善も見受けられたが、これらは効率的な予算の再分配を阻害し、貴重な予算をみすみす不用額として処理する結果となってしまうので、引き続き最後まで丁寧に予算管理を行っていただきたい。

震災以降、予算規模が増大する中で、ともすると予算計上、予算執行に緩みが生じる傾向も否定できず、予算編成にあたっては、明確な事業計画に基づく精密な予算見積もりによる予算計上、情勢の変化にともなう更正や追加などを適宜行い、安易かつ過大な予算要求は厳に慎むとともに、予算主義の原則を厳守し、適切な予算要求を心掛けていただきたい。そして、その執行に当たっては、前例に

囚われないより柔軟な創意工夫により、地方自治法の趣旨である最小の経費で最大の効果を上げるよう努めていただきたい。更には、担当職員の財務に関する知識不足や経験不足に起因すると推測されるミスが散見されたことから、引き続き、職員研修やOJTの実施等、職員の実務能力向上のための対策を強化されるよう要望する。

また、限られた財源を有効活用し健全で将来にわたる持続可能な行財政運営を目指すためには、本町の取り巻く環境を考慮し、財政運営における中長期の視点を示す財政シミュレーションが必要であるものと思われる。試算するには、非常に苦慮するものと考えられるが、是非、取り組んでいただきたい。

以上、適切かつ柔軟な事務処理の継続と本審査における指摘、要望事項の改善を望み、令和3年度の決算審査の意見とする。

以上です。

○議長(高橋 実君) それでは、この際お諮りいたします。

決算審査の参考に資するため、この後、休議をし、現地調査を実施したいと存じますが、ご異議ご ざいませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(高橋 実君) 異議なしと認めます。

現地調査の詳細については、事務局長より報告をさせます。

暫時休議します。

休 議 (午前10時13分)

再 開 (午前10時14分)

○議長(高橋 実君) 再開いたします。

それでは、先に富岡町カントリーエレベーター、次に、さくらの郷の現地調査を行いますので、各 自速やかに現地に集合していただきますようお願いいたします。

それでは、11時30分まで休議いたします。

休 議 (午前10時14分)

再 開 (午前11時30分)

○議長(高橋 実君) 再開いたします。

それでは、これより認定第1号 令和3年度富岡町一般会計歳入歳出決算の認定についての審議に 入ります。

この際、審議の順序についてお諮りいたします。慣例によりまして、歳入歳出とも項別審査を行い、 その後に総括審査を行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(高橋 実君) 異議なしと認めます。

よって、そのような順序で審議を進めることにいたします。

それでは、歳入の部から入ります。12ページをお開きいただきたいと思います。12、13ページありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 14、15ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 16、17ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 18、19ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 20、21ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 22、23ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 24、25ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 26、27ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 28、29ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 30、31ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 32、33ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 34、35ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 36、37ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 38、39ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 40、41ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 42、43ページ。〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 44、45ページ。〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 46、47ページ。〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 48、49ページ。 〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 50、51ページ、ありませんか。〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 歳出に入ります。52、53ページ。〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 54、55ページ。〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 56、57ページ。〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 58、59ページ。〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 60、61ページ。 〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 62、63ページ。〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 64、65ページ。 〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 66、67ページ。 〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 68、69ページ。〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 70、71ページ。〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 72、73ページ。〔「なし」と言う人あり〕

- ○議長(高橋 実君) 74、75ページ。〔「なし」と言う人あり〕
- ○議長(高橋 実君) 76、77ページ。〔「なし」と言う人あり〕
- ○議長(高橋 実君) 78、79ページ。〔「なし」と言う人あり〕
- ○議長(高橋 実君) 80、81ページ。 〔「なし」と言う人あり〕
- ○議長(高橋 実君) 82、83ページ。〔「なし」と言う人あり〕
- ○議長(高橋 実君) 84、85ページ。〔「なし」と言う人あり〕
- ○議長(高橋 実君) 86、87ページ。 〔「なし」と言う人あり〕
- ○議長(高橋 実君) 88、89ページ。〔「なし」と言う人あり〕
- ○議長(高橋 実君) 90、91ページ。〔「なし」と言う人あり〕
- ○議長(高橋 実君) 92、93ページ。〔「なし」と言う人あり〕
- ○議長(高橋 実君) 94、95ページ。〔「なし」と言う人あり〕
- ○議長(高橋 実君) 96、97ページ。〔「なし」と言う人あり〕
- ○議長(高橋 実君) 98、99ページ。〔「なし」と言う人あり〕
- ○議長(高橋 実君) 100、101ページ。〔「なし」と言う人あり〕
- ○議長(高橋 実君) 102、103ページ。 〔「なし」と言う人あり〕
- ○議長(高橋 実君) 104、105ページ。〔「なし」と言う人あり〕
- ○議長(高橋 実君) 106、107ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 108、109ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 110、111ページ。

[「なし」と言う人あり]

○議長(高橋 実君) 112、113ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 114、115ページ。

6番、遠藤一善君。

- ○6番(遠藤一善君) 2目の林業振興のところのふくしま森林再生事業のところなのですけれども、 この間、全協とか、いろいろなところで説明を受けているのですけれども、昨年度の分ある程度進ん でいると思うのですけれども、実際これによって線量はどんなふうに推移しているのかというのは分 かりますでしょうか。
- ○議長(高橋 実君) 産業振興課長。
- ○産業振興課長(坂本隆広君) ふくしま森林再生事業につきましては、里山再生事業と違いまして環境省の除染作業はありません。ただ、放射性物質の移動を防ぐための柵の設置、そういうものについてはできますので、そういうところで対策を取っておりますが、実施後の線量確認、今データはないのですが、森林等の線量の低減というものは、ほとんど見込めない状況であります。メニューによって除染行為がないというところが一番ですが、低減等はほとんどないというような状況でございます。

以上です。

- ○議長(高橋 実君) 6番、遠藤一善君。
- ○6番(遠藤一善君) 線量は大きな低減はないということなのですけれども、木をある程度切ったり、枝を払ったり、間伐したり、除伐したりとかしているのだと思うのですけれども、通常の林業なので、そうすると集めたものを1か所にまとめたりしていたときに、全体としてではなくてそういう部分、集めたところ、結構木の皮とか、そういうところに線量がついていて、木そのものよりもそっち側が高いということがよくあったのですけれども、除染がないままにその状況をしていて、それを今度ためたときに、そのためたところがどうなっているのかというような調査はしていないのでしょうか。
- ○議長(高橋 実君) 産業振興課長。
- ○産業振興課長(坂本隆広君) 一部については、市場への持ち出し等もできまして、線量が高いものについては山に置いておくということになります。そこで丸太等を積み上げておくのですが、その部分を実施後に線量を測って高くなったかどうかという調査はしていませんので、それについては町

ですぐできるものですので、そちら後ほど施行前の線量等を確認しながら、随時報告していきますというか、報告をさせていただきます。よろしくお願いします。

- ○議長(高橋 実君) 6番、遠藤一善君。
- ○6番(遠藤一善君) 森林は、除伐したり、間伐したりして土のところの環境をよくすると、実際にはそこにいろいろ山の恵みが出てきたりするのですけれども、そういうのを通常住民はそこから山の恵みをいただいて生活をしたり、いろんな形で商売にしている人もいましたし、そういうことあったのですけれども、多分森林再生事業そのもののところだけでは済まないのですけれども、そういうことも含めて、前回の里山の定義は定義で分かったのですけれども、それが、木を守るだけ、治水を守るだけが森林の役割ではないので、その辺もちょっと強く話をしていただきたいと思うのですけれども、その辺に関しては、実際に事業に絡んでそういう放射線の低減とかも含めて話をされているのでしょうか、いろんな部署に対して、
- ○議長(高橋 実君) 産業振興課長。
- ○産業振興課長(坂本隆広君) 先日全員協議会で里山再生事業についてご説明を復興庁からなされました。その中で、やはりそれぞれの環境省は環境省のやり方、林野庁は林野庁のやり方ということで、どうしても山全体を除染するということになると、環境省の除染のやり方をまず変えていかなければならないということがあります。ふくしま森林再生事業については、間伐、更新伐、あとは市場への持ち出しのモニタリングというか、モデル事業としてやっておりますが、そういうものが主なものになります。当然議員おっしゃられたとおり、町民にとってはそういうところが、昔は山菜を取ったり、キノコを取ったりという生活の場でありましたので、こちらについては以前からご指摘があるように、全体として線量を下げるということを取り組んでいかなければならないと考えております。そこについては、環境省のフォローアップになるのか、森林の除染のやり方を変えるかということになりますが、そこについてはしっかりと生活環境課と連携しながら山の線量が下がるように、それは継続して実施をしていきたいと考えています。

以上です。

- ○議長(高橋 実君) 放射線量の分で生環で今のやり取りの中で補足しておくやつある。 生活環境課長。
- ○生活環境課長(杉本 良君) 今産業振興課長からもありましたように、山林、町民の皆さんが立ち入るところでもありますので、線量低減につきましては、私どもも課を越えて連携して取り組んでまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。
- ○議長(高橋 実君) ほかにありますか。

9番、渡辺三男君。

○9番(渡辺三男君) これ私の所管だと思うのですが、ちょっと全協で環境省の説明聞けなかった ものですから、関連というのは、森林振興事業をやっていますが、森林整備ですね、山の木を伐採し て、最大だと4割くらい伐採するということで、かなり山の中きれいになっております。ただ、里山 除染というものをうたっていながら、里山除染ほとんどやっていないのです。今課長からも答弁あっ たように山全体を除染するというのはなかなか大変だということはもちろん知っていますが、山全体 までやらないにしても、人家から100メートルとか、本来であれば山麓線から下は全部里山という考 え方で私はいたのですが、それは無理だとしても、裏山100メートル、200メートルやっておかないと、 将来的に線量がなかなか下がりづらいというマイナス面があろうかと思うのです。今森林整備やって いますが、例えば環境省と林野庁ですか、林野庁が一緒になってやる気になれば、例えば山の木を伐 採したり、下刈りをしたりしたやつを、それを持ち出して廃棄処分すれば多少は線量は下がるはずな のです。それをやらないで、流出防止のために柵やって、柵のところに寄せておきますよね。流出防 止の柵というのは割かし道路、林道とか、例えば町道あれば町道には一番下にありますから、そこに 線量のあるものをためておくわけです。下が線量上がってしまうのですよ、線量のあるものみんなま とめますから。だから、そうなるとかえって線量を上げているような事業になってしまって、セシウ ムを取り除く事業、環境省が本当に一生懸命やっていても無駄になってしまうのではないかと思うの です。だから、その辺はやっぱり町から強く言って、森林整備やるなということではなくて、幅広く 考えて環境省と一つになって考えてやってもらうのも一つなのかなと。里山除染やらないなんて勝手 に国で決めて町はどういう要望しているのですか。試験除染はしたけれども、その結果すら発表もも らわないで、だからその辺をきちっとやっていただかないと、本当に町民は不安で戻ってこいと言っ たって戻ってこれません。今現実的に、これちょっと今の議案から外れてしまうかも分からないです けれざも、エス・バイ・エル住宅の中なんかは、1軒のうちの後ろだけ竹やぶをきれいに切って今剥 ぎ取りやっています。この隣とか、そういうところはどうなのだと。文句言ったところの後ろだけや って、文句言わないところは線量高くてもやらないのかという話になってしまうのです。だから、そ ういうことはきちっとしてもらわないと、町民に戻ってこいなんて言えないし、またあそこのエス・ バイ・エルのところには、あそこの水源もありますね、タンク抱いていますね、ゴリラ座っていた公 園の脇に。あの辺だって草ぼうぼうで結構線量高いと思うのだ。人が飲む水、水源ですから、その辺 を住宅地は住宅地のようにきちっと環境省にお願いして早急にやってもらうようにしないと、あと森 林整備も同じです。そういった現象起きていますので、ぜひ現地確認して、線量調査をしてもらうと か、そういうことをきちっとやっていただきたいと思います。

○議長(高橋 実君) 先に産業振興課長、次に生活環境課長、次に竹原副町長、最後に町長の順でよろしくお願いします。

産業振興課長。

○産業振興課長(坂本隆広君) まず、ふくしま森林再生事業につきまして、先ほど私のほうで説明 しました。議員からありましたように、確かに山に置いた枝木、そちらを搬出をすれば多少なりとも 線量が下がるということはありますので、現在のメニューではそこできないところでありますが、そ ちらについてふくしま森林再生事業担当、県に、そういうところでそういうメニューが追加できないか、そういうところはしっかりと言っていきたいと思います。あと里山再生事業につきましては、前回の全員協議会の中で、現在やっている小浜地区については今年で終了して、福島県の森林再生事業によって小浜地区は全体として整備をしていく、そちらのほうが時間もかからずできるということでありますので、そういうところで進めていきたいと思います。そのほか今協議をしているのは、大倉山の森林公園、そちらについては里山再生事業の該当になるだろうと言われておりますので、実施をするときにそういう枝木等が外に運び出せるような協議についてはしっかりとやっていきたいと思います。

以上です。

○議長(高橋 実君) 生活環境課長。

○生活環境課長(杉本 良君) 生活環境課においても、除染担当課として町民の皆様、生活圏の除染、こちらについては継続的に、そして徹底して環境省に要望してまいりたいと思っております。除染開始から10年が経過しようとしております。当初の除染手法ではやり切れない部分、数多く現場にはあります。私も確認しておりますので、今後とも現場確認第一としまして、新たな除染手法、効果的、効率的な除染の方法があるかどうかということを踏まえて環境省に強く要望して、我々も一緒になって取り組んでまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長(高橋 実君) 竹原副町長。

先ほど議員からありましたように、里山モデル、除染モデル事業行われて、 ○副町長(竹原信也君) その後どうなるのだというところで、前回の全員協議会のときに、里山事業とはということで、どう いうところが採択になるのか、モデル事業からどのような形で本事業になって、どのようなところを 採択できるのかというのを受けました。その中では、我々が思っていた大きな意味での里山、当然我 々は、町民が入っていく生活圏である里山だったのですけれども、国の考え方としては、里山とは遊 歩道とか、不特定多数の方が入っていく公共的なところですか、あとはキャンプ場とか、そういうと ころ以外は実は里山として対象にならないということが、はっきりと言われましたので、我々として は、思っている裏山ですね、うちのほうの山というと後ろに抱えているのは本当に山林というか、林 というか、そういうところ、ほとんど生活圏だと思います。そういうところについてはできないとい う話がありましたので、これから、今もそうなのですけれども、環境省では一定の基準で20メートル という、敷地境界は20メートルとかありますが、その後やはり住んでいるところで線量が高いところ については、フォローアップということで、さらに奥まで今実際にやっていただいているのが現実で ございます。そういうところを今後フォローアップではなくて、基本的に生活圏であるのだよ、我々 の山は、当然子供たちがカブトムシ捕りに行ったりするわけですよね。20メートルで済むわけがない のです。そういうところを強く、これからは環境省の除染事業で進めていかなくてはいけないかなと 改めて感じたところでございます。もう一点、里山再生については、対象になるのであれば、やはり

富岡町全体を線量を下げていくということで、今回大倉山はなるという話だったもので、そういうと ころをまずはその事業で進め、ほかのものについては、生活圏は除染という形で今後強く生活環境課 を中心に除染進めていきたいと思っております。また、あと町長からも答弁あると思うのですけれど も、町長もこの前環境大臣来たときかなり強く言っていただきましたので、よろしくお願いいたしま す。

○議長(高橋 実君) 町長。今言ったように環境省、環境大臣来たとき言ってくれたやつ、ここで 私と副議長しか聞いていなかったから、残りの人にもその点力強くお願いします。

○町長(山本育男君) 今議員おっしゃるとおり、除染をして線量の低減がなければ帰還はできないというのは、もう第一に考えております。そこで、先日環境大臣、副大臣、それから政務官が来たときもその辺をきっちり除染をしていただきたいという要望というか、お願いはしました。ですので、今後も、まだ環境大臣、副大臣なりたてなものですから、よくこちらの現場というか、こちらを認識していないのかなという部分もあると思うのです。ですから、今後も強く今議長言われたとおり、この前の要望に向けてしっかりとこれからも引き続き環境省には、きつく要望していきたいと思っております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長(高橋 実君) 9番、渡辺三男君。

ありがとうございます。まず、森林整備に関しては、細かく入っていますの ○9番(渡辺三男君) で、我々里山と思うような場所、全て入っていますので、地権者の了解取れているところは。かなり 山はきれいになっています、見た目は。放射能汚染というのは、我々感じるのは2通りあると思うの です。見た目も1つあるし、あと実際線量計で測ったらこんなに高いのかと、機械を使って高いのか と感じる場合もあるし、そういったことを考えていくと、やっぱり見た目というのが私一番だと思う のです。そういうことで、森林整備はすごい効果あると思いますが、私が言ったようにそれを持ち出 せばまた今度セシウムの低減になるのではないかと思いますので、ぜひ強く要請してください。あと 今生活環境課長からも答弁もらいましたが、今言ったとおり見た目ありますので、やっぱり人家の脇 の見た目悪いところは、線量計持って測って、これちょっと高いから、きれいにしてくれと当然環境 省に言わなくては環境省やりませんので、1軒だけから苦情来たからやるのではなくて、そこ全体を 考えていって、ぜひ要望していただきたいと思います。副町長からも丁寧なお言葉いただいて、まず 里山除染というのを、里山というのはできないよというのであれば、やっぱり生活圏で山を使う、我 々生きるために、それは最低限度やってもらわなくてはならない。あと大倉山採択になるような話し していますが、大倉山も自然公園になっていますから、当然やってもらえるというのは非常にありが たいことです。ただ、町内の人家の脇やらないうちに大倉山に予算持っていかれてしまっても実際は 困るのです。その辺を順序よくやっていただければありがたいと思います。また、町長は、浪江町に 環境大臣来たときに多分富岡にも回ってくれたのかなと思うのですが、そういう機会を設けて強く今 後要請、議長はじめ町長、要請していただければありがたいと思います。よろしくお願いします。 ○議長(高橋 実君) 町長。

○町長(山本育男君) 補足という形にもなるかもしれませんが、里山、裏山というのは生活圏でありますよね。これは、考え方によっては農地と一緒なのです。ですから、農地の線量を下げる、マイクロシーベルトと空間線量を下げるのではなくて、土壌の中のベクレルを下げていく、これは裏山に関しても全く同じこと言えるのだろうと私は思うのです。ですから、その辺をこの前の環境大臣なんかにも、裏山というのは生活圏、環境省が考えている里山と我々の考える里山の定義が違っていたものですから、その辺をきつく、きっちりと要望しましたので、今後も引き続き皆さん、執行部と一丸となって、また議会とも一緒になって要望していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。○議長(高橋 実君) 7番、安藤正純君。

○7番(安藤正純君) 総括で予定していたのだけれども、6番、9番にほとんど聞かれたものですから、少し残ったところだけ聞かせてください。令和3年度事業評価、それをちょっと読ませてもらって、ふくしま森林再生事業というのは、大体毎年50へクタールくらいずつを予定しているみたいなのです。令和6年度で200へクタール、計画終了時目標も200へクタールということは、令和6年度で200へクタールで完了と読み取れるものですから、令和6年度で終わってしまうのかと、もう一点は、毎年50へクタール、これ森林所有者の同意取得をもらったところからとなっていますけれども、やはり優先順位、町としてはここを優先してやりたいとか、そういう考えを持っているのかどうか、その

辺も聞かせてもらいたいのと、現実的にどことどこを今まで終わって、この次はどこを予定している

○議長(高橋 実君) 産業振興課長。

とか、具体的にあればその辺も教えてください。

○産業振興課長(坂本隆広君) 事業評価の中のふくしま森林再生事業の件でございますが、まず平成6年度まで200ヘクタールということで目標にして、計画終了時目標200ということになっておりますが、こちらについてはあくまでも6年までの目標値ということで、基本的には町全体の森林の整備を考えているところであります。それで、町では、ふくしま森林再生事業、取り組む前にまず全体の町内の森林の整備の計画について策定をしております。その中で、町全体として約4,000ヘクタールの森林がありまして、そのうち町内の民有林約2,700ヘクタールについては、ふくしま森林再生事業でやっていきたいという計画をつくっております。毎年50ヘクタールということでありますと、割り返しますと54年かかる計画で今進んでおります。その中で、優先順位につきましては、基本的には人が住むエリアの周辺の山を先に優先してやっていくということになっています。当然森林整備もありますが、これまで鳥獣被害等いろいろと多く出ておりましたので、まずは居住者が多いところの山を整備して、鳥獣対策も進めていきたいというような考えでやっております。これまでに実施した箇所でございますが、仏浜、中央、清水、岩井戸、上郡等の地区については実施をさせていただいております。本年度につきましては、グリーンフィールド東側の里山のエリアの小浜地区についても、現場

入らせていただいております。今後の方向ですが、現在高津戸地区の調査等も進めておりまして、来年度以降こちらの先ほど言った小浜と高津戸地区の森林整備を進めていきます。あとすみません、1つ抜けましたが、下千里地区の森林についても既に森林整備が終了しているところであります。 以上です。

- ○議長(高橋 実君) 7番、安藤正純君。
- ○7番(安藤正純君) オーケーです。
- ○議長(高橋 実君) 午後1時まで休議します。

休 議 (午前11時57分)

再 開 (午後 零時54分)

○議長(高橋 実君) 再開いたします。

116、117ページありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) なければ118、119ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 120、121ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 122、123ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 124、125ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 126、127ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 128、129ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 130、131ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 132、133ページ。

3番、佐藤啓憲君。

○3番(佐藤啓憲君) 133ページのスクールバス運行業務委託ということで、つい先日他県において、こども園の園児がスクールバスに取り残されたという、それで熱中症で亡くなったということで、痛ましい事故がありましたけれども、この委託業務について、その対策についてお聞きしたいと思います。お願いします。

- ○議長(高橋 実君) 教育総務課長。
- ○教育総務課長(猪狩直恵君) スクールバス運行業務委託でありますが、令和3年度は三春校、富岡校それぞれ登下校で利用しておりました。こちらに関しましては、三春校には添乗員がおりますが、富岡校は運転手だけでありました。ただ、富岡校につきましては、デマンドバス、ジャンボタクシーの形を取っておりますので、乗車と下車を全て運転手が確認できるということで対応はできているものと思っておりました。三春校は、添乗員で全て確認できているということで、取り残し、バスに乗ったままの児童生徒がいることのないように対応はできていたと確認しております。
- ○議長(高橋 実君) 3番、佐藤啓憲君。
- ○3番(佐藤啓憲君) ありがとうございます。まさかこんなことはないと思ってもなかなかそういう事故が起きてしまうところが、やっぱりヒューマンエラー的なものなのかなと思いますので、親御さんはここのところについては心配な点だなと思っておりますので、ぜひ必ず注意して対策していただくようにお願いしたいと思います。

以上です。

- ○議長(高橋 実君) ほかにありますか。 「「なし」と言う人あり〕
- ○議長(高橋 実君) なければ134、135ページ。
 - 〔「なし」と言う人あり〕
- ○議長(高橋 実君) 136、137ページ。 〔「なし」と言う人あり〕
- ○議長(高橋 実君) 138、139ページ。 〔「なし」と言う人あり〕
- ○議長(高橋 実君) 140、141ページ。 〔「なし」と言う人あり〕
- ○議長(高橋 実君) 142、143ページ。 〔「なし」と言う人あり〕
- ○議長(高橋 実君) 144、145ページ。〔「なし」と言う人あり〕
- ○議長(高橋 実君) 146、147ページ。〔「なし」と言う人あり〕
- ○議長(高橋 実君) 148、149ページ。 〔「なし」と言う人あり〕
- ○議長(高橋 実君) 150、151ページ。 〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 152、153ページ。

[「なし」と言う人あり]

○議長(高橋 実君) 154、155ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 156、157ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 158、159ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 160、161ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 162、163ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 164、165ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 166、167ページ、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

1番、堀本典明君。

○1番(堀本典明君) ありがとうございます。決算書全体的なところで業務委託をされているというのが結構見えまして、その金額も非常に大きくなっているのかなと感じます。業務委託自体悪いという話ではなくて、成果が見えるもの、見えないものあると思うのですよね。その辺りのどう評価するのかというところと、中には恐らく職員の皆さんでやったほうがいいのではないかというようなものもあるのではなかろうかと。震災前に比べてまだまだ予算規模も大きいですし、事業も多いのも理解しておりますので、委託を頼りながら事業を進めていくというのも否定するわけではないのですが、その辺りだんだんに必要な委託と職員でやったほうがいいものと切り分けて精査していく必要があると思うのですが、その辺りのお考えお聞かせください。

○議長(高橋 実君) 総務課長。

○参事兼総務課長(林 紀夫君) まず、1点目、業務委託の成果確認をどのようにしているかというところだと思います。業務委託の内容、性格からそれぞれ評価の仕方は違うとは思いますが、一般的には当然のことながら成果品を求める、業務委託であれば成果品の確認と、その精査をしっかりと職員でやっていると。それから、成果品ではなくて、業務に対して遂行するかしないかというところの委託につきましては、日報、月報、それから各種報告書によって確認をし、しっかりと事業がなさ

れているか、委託した事業がなされているかというところの確認をしているところでございます。いい、悪いにつきましては、物によって大分見る観点が変わってきますので、この点についてはそれぞれあると。まずはしっかりと成果というか、業務がなされているかの確認をさせていただいて、その中で様々な問題点が我々感じることがあれば、その都度、それから業務が終わった段階でまとめてお話をしながら、今後の反省にしたいというところはお話をさせていただいているところでございます。それから、職員直営でやったほうが効率がいいのではないかというものについてはというお話がありました。直営でやったほうが効率的であるというものについては、当然のことながら職員でやるべきだと思っております。この状況でありますので、段階的にその方向に向かっていくというところは、そうすべきだと思いますけれども、しばらくの間は、大変申し訳ないですけれども、業務が増えている、それから非常に複雑な状態の中での仕事をしなければならないということもありますので、まずはしっかりと成果を確認しつつ外部委託をするというところが必要な状態にまだあると私どもは認識しているところでございます。

以上です。

- ○議長(高橋 実君) 1番、堀本典明君。
- ○1番(堀本典明君) ありがとうございます。今総務課長おっしゃっていただいたとおりかと思います。全て委託がよくないという話ではなくて、頼りながらやっていくべきだろうとは思っています。その中でだんだんにはしっかり中身精査して、例えばボリュームがあっても、これは職員の知恵を出したほうがいいアイデアが出るとか、いい考えがあるというものは、外部の委託のいろんな情報を集めてもらった中で、それをまとめてもらったものだけを結果としてというか、受け取るだけではなくて、富岡のこの町にいるからこそ分かるようなアイデアだったりがあると思うので、その辺のしっかり見極めもしつつ、必要な委託、例えば情報収集だけのものだったらば委託して幅広く情報を得るとか、そういったことも必要だと思いますし、最終的にアイデアを絞り出すとかというところは直営というか、職員の皆さんでやってもらったほうが町に本当に合っているような情報が出たりもすると思うので、その辺の見極めをだんだんしていただきながら、不要な委託は減らしていくようなところをお考えいただきたいと思います。いかがでしょうか。
- ○議長(高橋 実君) 総務課長。
- ○参事兼総務課長(林 紀夫君) 大変重要な点だと思っております。最近ご指摘がないと言ったらおしかりを受けますが、業務委託をする事業者任せで何かやっているのではないかというご指摘をいただいていたこともありますので、当然そのように、今おっしゃられたようなことの裏返しの見方をされていたのだろうと思います。例えば何か政策であるとか、事業の仕組みを組み立てるとかというものの前段で情報を収集するであったり、事例を収集するというような業務があるとすれば、これはもしかすると外部に出したほうが非常に効果的に情報を集めてくださるとも思います。その情報を使ってどういう事業を組み立てていくべきか、この方向に行くべきかというところは、やはり我々職員、

地元のことがよく分かっているはずの職員が積極的に関わる、主体的にやるといったところが必要だと思いますので、業務委託については様々色分けをしながら、それから職員の業務の状況等々も見ながら、順次ご指摘いただいたところにかなうような流れにしていきたいと思っております。

以上です。

○議長(高橋 実君) ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 討論なしと認めます。

それでは、認定第1号 令和3年度富岡町一般会計歳入歳出決算の認定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長(高橋 実君) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、認定第2号 令和3年度富岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件 を議題といたします。

審議の方法については、一般会計に準じて進めることにいたします。

それでは、歳入の部から入ります。174ページをお開きいただきたいと思います。174、175ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 176、177ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 178、179ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 歳出に入ります。180、181ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 182、183ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 184、185ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 186、187ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 188、189ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 190、191ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 192、193ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 194、195ページ、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) なければ、項別審査を終わります。 総括で質疑を承ります。ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(高橋 実君) なければ、質疑を終了いたします。 討論。

[「なし」と言う人あり]

○議長(高橋 実君) 討論なしと認めます。

それでは、認定第2号 令和3年度富岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長(高橋 実君) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、認定第3号 令和3年度富岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を 議題といたします。

この件については、項目が少ないことから、一括して質疑を承ります。202ページから213ページまで、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) なければ、質疑を終了いたします。 討論。

[「なし」と言う人あり]

○議長(高橋 実君) 討論なしと認めます。

それでは、認定第3号 令和3年度富岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長(高橋 実君) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、認定第4号 令和3年度富岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件 を議題といたします。

この件についても項目が少ないことから、一括して質疑を承ります。220ページから231ページまで、 ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(高橋 実君) なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) なければ、質疑を終了いたします。 討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 討論なしと認めます。

それでは、認定第4号 令和3年度富岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長(高橋 実君) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、認定第5号 令和3年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について の件を議題といたします。

この件についても項目が少ないことから、一括して質疑を承ります。238ページから243ページまで、 ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) なければ、質疑を終了いたします。

討論。

[「なし」と言う人あり]

○議長(高橋 実君) 討論なしと認めます。

それでは、認定第5号 令和3年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長(高橋 実君) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、認定第6号 令和3年度富岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

それでは、歳入の部から入ります。250ページをお開きください。250、251ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 252、253ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 254、255ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 256、257ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 歳出に入ります。258、259ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 260、261ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 262、263ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 264、265ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 266、267ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 268、269ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 270、271ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 272、273ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 274、275ページ、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) なければ、項別審査を終わります。 総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) なければ、質疑を終了いたします。 討論。

[「なし」と言う人あり]

○議長(高橋 実君) 討論なしと認めます。

それでは、認定第6号 令和3年度富岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件 を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長(高橋 実君) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、認定第7号 令和3年度富岡町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての件を 議題といたします。

この件についても項目が少ないことから、一括して質疑を承ります。282ページから291ページまで、 ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) なければ、質疑を終了いたします。 討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 討論なしと認めます。

それでは、認定第7号 令和3年度富岡町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長(高橋 実君) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、認定第8号 令和3年度富岡町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件 を議題といたします。

この件についても項目が少ないことから、一括して質疑を承ります。298ページから303ページまで、 ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) なければ、項別審査を終わります。 総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) なければ、質疑を終了いたします。 討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 討論なしと認めます。

それでは、認定第8号 令和3年度富岡町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長(高橋 実君) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○散会の宣告

○議長(高橋 実君) 本日はこの程度にとどめ、明日15日午前9時より会議を開きます。 これにて散会いたします。

散 会 (午後 1時16分)

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和4年 月 日

議 長 高 橋 実 典 議 員 堀 本 明 員 教 議 佐 藤 宏

第7回定例町議会

(第 3 号)

令和4年第7回富岡町議会定例会

議事日程 第3号

令和4年9月15日(木)午前9時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

議案第58号 令和4年度富岡町一般会計補正予算(第3号)

議案第59号 令和4年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

議案第60号 令和4年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

議案第61号 令和4年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)

議案第62号 令和4年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

議案第63号 令和4年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

議案第64号 令和4年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

議案第65号 令和4年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)

日程第3 委員会報告

- 1、総務文教常任委員会報告
- 2、産業厚生常任委員会報告
- 3、議会運営委員会報告
- 4、議会広報特別委員会報告
- 5、原子力発電所等に関する特別委員会報告

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員(10名)

1番	堀	本	典	明	君	2番	佐	藤	教	宏	君
3番	佐	藤	啓	憲	君	4番	渡	辺	正	道	君
5番	高	野	匠	美	君	6番	遠	藤	_	善	君
7番	安	藤	正	純	君	8番	宇包	左神	幸	_	君
9番	渡	辺	三	男	君	10番	高	橋		実	君

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者

町		長	山	本	育	男	君
副町	Г	長	髙	野		剛	君
副町	Г	長	竹	原	信	也	君
教 育	Î	長	岩	崎	秀	_	君
会計管] 理	者	植	杉	昭	弘	君
参 総 務	課	兼長	林		紀	夫	君
企 画	課	長	原	田	徳	仁	君
税 務	課	長	斉	藤	_	宏	君
住 民	課	長	猪	狩		力	君
福 祉	課	長	飯	塚	裕	之	君
健康づく	り課	!長	遠	藤	博	生	君
生活環	境課	長	杉	本		良	君
産業振	興 課	長	坂	本	隆	広	君
都市整	備 課	長	志	賀	智	秀	君
教育総	務課	長	猪	狩	直	恵	君
生涯学	習課	長	佐	藤	邦	春	君
郡山支	え 所	長	黒	澤	真	也	君
いわき	支所	長	安	倍	敬	子	君
総務課課兼 秘書	果長補 書 係	i佐 長	大 和	田	豊	<u></u>	君
産業振課 長	長 興 補	課 佐	大	森	研	<u></u>	君
都 市 整課 長 理	隆 備 佐 係	課 兼 長	佐	藤	美 津	浩	君
代表監	查委	員	坂	本	和	久	君

○事務局職員出席者

 参 事 兼

 議会事務局

 小 林 元 一

 議会事務局主任

 兼 庶 務 係 長

 杉 本 亜 季

議会事務局 黒木 裕 希

開議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長(高橋 実君) 改めまして、皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより令和4年第7回富岡町議会定例会3日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長(高橋 実君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○会議録署名議員の指名

○議長(高橋 実君) 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

3番 佐藤啓憲君

4番 渡辺正道君

の両名を指名いたします。

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長(高橋 実君) 次に、日程第2、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決に入ります。 初めに、議案第58号 令和4年度富岡町一般会計補正予算(第3号)の件を議題といたします。 総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

- ○議長(高橋 実君) 内容の説明を総務課長より求めます。 総務課長。
- ○参事兼総務課長(林 紀夫君) おはようございます。議案第58号 令和4年度富岡町一般会計補 正予算(第3号)の内容をご説明申し上げます。

大変申し訳ないことでございますが、予算書8ページ、第3表、繰越明許費補正をおめくりください。表の中の事業名、富岡北系配水管整備事業に誤植がございます。富岡北系配水管整備事業の「排水」につきましては、排出する水の「排水」となってございますけれども、正しくは配る水の「配水」、とりへんに己の「配」でありますので、ご訂正方をお願いしたいと思います。確認が不足しておりましたことを大変申し訳なく思っております。おわび申し上げます。

それでは、予算補正の内容についてご説明を申し上げます。今回の予算補正は、これまでの各種事務事業の進捗状況を踏まえ、また今後の事業展開などを精査、調整して、必要な経費の予算補正を行うものであり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10億2,366万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ148億9,856万6,000円とするものでございます。

第1表、歳入歳出予算の補正について説明いたします。3ページをお開きください。初めに、歳入について申し上げます。第1款町税94万6,000円の増額は、第2項固定資産税費において1,000円の増、第3項軽自動車税において94万5,000円の増によるものでございます。

第12款分担金及び負担金、第2項負担金2,000万円の減額は、県道整備に伴う防火水槽移転補償負担金を本年度当初予算編成後の福島県との調整により、当該負担金を令和3年度で収入したことによるものでございます。

第13款使用料及び手数料、第1項使用料23万1,000円の増額は、行政財産の臨時貸付けを行うことによるものでございます。

第14款国庫支出金6,533万7,000円の増額は、第2項国庫補助金において事業計画の精査などにより 福島再生加速化交付金や被災者支援総合交付金などが減となる一方で、新型コロナウイルス接種体制 確保事業国庫補助金や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が増となり1,820万円の増、 第3項国庫委託金において福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業委託金が減となる一方で、 福島避難解除等区域生活環境整備事業委託金が増となり、4,713万7,000円の増となったことによるも のでございます。

第15款県支出金2,346万4,000円の増額は、第2項県補助金において原油価格高騰等対応生活困窮世帯緊急補助事業補助金などの増により317万9,000円の増、第3項県委託金において福島県議会議員補欠選挙委託金などの増により2,028万5,000円の増によるものでございます。

第16款財産収入5万3,000円の増額は、第1項財産運用収入において2,000円の増、第2項財産売払収入において5万1,000円の増によるものでございます。

第18款繰入金3億7,997万7,000円の増額は、第1項特別会計繰入金において国民健康保険事業特別会計など4特別会計の歳入歳出調整の結果により1,836万7,000円の増、第2項基金繰入金において特定廃棄物埋立処分事業地域振興交付金基金と公共用施設維持基金を上水道富岡北系配水管整備や総合体育館改修設計の財源とすべく、3億6,161万円の増とすることによるものでございます。

第19款繰越金、第1項繰越金5億7,312万9,000円の増額は、令和3年度決算による実質収支額13億2,312万9,594円のうち、財政調整基金に積み立てる7億円を除くものを令和4年度予算において活用することとしたことによるものでございます。

第20款諸収入、第4項雑入52万4,000円の増額は、本年3月の地震による公共建築物被害に対する 建物災害共済からの見舞金の収入などによるものでございます。

これらにより歳入において10億2,366万1,000円の増加補正とするものであります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。4ページ、5ページを御覧ください。第1款議会費、第 1項議会費82万6,000円の増額は、議会活動費や事務局職員給与費の増によるものでございます。

第2款総務費6億4,474万5,000円の増額は、第1項総務管理費において職員給与費の整理、調整により給与費を減とするなどの一方で、庁舎施設管理費や財政調整基金積立金を増とすることなどにより6億1,273万7,000円の増、第2項徴税費において職員給与費の整理、調整により給与費など263万4,000円の増、第3項戸籍住民基本台帳費において職員給与費の整理、調整による給与費の増などにより963万9,000円の増、第4項選挙費において福島県知事選挙並びに福島県議会議員補欠選挙に要する費用の計上により2,026万3,000円の増、第5項統計調査費において52万8,000円の減によるものでございます。

第3款民生費1,982万4,000円の増額は、第1項社会福祉費において国民健康保険事業特別会計繰出金や介護保険及びサービス事業特別会計繰出金が減となる一方で、住民税非課税世帯原油・物価高騰等対策助成事業費が増となるなどして652万円の増、第2項児童福祉費において3万円の減、第3項災害救助費において職員給与費の整理、調整により減となる一方で、震災により犠牲になられた方々を悼み、自然災害から命を守る教訓を後世に語り継ぐための慰霊碑建立工事費を計上することにより1,333万4,000円の増とすることによるものでございます。

なお、政府は、先週9日の物価・賃金・生活総合対策本部で、住民税非課税世帯に対して1世帯当たり5万円を新たに給付すると決定をいたしました。町といたしましては、給付の詳細が示された後に予算の補正をし、対応をしようとする考えでございますので、併せて住民税非課税世帯原油・物価高騰等対策助成事業も、なるべく同時期にということで予算補正をしたいと思っておりますので、これについてはご理解をいただきたいと思います。

戻します。第4款衛生費3億5,132万3,000円の増額は、第1項保健衛生費において職員給与費の整理、調整による給与費や新型インフルエンザ等感染症対策事業費の増などにより1,693万5,000円の増、第3項上水道費において富岡北系配水管整備に要する費用を計上することによる上水道事業費3億3,438万8,000円の増によるものでございます。

第6款農林水産業費、第1項農業費3,309万8,000円の増額は、職員給与費の整理、調整による給与費や、それから農業集落排水事業特別会計繰出金の増によるものでございます。

第7款商工費、第1項商工費272万円の増額は、電気料金の構成費目である燃料調整額の大幅な上昇により、さくらモールとみおかにおける光熱水費が不足するなどによって増とするものでございます。

第8款土木費126万2,000円の増額は、第1項道路橋梁費において100万円の減、第4項都市計画費において曲田土地区画整理事業特別会計繰出金や公共下水道事業特別会計繰出金が減となる一方で、公園整備費が増となるなどして226万2,000円の増となったことによるものです。

なお、第5項住宅費は、財源の更正によるものでございます。

第9款消防費、第1項消防費140万4,000円の増額は、消防施設維持補修費や防災備品購入費の増に よるものでございます。

第10款教育費1,524万2,000円の減額は、第1項教育総務費において職員給与費の整理、調整により給与費597万9,000円の減、第3項中学校費において17万6,000円の増、第4項幼稚園費において職員給与費の整理、調整により給与費2,435万3,000円の減、第5項社会教育費において図書購入費を増とすることなどにより391万4,000円の増、第6項保健体育費において本年3月の地震により被害を受けた総合体育館の改修設計費を計上することにより1,100万円を増とすることによるものでございます。

第11款災害復旧費、第2項公共土木施設災害復旧費1,629万9,000円の減額は、東日本大震災により被災した町道の復旧に係る測量設計作業の一部を県事業において行うこととなったことなどにより減となるものでございます。

これらにより歳出において10億2,366万1,000円の増額補正となったものでございます。

次に、第2表、継続費補正について説明をいたします。6ページ、7ページを御覧ください。第6款農林水産業費、第1項農業費、事業名、被災地域農業復興総合支援事業、野菜集出荷施設の整備事業ということでございますが、これを年割額22億円を22億1,650万円といたしまして、令和5年度の年割額を11億1,650万円と変更するものでございます。

次に、第3表、繰越明許費補正についてご説明をいたします。8ページを御覧ください。第4款衛生費、第3項上水道費、事業名、富岡北系配水管整備事業3億3,851万円について、繰越明許費を追加して設定するものでございます。

次に、第4表、債務負担行為補正についてご説明をいたします。9ページを御覧ください。富岡町 図書館セルフコピーシステムリースについて、期間を令和5年度、限度額を5万円として債務負担行 為の設定をするものでございます。

以上が令和4年度富岡町一般会計補正予算(第3号)の概要でございます。ご審議方をよろしくお願いいたします。

○議長(高橋 実君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑の方法については、慣例によりまして歳入歳出とも項別審査を行い、その後に総括審査を行い たいと存じますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(高橋 実君) 異議なしと認めます。

よって、そのような順序で審議を進めることにいたします。

それでは、歳入の部から入ります。14ページをお開きいただきたいと思います。14、15ページ。

[「なし」と言う人あり]

○議長(高橋 実君) 16、17ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 18、19ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 20、21ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 歳出に入ります。22、23ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 24、25ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 26、27ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 28、29ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 30、31ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 32、33ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 34、35ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 36、37ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 38、39ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 40、41ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 42、43ページ。

2番、佐藤教宏君。

○2番(佐藤教宏君) 8款土木費の公園整備費の工事請負費につきまして、内容を具体的に教えていただければと思います。

○議長(高橋 実君) 都市整備課長。

○都市整備課長(志賀智秀君) お答えいたします。

公園整備費、今回の増額補正でございますが、今般の社会情勢の変化等に伴いまして、資材単価の 高騰、あと諸経費率改正等による不足額が生じる見込みになったものですから、今回その分を増額補 正させていただくものでございます。 以上です。

○議長(高橋 実君) ほかにありますか。〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 44、45ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 46、47ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 48、49ページ。2番、佐藤教宏君。

○2番(佐藤教宏君) ありがとうございます。すみません、所管で大変申し訳ないのですけれども、 生涯学習、一般事務諸経費の謝礼につきまして、ちょっと委員会で聞き逃してしまいましたので、ど ういった事業においての謝礼なのか教えてください。

- ○議長(高橋 実君) 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(佐藤邦春君) それでは、お答えいたします。

こちらの謝礼につきましては、生涯学習事業で講師謝礼という形で、そば打ちとか、あるいは体験 ツアーというところの講師謝礼という形で今回増額補正をさせていただきました。

以上です。

- ○議長(高橋 実君) 2番、佐藤教宏君。
- ○2番(佐藤教宏君) ありがとうございます。これから様々そういった事業を増やしていくということで、こういった謝礼増額していただくのはすごくありがたいかと思うのですけれども、今後もこういった生涯学習事業、特に家庭教育、昔であればフレッシュママクラブなんていうものもありましたけれども、そば打ちであったり、そういったものもいいのですが、そういった家庭教育支援、そういったものも今後どのように考えているのか教えてください。
- ○議長(高橋 実君) 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(佐藤邦春君) 今回は、こういった形で講師謝礼を上げさせていただきましたが、 今議員がおっしゃったとおり、家庭教育支援も大切なことだと思いますので、そういったことにつき ましても、今後いろいろ実施してまいりたいと考えておりますので、そういったところをちょっとい ろいろどういうことができるかというところを精査しながら実施に向けてやっていきたいと思いま す。

以上です。

○議長(高橋 実君) ほかにございますか。〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 50、51ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 52、53ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 55ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 56、57ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 58、59ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 60、61ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 62、63ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

8番、宇佐神幸一君。

○8番(宇佐神幸一君) 総括で3点ほどお聞きします。

まず、この中にも道路整備という項目もあるのですが、今回お聞きするのは、今年について道路の脇の除草が遅いというか、場所的にまちまちに刈られたり、処理されているところがあったということに対して、町民の方のご意見を聞くと、何でそういう形になったのかということのご意見も出るのですが、基本的に今回の発注の仕方、どういう形で発注されたのか。それとともに道路の脇の防犯灯がこの前ちょっと1か所整備していただきましたが、枝等でなかなか防犯灯の役目をされていないところが結構見受けられます。そういう状態に対してどういう処置をしていくのか、その2点と、あともう一つは、今これから来年に向けて福島復興再生拠点区域が解除される見込みの中において、空き地というもの、今解除された地域の空き地の管理というものが、町では強制できませんが、やっぱり町民にもう一度強く、環境整備の中においての、きれいに整えていただくよう、町からの広報等を利用して促す必要があるのではないかと思うのですが、どういう考えをお持ちでしょうか。その3点教えてください。

- ○議長(高橋 実君) 都市整備課長。
- ○都市整備課長(志賀智秀君) 町道の除草についてお答え申し上げます。町道の除草と、あと防犯 灯についてお答え申し上げます。

まず、町道の除草につきましては、町内を帰還困難区域2工区、富岡川北部区域を3工区、富岡川 南部区域を2工区として合計7工区で業務を発注してございます。それで、機械除草と除草剤散布の 作業を実施しておりますが、議員からご指摘ありましたように、今年度につきましては一部の区域でちょっと除草作業が遅れているという事例がございまして、ご迷惑をおかけする結果となってしまっております。今回の担当業者につきましては、口頭で指導はいたしましたが、今後はこのようなことがないように、区域の見直し等を含めて確実に履行が担保されるよう検討してまいりたいと考えます。また、次年度においてもそのようにして実施してまいりたいと考えております。

あと防犯灯につきましては、随時確認をして、不点灯箇所については、LED化ということで更新 してまいりますので、ご理解よろしくお願いいたします。

以上です。

- ○議長(高橋 実君) 生活環境課長。
- ○生活環境課長(杉本 良君) 空き地の適正管理につきましてですが、こちら町内にお住まいでない方、町外にお住まいの方、どうしてもご自宅を解体された方は宅地の除草等々負担になっているかと思いますが、町といたしましては、隣の草が伸びていて困っているという苦情等を受けた際には、速やかに地権者に連絡を取ってございます。件数ですが、8月末ですが、約30件のお問合せをいただいておりまして、そのうち21件の方については、町から直接電話、あるいは郵便等で除草のお願いをしているところでございます。なお、少しでも手助けになりますように除草剤の配布もしております。今年度非常に希望される方が多くて、昨年度1年間で約5,000個の配布をしているところですが、先月末8月31日時点で約4,000個の配布実績となってございます。町といたしましては、管理される方の負担が少しでも少なくなるように、こういった除草剤の配布等々を通じまして、適正管理をお願いしていきたいと思っておりますが、議員おっしゃりますように、あらゆる方法、ツールを通じまして、周知、あるいは協力を推し進めてまいりたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。
- ○議長(高橋 実君) 都市整備課長。
- ○都市整備課長(志賀智秀君) すみません、ちょっと説明漏れがございましたので。

照明灯につきまして、一部枝とかが伸びてしまって照明灯が隠れてしまって暗くなっている場所があるというようなケースがございますので、これらにつきましては、枝を伐採して、照明灯の効果を発揮できるよう実施してまいりますので、よろしくお願いいたします。

- ○議長(高橋 実君) ただいまの質問に対して関係する課はほかにはないの。 企画課長。
- ○企画課長(原田徳仁君) 今ほどの議員からのご質問いただいた中で、きれいに整えていくという、 促していく広報が必要ではないかということでご指導いただきました。現に生活環境課長の答弁のと おりでございますが、年に数回ほど町広報紙掲載させていただき、そこを促していくということは実 施しております。なかなか難しい部分がありますが、こちらを徹底してまいるという部分があります ので、しっかりと町民の方々のご協力をいただくという形で促してまいりたいと考えております。

○議長(高橋 実君) 暫時休議します。

休 議 (午前 9時27分)

再 開 (午前 9時28分)

○議長(高橋 実君) 再開いたします。

生活環境課長。

○生活環境課長(杉本 良君) この場でご報告なのですが、以前所管の委員会で除草剤の効果についてというお話をいただいております。町といたしましては、発生を抑制させるための粒剤を今配布いたしてございます。なので、1度草刈り、あるいは草が生えないうちに散布していただくと効果的ということで、そちらの使用時期については、配布の際に文書と口頭をもってお知らせをしているところでございます。なお、来年度につきましては、液剤、粒剤、両方の使用頻度、あるいは使用勝手を考えて検討してまいりたいと思っております。

以上です。

- ○議長(高橋 実君) 8番、宇佐神幸一君。
- ○8番(宇佐神幸一君) ありがとうございます。また、来年については、新たな薬も用意するということはすごくうれしいことだと思っております。まず最初に、道路につきましては分かりました。ただ一応1つだけお聞きしたいのですが、町の発注する場合は工期期間があるはずですが、ただ実際に業者によっては、ちょっとお話の中では1月末までの工期だからという業者もいらっしゃったみたいですが、そういう工期の幅というのはどのくらいで考えていらっしゃるのかちょっとお聞きしたいというのと、あと枝については分かりました。

それとあと、空き地については、これは実際的に個人の問題でありますので、極端に町は突っ込むことはできないのは分かります。ただ、今住んでいる方が隣接の土地の草刈って、どうしても所有は違っても、住んでいる方が、環境よくしたりしているのも結構見られるのも多くなってきました。そうなってくると、余計な仕事もしなければいけない。これは、自分の感覚的な問題かもしれない。そういう面の形に対しては、やっぱりいる方といない方の不公平感も生み出すのではないかと思うので、その点どういうこともできないのですが、そういう認識は町としてはされていますか、そういう周りの状況を、住んでいる方が刈っているとか、そういう状況を認識されているかどうか、ちょっと。

- ○議長(高橋 実君) 都市整備課長補佐。
- ○都市整備課課長補佐兼管理係長(佐藤美津浩君) まず、町道除草の工期の設定についてでございますが、7工区に今年度工区分けして発注しているところでございます。全社ではございませんで、工期1月というところは、除草物、こちらを浪江町にあります環境省の焼却処分場、こちらで最終的に処分するというところで、処分が工事の内容として入っている会社につきましては1月末ということで設定をさせていただいております。その他の会社につきましては、10月ということで工期を設定

させていただいております。除草物の処分につきましては、受入れ側の調整等もございますので、富岡町の除草物だけを処分しているわけではないというところがありますので、それでちょっと長めの処分の期間ということで設定させていただいております。

以上です。

- ○議長(高橋 実君) 生活環境課長。
- ○生活環境課長(杉本 良君) ご質問のお住まいの周りの草を刈られている方、ご相談を受けた事実もございます。町といたしましては、そういった方に少しでも負担の軽減できるよう、周りの所有者の方に、先ほど申しましたように直接連絡を試みる、あるいは郵便物で適正管理をお願いするということで協力はさせていただいておりますが、今後刈っていただいている方の負担もさらに減らせるように、相談を受けた際には、お互い協力できることがないか探りながら進めてまいりたいと思いますが、先ほど企画課長もお話ししましたが、個人のものですので、なるべく個人の方に適正管理をお願いするということで周知徹底を図ってまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。
- ○議長(高橋 実君) いいですか。
- ○8番(宇佐神幸一君) はい。
- ○議長(高橋 実君) ほかにございますか。

1番、堀本典明君。

- ○1番(堀本典明君) ありがとうございます。福島県が国際教育研究機構の立地候補地に浪江町を政府に提案することを決定しましたが、当町も立候補しておりましたので、その審査の内容についてしっかり確認していただく必要があると考えます。実際に審査の経緯、結果の詳細の公表がされるのかどうか、県に確認できているかどうかというところ。それから、浪江町の選定理由として、福島水素エネルギー研究フィールドが町内にあり、福島ロボットテストフィールドが立地する南相馬市に隣接することなど、研究開発分野での連携が見込めることも重視したというような報道がありました。このような報道の内容が事実であれば、初めから候補地は絞られておりますので、福島イノベーション・コースト構想は、浜通り北部を重視した事業展開になっているのではないかと思えると思うのですが、その辺り町はどのように捉えているか。そして、イノベーション・コースト構想の事業費ベースで見ますと、国際教育研究拠点が浪江町に整備されれば、浜通り北部と南部では事業規模にさらに大きな開きが出ます。これ町ではどのように捉え、今後どういった対応をしていくのかを聞きたい。そして、イノベーション・コースト構想の格差を見ると、双葉郡の南部地域に例えば大企業の誘致などの優先度を高めてもらうなど、そういった対応をしていただく必要があるのではないかと思うのですが、その辺りも含めてご答弁いただきたいと思います。
- ○議長(高橋 実君) 髙野副町長。
- ○副町長(髙野 剛君) すみません、多岐にわたりますので、私からまず答弁をさせていただいて、 足りないところについては補足という形でお願いできればと思います。

まず、県の国際研究教育機構の審査についてでございます。審査の経過につきましては、県から本部会議の資料ということで公表されております上、あと私からも担当に少し詳しくお話を聞き取ったという経緯がございます。評価についてでございますけれども、二重丸、丸、三角、バツという4段階でそれぞれの項目が評価されているというところでありまして、この評価につきましては、法令による制約ですとか、自然災害のリスクですとか、11項目について評価がされているというところでございます。今回最終的な立地候補地となりました浪江町につきましては、11項目中6項目で二重丸を取っておりまして、その二重丸の項目については、土地の形質、交通アクセス、研究開発分野における連携、あと福島イノベーション・コースト構想の推進、あと地元の受入れ態勢、広域的な地域デザインの6項目でございます。一方の富岡町で提案いたしました評価についてですけれども、二重丸を獲得いたしました項目は、自然災害リスク、あと土地の形質、あとは地元の受入れ態勢の3つというところでございました。

副議長ご指摘の福島イノベーション・コースト構想の推進という点、あと福島ロボットテストフィ ールドとの関係性というところで、初めから候補地が絞られていたのではないかというご指摘に対し ましてですけれども、私どもこの提案の際には福島ロボットテストフィールドとの関係性という点に おいては、総体的な面において、こちらは所与の条件として、このマイナス1点については仕方のな いものと考えておりました。それ以外の項目で全て上回るという目標の下にベストな提案をいたしま したということを自信を持っております。北部に偏っているのではないかという点でありますけれど も、まずロボットテストフィールドの立地が28年の4月に決定し、その時点から始まっているところ でありますので、今後福島県におけるこうした研究開発の均衡的な展開ですとか、またこの効果を全 県、あと全国に裨益させるということを国、県で今後の目標ということに掲げておりますので、こう したところで大規模な整備について今後あるのかという点については、現在のところ情報を持ち合わ せていないというところでありますけれども、一方で今回決定いたしましたのは、機構の本部施設と いうところでありますので、大学と研究機関がどのような動きをするのか、あとはこれに関連する民 間企業の動きがどのようになっていくのかというところにつきましては、まだまだこれからというと ころと考えておりますので、こうしたところを富岡町に積極的に誘致していくということが今後必要 になってくると思ってございます。浜通りの北部と南部で開きがあるのではないかというご指摘につ きましても、我々地理的な位置としまして、ちょうど真ん中に位置しているという、これは非常に大 きなポテンシャルだと考えております。また、郡山にも連携軸があるというところで、特にいわき市 方面との企業や研究機関、あと首都圏方面との連携ということは今後非常に大切になってくると思っ てございます。

また、もう一つなのですけれども、今回国際研究教育機構の研究項目でありますけれども、5つ挙 げられておりまして、ロボット、農林水産業、エネルギー、放射線化学、創薬、医療と、あと原子力 災害に関するデータや知見の情報発信という5項目挙げられておりますけれども、イノベーション・ コースト構想に掲げる分野の中で、廃炉分野については、この国際研究教育機構の中では廃炉そのものということは含まれておりませんので、こうした廃炉分野における1Fの廃炉作業を支えるですとか、2Fにおける廃止措置について知見を積み重ねていくという点においては、今回国際教育研究機構の当面の取組には入っていないというところでありますので、こういったところにおいても、今後福島イノベーション・コースト構想の進展には富岡町もしっかり関わっていかなければならないと考えているところでございます。

以上でございます。

- ○議長(高橋 実君) 1番、堀本典明君。
- ○1番(堀本典明君) ありがとうございます。ある程度審査結果が公表されているということですので、それを後で見せていただきたいと思います。今ほど副町長からご答弁いただきましたが、本部施設が決まっただけだということではありますが、それ以外の部分は広がりを持ってというところですが、やはり本部に近いところに集まってくるだろうと予測できると思うのです。それをいかに誘致に向けて動いていくかというところでしょうけれども、なかなかちょっと見えてこない部分なので、そこに期待するというのは非常に心もとないなと感じます。それなので、それともう一点、審査途中に候補地が決まりそうだというような報道が出たと思うのです。それは、審査期間中だと思うのですが、浪江町がその報道のとおり候補地になっておりますので、それを見たときに非常に不信感、私は残っています。今後そういった場面あるかもしれませんが、そのようなことがないように、しっかり県にも申入れしていただきたいというところもお願いしておきたい。

本部施設以外の部分を誘致に向けて動き出すというところで、しっかり国、県に今後の予定もまだ立っていない状況なので、なかなか厳しいだろうというのも感じています。我々全町避難をしました、原子力発電所事故によって。そして、その中で町民から非常に反対や不安の多かった特定廃棄物の埋立処分事業なども受け入れています。国や県にしっかり協力しています。やはりそういった当町としては均衡あるイノベーション・コースト構想の事業展開を国に求めるべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

- ○議長(高橋 実君) 髙野副町長。
- ○副町長(髙野 剛君) ありがとうございます。まず、報道が先行したことにつきましてでありますけれども、この点につきましては、報道が出た直後に、その当日におきまして、県の担当部局に対しまして申入れ、こういったことは事実なのかという問合せをしたところ、現在審査の過程であり、そのような事実はないという回答をいただいております。また、こうした報道が先行してしまうということはいかがなものかというところで苦情の申入れをしたというところはご報告をいたします。

もう一つでございますが、本部に近いところに集まってくるのではないかというご指摘でありますけれども、すみません、少したらればの話になってしまうのですけれども、富岡町がこの本部施設を獲得した場合においてというシミュレーションも少ししていたところでありますけれども、そうした

場合、やはり富岡町1町だけでこの全ての機能の受皿となるということは難しいのではないかという 考えを持っておりました。双葉郡内の広域的な連携をどのようにつなげていくのかということを、そういったネットワークの構築については、まずは勝ち取った後、この立地が決まった後に各町村と話合いをしていかなければならないのではないかと。捕らぬタヌキというところで、決まる前から動くというところも少し控えていたところではありましたけれども、町単独でできるものではないのではないかということを私自身も思っていたところであります。ですので、今回立地が決まった際におきましても、福島県では、立地に向けて提案いただいた各自治体は情熱を失わないでほしいということも発表しておりました。これについては、今後何かしらの連携方策ということが広域的な連携に向けてあるということなのではないかと、少し期待をしているところもございます。こうした期待が期待だけで終わらないように、今後国、県と情報交換、密にしていきたいと思ってございます。

また、リプルンの受入れですとか、復興に際しての富岡町が担ってきた役割ということについては、福島県の現地調査の際にも強く申し入れたところでございます。リプルンにおける特定廃棄物の受入れがなければ復興はここまで進んでいなかったはずであると。もう一つ、2Fの廃炉ということがあり、町の産業のこれから第二発電所以降の産業を今後どうしていくのかという点においても、こういった国際研究教育機構の取組は非常に大事であるということを申し上げてまいりました。このことについてご報告をさせていただければと思います。

以上でございます。

○議長(高橋 実君) 1番、堀本典明君。

○1番(堀本典明君) 県で情熱を失わないようにというようなお話があったということですが、かなり情熱は失われていると思います、間違いなく。本当にきれいごとでは済まない話であって、例えば我々が受け入れた特定廃棄物の埋立処分、これやらなかったら本当に福島県の復興は進んでいないはずなのです。そういったところも非常に重要に考えていただきたいし、もう忘れているのではないかとすら思ってしまいます。やはりこれは国とか、県に、例えば本部施設以外の部分を周辺の自治体で賄うというような話があれば、それはもう決定していただくとか、各町にしっかり割り振っていただくとか、そういった要望で終わってしまっては困ってしまうのですけれども、そういったものをしっかり約束していただきながら、我々も協力できるのか、できないのか見極めていかなければいけないだろうし、違う路線で考えていかないと富岡町の復興は途中で止まってしまいますよ。そのぐらい重要な話だと私は思っているので、もちろんいろんな項目があって、そこで負けてしまったというのは事実だと思うし、受入れはしますが、雲をつかむような話を追っかけてばかりもいられないと思うのです。しっかり復興を前に進めるために次何を目指すのか、早急に決めて、きちんと県や国とそういったものを取れるような約束までしていただきたい。そうでないと未来が見えないと思います。その辺どうお考えでしょうか。

○議長(高橋 実君) 町長。

○町長(山本育男君) 非常に議会、それから商工会はじめ各種団体の応援をいただいてエントリーして、結果は公平、公正な判定だとは思っておりませんが、これ以上は言いませんけれども、いずれにしても大分不愉快な思いをしたということであります。でありますが、今後については今議員おっしゃるとおり、国、県と本当に連携、連絡を密にしながら、あらゆる情報を早めに勝ち取っていきたいと思っています。ただ、今のところ内容的なものが何も発表されていないという段階ですので、これが欲しい、あれが欲しいということもまだ言えない段階でありますから、今後国、県の情報の発信、それから状況を見ながら我々そういったものを獲得に向けてしっかりと取り組んでいきたいと思います。

それから、候補地として挙げた跡地の利用につきましても、やはりこの前全協でも話ししましたが、いろいろと産業団地、それから商業関係、いろんな形で前を向いて進んでいきたいと思いますので、議会議員の皆様のご協力も今後ともよろしくお願いしたいと思います。いずれにしてもこんなことで一喜一憂してはいられない、我々は復興、再生を進めていかなければいけないという強い決意で臨みたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(高橋 実君) 9番、渡辺三男君。

○ 9 番 (渡辺三男君) 関連もいろいろ含みますけれども、まず解除区域の草の問題、先ほど宇佐神 議員が質問しましたが、住んでいる人とかから苦情が来て、その苦情を地権者に電話なりなんなりで 言ってやるだけでは事済まないと思うのです。これからずっと続く問題なのです。今までの考えは、 民有地に関しては行政は立ち入れないということで済ましてきましたが、手段として除草剤を配布す るなりなんなりして町は努力してきました。その努力は十分認めます。ただ、除草剤というのは、手 まめに草刈りをした後での除草剤は効きますけれども、1メートル、2メートルに伸びた草は除草剤 では効きませんので、というとどうするのだというと、宅地に草ぼうぼうになっているという状況は 全く持ち主には責任ないのですよ、原発事故でなったことなのです。そうかといって東京電力がみん なやれと言うわけにはいかないです。今までは、一時帰宅したときに玄関先まで入れるようにという ことで、東京電力の草刈り隊が協力して、草もフレコンに詰めて、やってくれていましたが、だんだ んそれが手薄になってきている。やっぱり当然だと思うのです、それは。ではどうするのだというと、 1 社だけではできないから、電力に協力いただき、環境省に協力いただき、町行政も協力して、いろ んな部分で少しずつ手助けすれば私はできるのかなと思うのです。例えば東京電力が草刈ってやりま すと、あとはでは町がフレコンを出しますとか、環境省がフレコンを出しますとか、町では南部とか、 北部に運んでいけば焼却費は負担しますとか、その運搬はどこが一番運搬得意なのだといえば建設業 協会あたりみんな運搬できますので、協会に協力してもらって運ぶとか、いろいろ仕組みづくりしな いと、いつまでもこの問題は大きくなっていくし、それで一番私感じるのは、例えば役場に苦情が来 たと。役場は、行政は苦情が来たうちに連絡して、こういう苦情が来ていますから、草刈ってくださ いと言ってやったとしても、正直な方はすぐに誰かに頼んで刈るとかなんとかします。あとは、そん なの俺は別に関係ないから刈らないという人が私は大半だと思うのです。だから、今後何かのマニュアルは作らないと、幾ら帰ってこいと言ったって草ぼうぼうのところには帰ってこないです。自分のところはきれいになったって周りみんな草だらけですから、町ではないですよ、あれでは。リフレ見ていますか、どうなっていますか、解体した後。非常に寂しい限りです、草ぼうぼうで。行政ですらそれですよ。これ東京に住んでいる人、宅地に草生えたから刈ってくれと言ったって刈る人いないですよ。と思いますので、私が今言ったような方法で少し議論して何かの形をつくってください。ぜひお願いします。

あとおととい、一般質問の中で議論ありました体育館。かなり耐震工事もしなくてはならないということで、金額どのくらいかかるのか分からないのだけれども、今からでしょうけれども、5億円とか、7億円くらいかかるのでしょう、耐震工事までやるとなれば。今現在あの体育館を造ったら三十数億円かかるという話もちらっと聞きましたが、耐震工事はあくまでも耐震補助工事であって、建物本体はやっぱり弱いままなのかなと思うのです。それをつっかえ棒かって押さえるという形でしょうから。そういう費用対効果を考えれば新築というのもあり得るのかなと思うのです、私は。ただ、今のような体育館を造ったのでは30億円も40億円もかかるけれども、もう少し見直してやれば、人口も1万6,000人まで戻るのはかなりかかると思いますので、あれほど大規模な体育館は要らないと思うのです。そういうことを考えれば費用対効果で考えたら、私は新築したほうが将来的には安いのかなと感じ取っていますので、その辺も検討課題に入れていただきたいし、ぜひその辺も考えてください。

あと今の国際研究教育機構、富岡町は惜しくも皆さんの努力の結果も実らなかったわけですが、先 ほど副町長から採点基準を聞きましたが、採点基準の中で水素とか、ロボットテストフィールドが近 いとか、そんなの採点に入れたら最初からもう浪江町に行くということでしょう。先に新聞報道も、 浪江町に決定。あれはもう水面下で動いて決定していたことを新聞にすっぱ抜かれただけですよね、 結果としては、きれいごとを言っても。あそこは川添地区は水没地区なのですね、浪江のマップで。 水没地区はかさ上げすれば水はつかなくなります。それだったら最初の審査なんか何も要らないです。 水没地区に県が決定、決まっていたのでしょう、もう。流れからいったら皆さん言わなくてもみんな 分かっています。そういうことをまざまざとやって、先ほど副町長から話は聞かせてもらいました。 全く副町長言う答弁は理解できます。ただ、非常に残念な形ですね。相双地区全体がそんな感じだと 私は思います。まさに1番議員が言ったように、処分場を受けている地域にもかかわらず、最終的に は身ぐるみ剥がれて裸です。富高の一貫教育だってやむを得ず富岡は放しているわけでしょう。広野 に行ったのでしょう。戻ってこないでしょう、あれ。今大野病院と双葉厚生病院の合併で、病院だっ て当然大熊でしょう。大熊に行ったらここの病院はなくなるでしょう。幾らきれいごと言ったって、 県では大熊に総合病院つくって、ここも残してやりますよなんて言わないですよ、どんなことあった って。だから、皆さん真摯に協議している、非常にうれしいことなのですけれども、言葉と腹の中は 違うということをまざまざと今回見させてもらったというのが私の受け止め方です。

原発事故が起きて、どこの地域を見ても仮置場なんかは行政区、行政区でみんな点在して、浪江なんかは5か所も10か所もあります。町の中だって五、六か所あります。富岡は全て1か所にまとめて、行政の力、私はすごいと思います。一日も早く復興しようと言ってかかったわけですから、そういう今までの流れは全然県では見ていない。当然県で見ていなかったら国は見るはずないです。国際教育研究機構は、明日、16日ですか、国では初めて閣議決定するのでしょう。二、三日前の新聞にも載っていました。だから、そういうことを考えればやっぱり新夜ノ森、一部、小良ケ浜、深谷地区、あそこは非常に除染には協力した地区ですので、受け入れたのですから、エコテックの最終処分場と同じです。そういう膨大な土地がありますので、やっぱり甘いこと言っていないで、新夜ノ森、小良ケ浜、深谷、百何町歩ありますよね。それ全部埋め立てして国際教育拠点の大本になるものをそこに持ってきてくださいと、明日にでも県からそういう約束を取り付けないと最終的には何にも残らなくなります。全く今回の誘致決定に関しては、政治力が動いていますから、こんなことやられたら県民として非常に恥です。それをぜひお願いします。

○議長(高橋 実君) 先の除草関係は竹原副町長、答弁に回ってください。体育館というやつは教育総務課長かな。

[「生涯学習」と言う人あり]

- ○議長(高橋 実君) 生涯学習課長、最後に町長、お願いします。竹原副町長。
- ○副町長(竹原信也君) それでは、私から除草に関して今の町内の状況についていろいろご指導ありましたので、そちらについて回答させていただきたいと思います。

生活環境課からも話ありますが、やはり大前提が個人の土地であるというところが一番引っかかるところでございまして、町が何かを行うのには、皆さんの税金を使って事業をするということになります。ですから、道路やるのは当然そういう皆さんが使うところということになります。ただ、民地に関してどうなのだろうねというところがあります。ただし、議員おっしゃるように次、町を復興していく、町をきれいにしていく、きれいにしなければ人が来ない、そういうところを考えると、先ほどご提案ありました東京電力が草を刈り、町がその次のサポートとして焼却に対して手続をするとか、運んでいく手続をするとか、そういうところで何か協力できないか、そういうところを含めて今後検討していきたいと思います。まずは、議員おっしゃるように、こちら、町をきれいにしていかないと当然復興にはならないもので、あとは避難している方、好きこのんで避難したのでないというところもありまして、なかなか帰ってこれない、それも事実でございます。そういうところで管理できるかといったらなかなか難しいところもあると思いますので、そういうのも踏まえてもう少し勉強していきたいと思いますので、ご理解よろしくお願いいたします。

- ○議長(高橋 実君) 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(佐藤邦春君) 総合体育館につきましては、建築から40年経過しております。今回

こういった地震で大きな被害があったということで、それで方向性を決めるに当たって今回耐震化と 長寿命化を併せて実施して、20年から30年ぐらいこの施設を活用していこうというような考えになり ました。今後実施設計も実施しまして、どのぐらいの経費がかかるかというところも出てきますので、 そういったところも勘案しながら今後の対応について決めていきたいと思います。

[「町長の前によろしいですか」と言う人あり]

○議長(高橋 実君) 何の分、答弁します。

〔「機構の部分について」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 髙野副町長。

ありがとうございます。すみません、町長の前に、少し県に対するアプロ ○副町長(髙野 剛君) ーチといいますか、PRの点について少し補足でご説明をさせていただければと思います。浪江町と の比較というところになりますけれども、候補地といたしまして、我々富岡町で提案いたしました用 地については、15.2ヘクタールということになりますけれども、追加可能な面積としまして現在拠点 外となっている農地も、土地の状態としては、ほぼ同じような状態ということでありますので、69へ クタールほどは追加可能であるということで、非常に追加可能性、拡張可能性の高い土地である、大 きく使うことができる土地であるということをPRしておりました。また、議員ご指摘の災害のリス クにつきましても、災害のリスクについてはハザードマップ上、真っ白な状態であるというところを 強く申し上げてまいりました。そのほかについてでありますが、土地利活用の調査を実施させていた だいて、地元の土地所有者の方におおむねのご理解をいただいていると、意見交換などもさせていた だいているので、土地の取得に向けまして町も一緒になって働きますので、早いですよということを 申し上げてまいりました。4点目なのですけれども、費用対効果につきましてですけれども、現在仮 置場として使われていたというところで、ある程度造成工事については無駄を省くことができるので はないかというところも含めまして、もう一つは、かさ上げ等必要でない、あとは農地として戻した わけではないので、畦畔の構築というところは今後やらなくて済みますというところも併せて、費用 対効果も非常に高いということをPRをしてまいりました。もう一つなのですけれども、最後5点目 なのですが、夜の森地区との町づくりの一体性というところもPRしてまいったところであります。 夜の森の桜並木がつながってくるという点で、全国的に非常に訴求力が高い土地であるということと、 あとは良好な住宅地が近くにございますので、夜の森地区に住んでいただき、国際研究教育機構の働 く人たちが快適に過ごすことができる町であるという点で5点強くPRしてまいったところでありま す。この点につきましては、今でも私としては自信を持っているところでありますので、今後の活用 可能性についても、最もこのポテンシャルは高いと自負しておりますので、この点については様々な 場所で申し上げていきたいと思ってございます。

私からは以上でございます。

○議長(高橋 実君) 町長。

○町長(山本育男君) 今ほど9番、渡辺議員からのご質問、ご提案いただきました。除草に関しては、先ほど竹原副町長が申し上げたように、いろいろな角度から検討してみたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それから、体育館については、耐震診断を行った上で、それでどの程度金額的なものがかかるのか、 それと、できればあの規模でもう一度建て直すと35億円ほどかかると、もちろんもっとかかるかもし れませんが、そういう話が出ましたので、私としては取りあえず耐震診断をやって延ばせるだけ延ば して使っていこうという考えで、そういう方向にしたところであります。

それから、機構については、先ほど議員の思い聞きましたが、まるっきり私も同じ思いであります。 本当に、この場ですので、あまり言いませんが、本当憤りを感じるというようなところもありますの で。

それから、いろいろ提案ありました土地の利用につきましても、今後いろいろな角度から検討を重ねて皆さんが、町民の方々が納得できるような使い方にしていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(高橋 実君) 9番、渡辺三男君。

○9番(渡辺三男君) 宅地の除草の件に関しては、行政が入ってやるという仕組みづくりするとすれば、一長一短にできることではないと思いますので、環境省なり、東京電力なり、先ほど建設業協会なんて話も私出しましたが、一長一短に決まることではないと思いますが、ぜひ時間かかってもそういう仕組みづくりしない限り町の中の草は避けて通れないと思います。そういうことですので、ぜひ仕組みづくりを指導してつくっていただければありがたいと思います。私らも協力できるものは幾らでも協力しますので、よろしくお願いします。

あと体育館の件に関しては、耐震診断してどのくらいかかるか、最終的にはかかる費用出てくるでしょうから、それと延命措置を図って何年使えるのかという問題も出てくると思いますので、費用対効果を考えれば建て替えというのは私はあり得るのかなと思いますので、今町長が言ったように延命措置して10年、20年使うというのも一つの方法かもしれないですけれども、ぜひそっちの方向も厳しく検討していただきたいと。よろしくお願いします。

あと国際研究教育機構なのですが、町長の思い聞きました。副町長、よく説明いただいて、非常に理解できます。やっぱり1点、私は一番問題だなと思うのは、国をバックにして県がこれだけ大きな事業をやろうとしているときにマップで真っ赤っかな水没地区に下ろす、これ1点を考えたって大きな政治の力が動いているとしか私には見えないのです。非常に町長、副町長筆頭に職員の人が情けない思いしているかもしれないですけれども、頑張ってここまでやってきてくれたということは十分理解しておりますので、ぜひ今後とも努力方お願いしたいと思います。

○議長(高橋 実君) ほかにいますか。

〔「議長、7番」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 10時半まで休議させてください。

休 議 (午前10時15分)

再 開 (午前10時30分)

○議長(高橋 実君) 再開いたします。

7番、安藤正純君。

- ○7番(安藤正純君) 総括ということで移住、定住の推進、これについて質問させてください。旧 竹村写真館跡地でお試し住宅、これをやられていると思うのですけれども、何世帯、何人くらいの方 が宿泊されたか、その辺のことをちょっと教えてください。
- ○議長(高橋 実君) 企画課長。
- ○企画課長(原田徳仁君) 旧竹村写真館を活用いたしまして、お試し住宅を、加えてくらし情報館 という併設でやらせていただいております。今年の3月15日からオープンしたところでございますが、 約半年たった今現在宿泊されている方の世帯は6世帯でございます。

以上でございます。

- ○議長(高橋 実君) 7番、安藤正純君。
- ○7番(安藤正純君) 移住、定住は、この辺原発被災とか、そういった場所だけではなくて、全国的にやられていて、結構今コロナの関係でテレワークで山間地で移住、定住とか、結構そういったものもテレビで見ます。半年で6世帯の方がお試しをやられて、当然町としてもそのお試しをやられた方に、富岡町の印象とか、あとは問題点とか、そういったことを追跡調査というか、今後のお役に立てるために何らかの聞き取りはされていると思うのですが、その内容について分かる範囲で教えてください。
- ○議長(高橋 実君) 企画課長。
- ○企画課長(原田徳仁君) 実際宿泊されている方々の対象でございますが、正直申し上げれば富岡町にというよりも、広域的に見て浜通りにという考えを持って、この町はどういう状況なのだろう、この村はどういう状況なのだろうということを深く調べながら、様々これから進んでいこうという地域を選んでいると、傾向は見られます。その中で富岡町における印象、それから問題点などについては、やはり大きくこれまで町が取り組んできた中の3点が挙げられるかと思っています。住まいであり、教育であり、仕事という点でございます。これらの点も踏まえまして、とみおかプラスで様々取り組んでいただいている中で、学校にもご協力いただいて、宿泊されている方々を対象とする学校の施設の案内、それから教員から案内のご紹介という話もあって、非常に喜ばれたということもあります。その場ですぐに解決していく、アピールしていくということが非常にいい取組でありますので、これからも続けてまいりたいと思います。現にこういう取組によって、まだ1世帯ではございますが、非常に検討から計画という形の段階に動いたという部分の情報も得られております。大切に育てなが

ら、しっかりと移住、定住に結びつけていきたいと考えてございます。 以上でございます。

- ○議長(高橋 実君) 7番、安藤正純君。
- ○7番(安藤正純君) ありがとうございます。今の課長の説明で、住まい、教育、仕事、私の感覚では、住まいはある程度低額で総務課で提供する住宅がある、教育も子供が無料とか、手厚い教育の支援がある、問題は仕事なのかなと思うのです。やはり人間生きていく上で、日本全国どこに住んでも、テレワークで仕事が済む職業ばかりではないので、仕事が一番かなと思うので、その辺を先ほど町長、副町長からありましたように、6号線東側の産業団地とか、そういったところで仕事を創出させることができればこういった移住も進むのかなと思いますので、ぜひこれ計画倒れに終わらないように、半年で6世帯ではあるけれども、どんどんやはり町の問題点は何かと、それを研究しながら、一人でも多く住んでもらえるように努力してください。要望です。構いません。
- ○議長(高橋 実君) 6番、遠藤一善君。
- ○6番(遠藤一善君) 私からも総括で聞かせてください。

まず、今7番議員からも働く場所ということで、今7番議員からはある程度産業団地とか、そういう大きな働く場ということだったのですけれども、実際には富岡町これからいろんなことと、それと現状で起きているということで、事務所を造ろうとしたときに、昨年度から都市整備課で用途の見直しということでやっているのですけれども、なかなか苦労しているように感じています。富岡町には、現実的に住宅を主としたものでないと建てられない。それにも2種類はあるのですけれども、簡単に言ってしまえば、ちっちゃなお店とか、生活に密着したものは結構優遇されている法律なのですけれども、事務所単体というのは造れないところが結構あるのです。かつ富岡の町内には住宅地を目安として都市計画をしていたところが結構ありまして、現在実際に考えれば、えっ、ここに事務所建てられないのということで、それで、ここには建てられないから、ほかというか、町内のまた別なところに探したり、いろんなことをしている場所があります。そう考えていくと、町のこれからの人口、それから住宅地、当然住宅地は残していかなければいけないというのがありますけれども、その中で今の都市計画されているものを見ると、富岡の地区もそうですし、夜の森方部というか、川の北と南に大きく都市計画の区域があるわけですけれども、どちらにしてもはっきりとしなければいけないと思うのです。今進めるに当たって問題になっているところというのはどういうところなのかお聞かせください。

- ○議長(高橋 実君) 都市整備課長。
- ○都市整備課長(志賀智秀君) お答えいたします。

用途地域見直しについては、現在検討しているところでございますが、これまで、まず令和元年に 見直しに着手いたしまして、令和2年度に候補区域の抽出を行いました。そして、庁内の復興推進会 議や都市計画審議会などにお諮りいたしております。見直しのポイントとしては、各種計画に基づき、 計画的に土地利用の誘導を図るケース、あるいは従来想定されていた用途と異なる土地利用が相当程度かつ広範囲に進んでいるなど、新たな用途地域を設定する必要があるケース、基盤施設整備や面的整備事業、主要道路の整備とか、区画整理事業等に合わせた設定をするケース、大規模施設の整備、移転、廃止と都市構造が大きく変化する場合、これらを見直しのポイントといたしまして現在検討しております。今後は、やはり地元の行政区長、あるいは地元の住民の方のご意見を伺いまして、さらに都市計画審議会にお諮りして、よりよい土地利用が図られるよう検討を重ねてまいります。現在はそのような状況でございますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

以上です。

○6番(遠藤一善君)

○議長(高橋 実君) 竹原副町長。

○副町長(竹原信也君) 今ほど全般的な用途見直しについては、都市整備課長から答弁させていた だきましたが、今議員がおっしゃる、では何が今問題になっているのだ、この用途の中で問題になっ ているのだというところでございます。今私に上がってきているのは、やはり学校近辺で制限かかっ ていたところ、こちらについては学校の位置も今将来的にどうなるか分からない、そういうところで 人口をまず来てもらう、事務所を建てて人が来てもらう。これからの町づくりとして考え方2つだと 思うのです。良好な住宅地、あとは商業地、きちっと分けて進めていく町づくり、あとは一体となっ て事務所近辺に来られた方が住んでいくような町づくり、こちらあるかと思うのです。今までの町づ くりというのは、用途ごとにすみ分けした町づくりだったと思うのです。今震災から復興を進めよう という今の富岡町の状況を考えた場合、事務所を中心に人が住んでいくとか、そういうような町づく りも一つあるのではないかというところで、いろいろ県とは話ししているとは聞いております。こち ら、土地の活用、まずは活用して人に来てもらう、そのような町づくりを進めていかなくてはいけな いと思っております。そういうところで、都市計画審議会からもそのようなご意見をいただいている というのは私も承知しているところでございますので、私たちも町としても県にそのような形でもで きないか、今後とも話を進めていきたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。 6番、遠藤一善君。 ○議長(高橋 実君)

点があって、これも県の都市計画審議会が絡んでいるということだと思います。都市計画の中で仕事をしていることもありまして、用途変更が大変なのは十分承知しております。特にこれからの富岡町をどうしていくか、今副町長からありましたが、今までの町づくりの計画は、ある程度大枠で来ていたと思うのですけれども、11年たって、これから居住できるところも増えていきます。その中で、やはり働く場というのは必ずしも大きなところに働くだけではなくて、自分たちが働く、働く場所があって初めて、ではやっぱりここに住もうかというパターンもあると思います。いろんなパターンが考

今現状と何をしようとしているのか、それからなかなか進んでいかない問題

えられるのですけれども、一番今目的なのは富岡町の人口を増やしていくことが大切だと思うのです。 そのために必要なことというのは全員で取り組まなければいけないと思うのです。今竹原副町長の話 を聞いていると、都市計画審議会が要求しているものというのは、都市整備課の単体の課でできる話ではなくて、富岡町の大きな流れを、それも大ざっぱではなくて、結構きちっきちっと決めていく、決めていったところに初めてそれの用途変更がなる。それを都市整備課1課でやるのではなくて、やはりここはもう企画課も入り、ほかも入り、町全体として、この富岡町の建物というか、進め方を早急に決めないと、いつまでもずるずる、ずるずる決まらないままになってしまうと感じています。ぜひとも、確かに所管は所管なのですけれども、所管外も含めて、きちっと都市計画審議会通るような進め方を早急にして、年に何回もないわけですけれども、最短で通るような形を進めるべきだと思うのですけれども、気持ちはみんな一緒なようなので、そこは安心しているのですけれども、それをちょっとお願いしたいのですけれども、いかがなものでしょうか。

- ○議長(高橋 実君) 都市整備課長。
- ○都市整備課長(志賀智秀君) ご意見ありがとうございます。今後の進め方といたしまして、今議員からアドバイスありましたように、課内の方針をまずは取りまとめまして、関係各課と事前協議を行い、企画課、産業振興課と事前協議を行いまして、その後全課から意見を聴取し、その後に外部機関、福島県とか、商工会ですとか、そういった外部機関の意見を聴取いたしまして、都市計画審議会にお諮りしたいと考えます。ですので、何とぞご理解よろしくお願いいたします。
- ○議長(高橋 実君) 6番、遠藤一善君。
- ○6番(遠藤一善君) 今の流れは通常の流れで、決して間違っていないと思うのですけれども、それでは時間もかかり過ぎます。私が言っているのは、そういう正規なルートではなくて、もう既にいろんなところで起きています。うちのところの土地は、下水が通っているので、結構優位なのです、いろんな意味で。そうしたら、その優位性をするために、このエリアは絶対住宅以外は困るというところは残してもらうのは当然です。でも、それを町、全課挙げて決めて都市計画審議会に通さないと間に合わないだろうと思うのです。だから、年度の途中であっても、都市計画の用途変更をするために、全課まとまって進める、組織というか、考え方を変えていかないといけないと思うのですけれども、その辺課長としてはそのとおりやっていくしかないのでしょうけれども、これは町の執行部の上で早く変更ができるような形を取っていくべきだと思うのですけれども、いかがですか。
- ○議長(高橋 実君) 町長。
- ○町長(山本育男君) 今議員のおっしゃるとおりだと思います。我々も用途変更については、できるだけ利便性のいいように、そして簡潔に早くできるように今後取り組んでいく考えでおりますので、どうぞご理解をお願いいたします。
- ○議長(高橋 実君) ほかにありますか。 〔「なし」と言う人あり〕
- ○議長(高橋 実君) なければ、質疑を終了いたします。 討論。

[「なし」と言う人あり]

○議長(高橋 実君) 討論なしと認めます。

これより議案第58号 令和4年度富岡町一般会計補正予算(第3号)の件を採決いたします。 本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長(高橋 実君) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号 令和4年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)の件を議題と いたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長(高橋 実君) 内容の説明を健康づくり課長より求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長(遠藤博生君) それでは、議案第59号 令和4年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、前年度繰越金の確定及び前年度繰入金の精算に伴う一般会計繰出金の増額などにより、既定の予算に歳入歳出それぞれ1億8,353万2,000円を増額し、歳入歳出の総額を25億6,736万円とするものであります。

67ページを御覧ください。まず、歳入についてご説明いたします。第6款繰入金、第1項他会計繰入金531万3,000円の減額は、人事異動に伴う職員給与費等繰入金の減によるものでございます。

第7款繰越金、第1項繰越金は、令和3年度決算による繰越額の確定に伴い、前年度繰越金1億8,884万5,000円を増額するものであり、歳入合計1億8,353万2,000円の増額補正となるものであります。

68ページを御覧ください。続きまして、歳出についてご説明いたします。第1款総務費522万3,000円の減額は、第1項総務管理費において、職員給与費593万3,000円を減額する一方、国保連合会の負担金62万円などの増額によるものでございます。

第6款諸支出金1,001万2,000円の増額は、第1項償還金及び還付加算金において、前年度事業確定に伴い、特別交付金等の返還が生じたことにより226万3,000円を、第2項繰出金において、前年度繰入金精算に係るルール分の返還金として一般会計繰出金774万9,000円をそれぞれ増額するものでございます。

第7款第1項予備費において、1億7,874万3,000円を増額し、歳出合計1億8,353万2,000円の増額 補正となるものであり、補正後の歳入歳出の総額を25億6,736万円とするものでございます。

説明は以上であります。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長(高橋 実君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入りますが、この件については項目が少ないことから、一括して質疑を承ります。72ページから81ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) なければ、質疑を終了いたします。 討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 討論なしと認めます。

これより議案第59号 令和4年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長(高橋 実君) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号 令和4年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長(高橋 実君) 内容の説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

〇都市整備課長(志賀智秀君) それでは、議案第60号 令和4年度富岡町公共下水道事業特別会計 補正予算(第3号)の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ182万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3,382万8,000円とするものであります。

85ページを御覧ください。初めに、歳入についてご説明いたします。第4款繰入金、第1項繰入金 602万6,000円の減額は、歳入歳出予算の調整によるものです。

第5款繰越金、第1項繰越金785万4,000円の増額は、令和3年度事業費の確定による歳計剰余金785万4,000円の予算計上であり、歳入総額としては182万8,000円の増額補正となったものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。86ページを御覧ください。第1款事業費、第1項下水道事業費182万8,000円の増額は、公共下水道維持費において人事異動に伴う給与費の精査による増額補正

であり、歳出総額でも182万8,000円の増額補正となったものであります。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長(高橋 実君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この件についても項目が少ないことから、一括して質疑を承ります。90ページから97ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) なければ、質疑を終了いたします。

討論。

[「なし」と言う人あり]

○議長(高橋 実君) 討論なしと認めます。

これより議案第60号 令和4年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長(高橋 実君) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号 令和4年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)の件を議題と いたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

[総務課課長補佐兼秘書係長朗読]

○議長(高橋 実君) 内容の説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長(志賀智秀君) それでは、議案第61号 令和4年度富岡町農業集落排水事業特別特別会計補正予算(第3号)の内容についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,100万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,958万4,000円とするものであります。

101ページを御覧ください。初めに、歳入についてご説明いたします。第4款繰入金、第1項繰入金1,497万9,000円の増額は、歳入歳出予算の調整によるものです。

第5款繰越金、第1項繰越金602万1,000円の増額は、令和3年度事業費の確定による歳計剰余金

602万1,000円の予算計上であり、歳入総額としては2,100万円の増額補正となったものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。102ページを御覧ください。第1款集落排水事業費、第1項集落排水事業費2,100万円の増額は、集落排水災害復旧事業費において災害復旧工事費及び上水道施設の管渠工事補償費の増により2,100万円を増額するものであり、歳出総額としても2,100万円の増額補正となったものであります。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長(高橋 実君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この件についても項目が少ないことから、一括して質疑を承ります。106ページから109ページまで ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(高橋 実君) なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) なければ、質疑を終了いたします。 討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 討論なしと認めます。

これより議案第61号 令和4年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長(高橋 実君) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号 令和4年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長(高橋 実君) 内容の説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長(志賀智秀君) それでは、議案第62号 令和4年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ877万4,000円とするものであります。

113ページを御覧ください。初めに、歳入についてご説明いたします。第1款繰入金、第1項繰入金347万5,000円の減額は、歳入歳出予算の調整によるものです。

第2款繰越金、第1項繰越金337万5,000円の増額は、令和3年度事業費の確定による歳計剰余金337万5,000円の予算計上であり、歳入総額としては10万円の減額補正となったものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。114ページを御覧ください。第1款事業費、第1項事業費10万円の減額は、土地区画整理事業費において人事異動に伴う給与費の減額によるものであり、歳出総額でも10万円の減額補正となったものであります。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長(高橋 実君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この件についても項目が少ないことから、一括して質疑を承ります。118ページから125ページまで ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(高橋 実君) なければ、質疑を終了いたします。 討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 討論なしと認めます。

これより議案第62号 令和4年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)の件を 採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長(高橋 実君) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号 令和4年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)の件を議題といた します。

総務課長補佐の朗読を求めます。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

- ○議長(高橋 実君) 内容の説明を福祉課長より求めます。 福祉課長。
- ○福祉課長(飯塚裕之君) 議案第63号 令和4年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算(第1号) の内容について説明いたします。

今回の補正は、主に令和3年度の決算に伴い、本年度への繰越金の額が確定したこと及び介護保険給付費の増額に伴う国県支出金などの増額により、歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,732万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を17億1,552万3,000円とするものです。

129ページを御覧ください。初めに、歳入について説明いたします。第3款国庫支出金、第1項国庫負担金において、住宅改修の件数増により介護給付費負担金で3万6,000円を増額、また低所得者保険料軽減負担金で令和3年度精算により105万円をそれぞれ増額し、合わせて108万6,000円を増額するものです。

第2項国庫補助金において、住宅改修の件数増による調整交付金で5万7,000円、災害臨時特例補助金で1万2,000円をそれぞれ増額し、合わせて6万9,000円を増額するものです。

第4款支払基金交付金も同様に、第1項支払基金交付金において、住宅改修の件数増により介護給付費交付金で4万8,000円、地域支援事業支援交付金で17万2,000円をそれぞれ増額し、合わせて22万円を増額するものです。

第5款県支出金も同様で、第1項県負担金において、住宅改修の件数増により介護給付費交付金で2万2,000円を増額、また低所得者保険料軽減負担金で令和3年度精算により34万5,000円をそれぞれ増額し、合わせて36万7,000円を増額するものです。

第7款繰入金、第1項他会計繰入金は、住宅改修の件数増による保険者負担分を2万5,000円増額する一方、職員給与費等を569万2,000円減額するため、一般会計繰入金を566万7,000円減額するものです。

第8款繰越金、第1項繰越金では、令和3年度の決算により繰越金の額が確定したため、7,124万4,000円を増額するものです。

第9款諸収入、第2項雑入は、生活保護受給者に係る県からの要介護認定事務委託料として8,000円 を増額するものです。

以上のことから、歳入において補正総額を6,732万7,000円増額し、歳入予算総額を17億1,552万3,000円とするものです。

続きまして、歳出について説明いたします。130ページを御覧ください。第1款総務費の569万2,000円の減額は、第1項総務管理費のうち、介護システム改修委託料において64万3,000円を増額する一方、職員並びに会計年度任用職員の給与費、合わせて633万5,000円を減額したことによるものです。

第2款保険給付費においては、住宅改修の件数増により、第2項介護サービス等諸費で20万円を増額、第3款地域支援事業費においては、認知症予防マップの増刷により2万3,000円を増額する一方、備品購入費を同額減額するため、増減なしとするものです。

第4款基金積立金、第1項基金積立金は、介護給付費準備基金積立金として1,155万5,000円を増額するものです。

第5款諸支出金における6,166万4,000円の増額は、第1項償還金及び還付加算金において、前年度

の精算により国庫支出金等の返還金として5,660万7,000円を増額。

第2項繰出金においても、前年度決算に伴う精算金を一般会計繰出金として返還するため、505万7,000円を増額したことによるものです。

以上のことから、歳出において補正総額を6,732万7,000円増額し、歳出予算総額を17億1,552万3,000円とするものであります。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長(高橋 実君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この件についても項目が少ないことから、一括して質疑を承ります。134ページから148ページまで ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(高橋 実君) なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) なければ、質疑を終了いたします。 討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 討論なしと認めます。

これより議案第63号 令和4年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長(高橋 実君) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号 令和4年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長(高橋 実君) 内容の説明を健康づくり課長より求めます。

健康づくり課長。

〇健康づくり課長(遠藤博生君) それでは、議案第64号 令和4年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、前年度繰越金の確定及び前年度繰入金の精算に伴う一般会計繰出金の増額などにより、既定の予算に歳入歳出それぞれ506万1,000円を増額し、歳入歳出の総額を6,707万3,000円とする

ものでございます。

151ページを御覧ください。まず、歳入についてご説明いたします。第4款繰越金、第1項繰越金において、令和3年度決算による繰越額の確定に伴い、前年度繰越金506万1,000円を増額するものであり、歳入合計でも506万1,000円の増額補正となるものでございます。

152ページを御覧ください。続きまして、歳出についてご説明いたします。第3款諸支出金、第2項繰出金505万9,000円の増額は、前年度繰入金の精算により一般会計に返還するものでございます。

第4款第1項予備費において、会計内調整のため、2,000円を増額し、歳出合計506万1,000円の増額補正となるものであり、補正後の歳入歳出の総額を6,707万3,000円とするものでございます。

説明は以上であります。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長(高橋 実君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この件についても項目が少ないことから、一括して質疑を承ります。156ページから159ページまで ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) なければ、質疑を終了いたします。 討論。

[「なし」と言う人あり]

○議長(高橋 実君) 討論なしと認めます。

これより議案第64号 令和4年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長(高橋 実君) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号 令和4年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

- ○議長(高橋 実君) 内容の説明を福祉課長より求めます。 福祉課長。
- ○福祉課長(飯塚裕之君) 議案第65号 令和4年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算(第

1号) について説明いたします。

今回の補正は、令和3年度の決算に伴い、繰越金の額が確定したこと及び人事異動による職員給与費の補正であり、歳入歳出予算をそれぞれ38万5,000円増額し、歳入歳出予算総額を933万3,000円とするものです。

163ページを御覧ください。初めに、歳入について説明いたします。第2款繰入金、第1項一般会計繰入金において、会計年度職員給与費を11万7,000円減額するものです。

第3款繰越金、第1項繰越金においては、令和3年度の決算により繰越金の額が確定したため、50万2,000円を増額し、補正後の歳入予算総額を933万3,000円とするものです。

次に、歳出について説明いたします。164ページを御覧ください。第1款介護予防支援事業費、第1項介護予防サービス事業費において、会計年度任用職員給与費を11万7,000円減額、第2款諸支出金、第1項繰出金においては、前年度からの繰越金額が確定したことで一般会計に一般会計繰出金として返還するため、50万2,000円を増額し、補正後の歳出予算総額を933万3,000円とするものです。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長(高橋 実君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この件についても項目が少ないことから、一括して質疑を承ります。168ページから173ページまで ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(高橋 実君) なければ、質疑を終了いたします。 討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 討論なしと認めます。

これより議案第65号 令和4年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長(高橋 実君) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この後、休議をいたしますが、休議の中で各委員会を開いていただきます。

それでは、委員会の開会時間と場所について申し上げます。この後、直ちに第1委員会室において 総務文教常任委員会、第2委員会室において産業厚生常任委員会を開催していただき、その後、議会 運営委員会を第1委員会室で、終わりましたら議会広報特別委員会を第1委員会室で開催していただき、最後に原子力発電所等に関する特別委員会を全員協議会室で開催していただきますようお願いいたします。

それでは、11時35分まで休議いたします。

休 議 (午前11時25分)

再 開 (午前11時35分)

○議長(高橋 実君) 再開いたします。

○委員会報告

○議長(高橋 実君) 日程第3、委員会報告に入ります。

初めに、総務文教常任委員会の報告を委員長より求めます。

6番、遠藤一善君。

[総務文教常任委員会委員長(遠藤一善君)登壇]

〇総務文教常任委員会委員長(遠藤一善君) 報告第27号 令和4年9月15日、富岡町議会議長、高橋実様、総務文教常任委員会委員長、遠藤一善。

閉会中の継続調査の申出について。本委員会は、9月15日午前11時25分より富岡町役場第1委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

- 記。1、所管事務の調査。(1)総務課に関する件、(2)企画課に関する件、(3)税務課に関する件、(4)住民課に関する件、(5)教育総務課に関する件、(6)生涯学習課に関する件、(7)出納室に関する件、(8)議会事務局に関する件。
- 2、調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議会事務局長。
- 3、調査の結果。調査未了につき、当委員会において閉会中の継続調査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続調査の申出をいたします。
- ○議長(高橋 実君) お諮りいたします。

ただいま総務文教常任委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご 異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、産業厚生常任委員会の報告を委員長より求めます。

7番、安藤正純君。

[産業厚生常任委員会委員長(安藤正純君)登壇]

○産業厚生常任委員会委員長(安藤正純君) 報告第28号 令和4年9月15日、富岡町議会議長、高橋実様、産業厚生常任委員会委員長、安藤正純。

閉会中の継続調査の申出について。本委員会は、9月15日午前11時26分より富岡町役場第2委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

- 記。1、所管事務の調査。(1)都市整備課に関する件、(2)いわき支所に関する件、(3)郡山支所に関する件、(4)健康づくり課に関する件、(5)福祉課に関する件、(6)農業委員会に関する件、(7)産業振興課に関する件、(8)生活環境課に関する件。
 - 2、調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、庶務係長。
- 3、調査の結果。調査未了につき、当委員会において閉会中の継続調査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続調査の申出をいたします。
- ○議長(高橋 実君) お諮りいたします。

ただいま産業厚生常任委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご 異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(高橋 実君) 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会運営委員会の報告を委員長より求めます。

4番、渡辺正道君。

〔議会運営委員会委員長(渡辺正道君)登壇〕

〇議会運営委員会委員長(渡辺正道君) 報告第29号 令和4年9月15日、富岡町議会議長、高橋実 様、議会運営委員会委員長、渡辺正道。

閉会中の継続審査及び調査の申出について。本委員会は、9月15日午前11時27分より富岡町役場第 1委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

- 記。1、審査及び調査事件。(1)会期、議事日程、議案の取扱い、発言等議会の運営に関する件、
- (2) 議会関係例規類の制定、改廃に関する件、(3) 議長の諮問に関する件。
- 2、審査及び調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議 長、議会事務局長、庶務係長。
- 3、審査及び調査の結果。審査及び調査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査及び調査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査及び調査の申出をいたします。
- ○議長(高橋 実君) お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議

ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(高橋 実君) 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会広報特別委員会の報告を委員長より求めます。

5番、高野匠美君。

〔議会広報特別委員会委員長(高野匠美君)登壇〕

○議会広報特別委員会委員長(高野匠美君) 報告第30号 令和4年9月15日、富岡町議会議長、高橋実様、議会広報特別委員会委員長、高野匠美。

閉会中の継続審査の申出について。本委員会は、9月15日午前11時28分より富岡町役場第1委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、審査事件。議会の広報等及び議会報の編集に関する件。

- 2、審査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会 事務局長、庶務係長。
- 3、審査の結果。審査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申出をいたします。
- ○議長(高橋 実君) お諮りいたします。

ただいま議会広報特別委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご 異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(高橋 実君) 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、原子力発電所等に関する特別委員会の報告を委員長より求めます。

9番、渡辺三男君。

〔原子力発電所等に関する特別委員会委員長(渡辺三男君)登壇〕

○原子力発電所等に関する特別委員会委員長(渡辺三男君) 報告第31号 令和4年9月15日、富岡 町議会議長、高橋実様、原子力発電所等に関する特別委員会委員長、渡辺三男。

閉会中の継続審査の申出について。本委員会は、9月15日午前11時30分より富岡町役場全員協議会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、審査事件。原子力発電所並びに東日本大震災に関する件。

- 2、審査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会 事務局長、庶務係長。
 - 3、審査の結果。審査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査の要ありと決したので、富

岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申出をいたします。

○議長(高橋 実君) お諮りいたします。

ただいま原子力発電所等に関する特別委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり 決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

○動議の提出

〔「議長、1番」と言う人あり〕

- ○議長(高橋 実君) 1番、堀本典明君。
- ○1番(堀本典明君) この際、議決の結果生じた字句等の整理について議長に委任するため動議を 提出いたします。

〔「賛成」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) お諮りします。

ただいま1番、堀本典明君より動議の提出がありました。所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

動議の内容について、1番、堀本典明君より説明を求めます。

1番、堀本典明君。

- ○1番(堀本典明君) 本定例会において議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理について、富岡町議会会議規則第45条の規定により、議長に委任いたしたく発案いたします。
- ○議長(高橋 実君) お諮りいたします。

ただいまの動議のとおり決するにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(高橋 実君) 異議なしと認めます。

よって、字句、数字等の本筋を失わない範囲における修正等について、富岡町議会会議規則第45条の規定により、議長に一任することに決しました。

○閉会の宣告

○議長(高橋 実君) 以上をもって本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。 これをもって令和4年第7回富岡町議会定例会を閉会いたします。

閉 会 (午前11時46分)

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和4年 月 日

議 長 高 橋 実 員 議 佐 藤 啓 憲 辺 議 員 渡 正 道